

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB16-9 r. 5.0
提出年月日	令和4年11月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

令和4年11月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	-------------	---------	------

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（比較表相違理由欄参照）
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（比較表相違理由欄参照）
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-3) バックフィット関連事項

なし

2. まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 既許可に係る記載の相違

燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第16条及び技術基準規則第26条、第34条、第47条における追加要求事項は下表1のとおりであり、その他の要求事項に変更はない。したがって、以下の追加要求事への適合性に係る記載を除いては既許可時から設計に変更がないため、記載の相違があつても既許可に係る記載の相違である。

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
表 1 : 設置許可基準規則第 16 条及び技術基準規則第 26 条、第 34 条、第 47 条における追加要求事項			
設置許可基準規則第 16 条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)		技術基準規則第 26 条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	
2 二 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。		2 二 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。	
3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。		技術基準規則第 34 条 (計測措置) 発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。 十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位 3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（同項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）にあっては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものでなければならない。 4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する主要な装置以外の装置であって、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えることができる。	
		技術基準規則第 47 条 (警報装置等) 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対処する機能を有している場合は、この限りでない。	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

2-2) 主な相違（相違理由の類型化）

主な相違箇所は表2、3のとおりであり、比較表においては相違理由を類型化して記載する。具体的には、表4に示す相違について、相違理由欄の記載を省略する。また、表5に示す相違については、相違理由欄に「類型化番号および相違項目」のみを記載し、説明は省略する。

表2：相違理由の類型化（相違理由欄の記載を省略するもの）

番号	相違項目	説明
一	■記載表現の相違（「、」、「、」）	・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）すべて「、」としている。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。
二	■資料番号の相違	
三	■名称の相違（申請プラント）	（泊・大飯）使用済燃料ピット／（女川）使用済燃料プール、（泊・大飯）ピット／（女川）プール （泊）燃料取扱棟／（女川）原子炉建屋原子炉棟／（大飯）原子炉周辺建屋 （泊）燃料取扱棟クレーン・使用済燃料ピットクレーン／（女川）原子炉建屋クレーン・燃料交換機／（大飯）補助建屋クレーン・使用済燃料ピットクレーン
四	■記載表現の相違（発電用原子炉施設）	
五	■記載表現の相違（エネルギー／エネルギー）	・泊は、記載をエネルギーとしている。
六	■名称の相違（申請プラント）	
七	■記載表現の相違（発電用原子炉施設）	・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化。

表3：相違理由の類型化（相違理由欄に、類型化番号および相違項目のみを記載。説明を省略するもの）

番号	相違項目	説明
①	■既許可記載の相違	・新規制基準のうちDB16条の追加要求事項（重量物落下防止、監視設備）に対して、既許可時点から設計に変更を伴わない部分に係る、記載の相違。
②	■設備の相違（MOX燃料）	・泊はMOX燃料の設置許可を取得しており、MOX新燃料の取扱・貯蔵について記載している。また、「新燃料」のうちウラン新燃料のみを示す場合（MOX新燃料を含まない場合）は、『ウラン新燃料』と記載している。 ・女川、大飯はMOX燃料の設置許可は取得していない。
③	■記載の充実（追加要求事項対象外、大飯参照） ■記載の充実（追加要求事項対象外、女川参照）	・新規制基準のうちDB16条の追加要求事項（重量物落下、監視設備）の対象外だが、先行の新規制基準適合プラントに比べて情報量が不足しているため、記載を充実するもの。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 <目次> 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 別添資料1 使用済燃料ピットへの重量物落下について 別添資料2 使用済燃料ピット監視設備について 3. 技術的能力説明資料 別添資料3 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 4. 現場確認プロセス 別添資料4 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について 5. 参考資料 別添資料5 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について	第16条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 <目次> 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 追加要求事項に対する適合方針 2. 1 使用済燃料プールへの重量物落下について 2. 2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について 3. 別添資料 別添資料1 使用済燃料プールへの重量物落下について 別添資料2 使用済燃料プール監視設備について 別添資料3 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 別添資料4 使用済燃料プールへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について	第16条：燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 <目次> 1. 基本方針 1. 1 要求事項の整理 1. 2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1. 3 気象等 1. 4 設備等（手順等含む） 2. 追加要求事項に対する定期合方針 2. 1 使用済燃料ピットへの重量物落下について 2. 2 使用済燃料ピットを監視する機能の確保について 別添資料1 使用済燃料ピットへの重量物落下について 別添資料2 使用済燃料ピット監視設備について 3. 技術的能力説明資料 別添資料3 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 4. 現場確認プロセス 別添資料4 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る対象重量物の現場確認について 5. 参考資料 別添資料5 使用済燃料ピット内への落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について	<ul style="list-style-type: none"> ■【女川】記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川では、評価条件変更の記載で作成。 ■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■【女川】記載方針の相違（資料構成：大飯参照） <ul style="list-style-type: none"> ・次項と合わせて、記載の充実している大飯に合わせた。 ■【女川】記載内容の相違（大飯参照） ■【女川】記載内容の相違（大飯参照） ■【女川】記載内容の相違（大飯参照）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化とともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5.において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化とともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化とともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4.において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>5.において、落下物による使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について説明する。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■設備名称の相違（プラント名） ■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■【女川】記載の充実（大飯参照）</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について、設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条において、追加要求事項を明確化する（表 1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条を第 1.1-1 表に示す。また、第 1.1-1 表において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第 16 条並びに技術基準規則第 26 条、第 34 条及び第 47 条を表 1 に示す。また、表 1 において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化するもの。 <p>■記載表現の相違（表番号）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>技術基準規則 設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。</p> <p>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</p> <p>一</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p> <p>一</p>	<p>第1.1-1表 設置許可基準規則第16条及び技術基準規則第26条、第34条及び47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う能力を有するものとすること。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</td><td> <p>第二十六条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p> </td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table> <p>表1 設置許可基準規則第18条並びに技術基準規則第28条、第34条及び第47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第18条 (燃料取扱設備及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第28条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</td><td> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p> </td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う能力を有するものとすること。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	<p>第二十六条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p>	変更なし	設置許可基準規則 第18条 (燃料取扱設備及び貯蔵施設)	技術基準規則 第28条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。	<p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p>	変更なし	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考													
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う能力を有するものとすること。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。	<p>第二十六条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p>	変更なし													
設置許可基準規則 第18条 (燃料取扱設備及び貯蔵施設)	技術基準規則 第28条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考													
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。	<p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中にかかる衝撃、熟その他の容器に加わる負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。</p>	変更なし													

表1 設置許可基準規則第16条並びに技術基準規則第26条、第34条及び47条 要求事項

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>五 燃料体等の取扱中ににおける燃料体等の落下を防止できるものとすること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</th><th>技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</td><td>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。</td><td>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考	四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。	六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	変更なし	五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。	変更なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第 16 条^④ (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)^④</th><th>技術基準規則 第 26 条^④ (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)^④</th><th>備考^④</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。^④</td><td>六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できること。^④</td><td>変更なし^④</td></tr> <tr> <td>五 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。^④</td><td>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。^④</td><td>変更なし^④</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第 16 条 ^④ (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) ^④	技術基準規則 第 26 条 ^④ (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) ^④	備考 ^④	四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 ^④	六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できること。 ^④	変更なし ^④	五 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。 ^④	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。 ^④	変更なし ^④	
技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	技術基準規則 第 26 条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考																			
四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。	六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないように遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	変更なし																			
五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。	変更なし																			
設置許可基準規則 第 16 条 ^④ (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設) ^④	技術基準規則 第 26 条 ^④ (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) ^④	備考 ^④																			
四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 ^④	六 前号の容器は、内部に燃料体等を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう遮蔽できること。 ^④	変更なし ^④																			
五 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。 ^④	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。 ^④	変更なし ^④																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>第16条 (燃料体等の貯蔵施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設ければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがあるものとすること。</p> <p>燃料体等を必要に応じて貯蔵する場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するものとする。 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがある構造であること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p> <p>第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されると公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p> <p>三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p>	<p>技術基準規則 第28条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p> <p>第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。</p> <p>五 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による敷地外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備の格納施設及び放射性物質の放出を低減する発電用原子炉施設を施設すること。</p> <p>三 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。</p> <p>一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>二 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 使用済燃料からの放材線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。</p> <p>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>ヘ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使 用 済 燃 料 そ の 他 高 放 射 性 の 燃 料 体 の 被 覆 が 著 し く 腐 食 す る おそれがある場合は、これを防止すること。</p> <p>四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。</p> <p>二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。</p> <p>二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使 用 済 燃 料 そ の 他 高 放 射 性 の 燃 料 体 の 被 覆 が 著 し く 腐 食 す る おそれがある場合は、これを防止すること。</p>	<p>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</p> <p>四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。</p> <p>二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使 用 済 燃 料 そ の 他 高 放 射 性 の 燃 料 体 の 被 覆 が 著 し く 腐 食 す る おそれがある場合は、これを防止すること。</p>	<p>技術基準規則 第19条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 使用済燃料からの放材線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。</p> <p>二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>ヘ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>	<p>技術基準規則 第28条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</p> <p>四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の放射線を遮蔽するために必要な量の水があること。</p> <p>二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>ヘ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。</p> <p>イ 放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造であること。</p> <p>ハ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)</td><td>備考</td><td></td></tr> <tr> <td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬものとすること。 一</td><td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</td><td>追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</td><td></td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考		二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬものとすること。 一	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。		<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)</td><td>備考</td><td></td></tr> <tr> <td>二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</td><td>ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</td><td>追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</td><td></td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考		二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。			
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び貯蔵設備)	備考																	
二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬものとすること。 一	二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。																	
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第26条 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)	備考																	
二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	追加要求事項 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわぬること。 七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第34条（計測装置）</p> <p>備考</p> <p>追加要求事項</p> <p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することを設けなければならない。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置。（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）においては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものとすること。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の燃料取扱設備の状態を示す装置（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>設置許可基準規則 第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）</p> <p>技術基準規則 第34条（計測装置）</p> <p>備考</p> <p>追加要求事項</p> <p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することを設けなければならない。</p> <p>3 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる装置を設けなければならない。</p> <p>十四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）においては、外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の燃料取扱設備の状態を示す装置（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>設置許可基準規則 第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）</p> <p>技術基準規則 第34条（計測装置）</p> <p>備考</p> <p>追加要求事項</p> <p>発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって、これに代えることができる。十四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位。</p> <p>3 第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を計測する装置（第一項第十二号に掲げる事項を計測する装置にあっては、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に属するものに限る。）においては、外部電源が喪失した場合においてもこれらの事項を計測することができるものとすること。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準規則 第34条 (計測装置)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならず。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p> </td><td>追加要求事項</td></tr> </tbody> </table>	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考	<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならず。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>	追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術基準規則 第34条 (計測装置)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p> </td></tr> </tbody> </table>	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考		<p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第34条 (計測装置)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p> </td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考			<p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>	
技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考																
<p>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならず。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>	追加要求事項																
技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考																
	<p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>																
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第34条 (計測装置)	備考															
		<p>4 第一項第一号及び第三号から第十五号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。ただし、設計基準事故時の放射性物質の濃度及び換算当量率を計測する主要な装置以外の装置であつて、断続的に試料の分析を行う装置については、運転員その他の従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもつて、これに代えることができる。</p>															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<table border="1"> <tr> <td>技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>備考 第47条 (警報装置等)</td><td> <table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</td><td>2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table>	技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	備考 第47条 (警報装置等)	<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</td><td>2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項		<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</td><td>2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項	
技術基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	備考 第47条 (警報装置等)	<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</td><td>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</td><td>2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項										
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																
(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項																
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																
(再掲) 3. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室内伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。	2. 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を設けなければならない。ただし、発電用原子炉施設が、使用済燃料貯蔵槽の水温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい低下に自動的に対応する機能を有している場合は、この限りでない。	追加要求事項																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p> </td><td> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p> </td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p>	変更なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p> </td><td> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければいけない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p> </td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければいけない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p>	変更なし	<p>■【大飯】記載の拡充（女川実績反映）</p> <p>・第16条第4項について、大飯は記載していない。</p>
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考													
<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p> <p>四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように行うこと。</p>	変更なし													
設置許可基準規則 第16条 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考													
<p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののはか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の発熱熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。</p>	<p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければいけない。</p> <p>六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。</p> <p>ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。</p> <p>ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。</p> <p>ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。</p> <p>七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。</p>	変更なし													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ピットから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とともに、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、クレーン等安全規則に基づく点検等の落下防止対策を行う設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項及び評価条件変更に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ブルから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ブルから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とすることとし、使用済燃料ブルの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (k) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）は、燃料体等を取り扱う能力を有し、燃料体等が臨界に達するおそれがない、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。）は、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納でき、放射性物質の放出を低減でき、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するとともに、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有し、使用済燃料ブルから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料ブルから水が漏えいした場合において、水の漏えいを検知することができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の貯蔵施設は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とすることとし、使用済燃料ブルの機能に影響を及ぼす重量物については落下しない設計とする。</p>	<p>■【大飯】記載の拡充（女川参照）</p> <p>■【大飯】記載表現の相違（発電用原子炉施設） •以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） •女川の審査実績を踏まえ、記載箇所を変更するもの。 •重量物落下の追加要求事項は貯蔵施設に対する要求であるが、ここは取扱施設について記載している部分であるため、女川に合わせて本頁下部の貯蔵施設側へ移動。</p> <p>■①既許可記載の相違 •新規制基準のうちDB16条の追加要求事項（重量物落下、監視設備）に対して既許可時点から設計に変更を伴わない部分に係る、記載の相違。</p> <p>■【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映：本頁上部参照） •大飯のクレーンのワイヤ2重化等の落下防止対策については、具体的な設備構造や運用の説明であることから、女川と同様に添付八に記載する。</p> <p>■記載表現の相違</p>

【説明資料 (5.2 : 16条別添1-15～28)】

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量を監視することができる設計とする。	使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が利用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、使用済燃料プールの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。	(参考 1,2 : 16 条-別添 1-44～47) 使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを中央制御室に伝えるとともに、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源供給により、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに放射線量を監視することができる設計とする。 【説明資料 (1,2 : 16 条-別添 2-1～8)】	・泊では説明資料番号を記載。 以下、相違理由の記載は省略する。 ■【大飯】記載表現の相違（女川参照）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 A. 3号炉</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用）及び除染装置（1号、2号及び3号炉共用）で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉周辺建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱設備により原子炉周辺建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。 また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できる設計とするとともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯藏能 (i) 新燃料貯蔵設備 a. 構造 新燃料貯蔵設備は、新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉補助建屋内に設置する。 新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない構造とする。</p>	<p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料交換機（1号及び2号炉共用（既設））、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用（既設））等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン等で使用済燃料プールに移し、燃料交換機により炉心に挿入する。 燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料交換機により移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））の水中に貯蔵する。 燃料交換機は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。 また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とするとともに、使用済燃料プール周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯藏能力 (i) 新燃料貯蔵設備 a. 構造 新燃料貯蔵庫は、新燃料を貯蔵ラックに挿入して貯蔵するものであり、原子炉建屋原子炉棟内に設置する。 新燃料貯蔵庫は、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。</p>	<p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする。 また、燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止する設計とするとともに、使用済燃料ピット周辺の設備状況等を踏まえて、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯藏能力 (i) 新燃料貯蔵設備 a. 構造 新燃料貯蔵設備は、ウラン新燃料を新燃料ラックに挿入して貯蔵するものであり、燃料取扱棟内に設置する。 新燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においてもウラン新燃料が臨界に達することのない設計とする。</p>	<p>■既許可構成の相違</p> <p>■①既許可記載の相違 - 女川の燃料交換機は、泊の燃料取替クレーン及び使用済燃料ピットクレーンに該当する。 - 女川の原子炉建屋クレーンは、泊の燃料取扱棟クレーンに該当する。</p> <p>■【大飯、女川】②設備の相違（MOX燃料） - 泊3号炉はMOX燃料設置許可取得済みであり、ウラン新燃料のみ、MOX新燃料のみを示す場合は、「ウラン新燃料」、「ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料」と記載している。</p> <p>■設備名称の相違（燃料取扱棟／原子炉周辺建屋） - 以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■設備の相違（ほう酸水） - 女川は「水中」、泊及び大飯は「ほう酸水中」に燃料を貯蔵する。 - 以降、本相違理由の記載は省略する。</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違</p> <p>■記載の充実（追加要求事項対象外、女川参照） ■記載表現の相違（新燃料貯蔵設備／新燃料貯蔵庫） ■②設備の相違（MOX燃料） ■設備名称の相違（新燃料ラック／貯蔵ラック）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約75%相当分 (ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造 使用済燃料貯蔵設備（3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、3号炉原子炉周辺建屋内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに原子炉周辺建屋内の放射線量率を監視する設備等を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合には、ほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないように設計する。</p> <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約40%相当分 (ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 使用済燃料プール (a) 構造 使用済燃料プール（1号及び2号炉共用（既設））は、燃料体等を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、原子炉建屋原子炉棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール水温、使用済燃料プール上部の空間線量率及び使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。</p> <p>使用済燃料プールは、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>使用済燃料プールは、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約23%相当分 (ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造 使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料体等をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱棟内の放射線量率を監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料ピット浄化冷却設備の有する使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は燃料取扱用水ポンプによる使用済燃料ピットの注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が低下した場合及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置に</p>	<p>■設備の相違（新燃料貯蔵庫の容量） ■【女川】既許可構成の相違</p> <p>■記載表現の相違（共用の記載） ■記載の適正化（女川参照） ■設備の相違（ほう酸水） ■設備名称の相違（貯蔵ラック／使用済燃料ラック） •以降、相違理由の記載は省略 ■記載表現の相違（挿入して／入れて）</p> <p>■記載の適正化（女川参照）</p> <p>■①既許可記載の相違（追加要求事項対象外） ■記載の適正化（大飯参照） ■【女川】①既許可記載の相違（漏えい時のほう酸水注水／追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 •泊および女川では、使用済燃料ピット水浄化冷却設備／燃料プール冷却浄化系について、次頁「(3)核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力」に記載している。 ■【女川】記載表現の相違（内張り／ライニング） ■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■【大飯】記載の拡充（女川参照） ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載の拡充（女川参照）</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■【女川】泊（大飯も）は臨界防</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約1100%相当分（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）とする。</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 (i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 a. 構造 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設ける。</p> <p>b. 冷却能力 使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>(a) 使用済燃料ピット冷却器 (1号、2号及び3号炉共用) 型式 横置U字管式 基数 2 伝熱容量 約4.3MW (1基当たり) 型式 プレート式 基数 1 伝熱容量 約5.18MW</p> <p>(b) 使用済燃料ピットポンプ (1号、2号及び3号炉共用) 台数 2 容量 約546m³/h (1台当たり)</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p> <p>(2) 安全設計方針 該当なし</p>	<p>(b) 貯蔵能力 全炉心燃料の約400%相当分（1号及び2号炉共用（既設））</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 (i) 燃料プール冷却浄化系 燃料プール冷却浄化系は、ポンプ、熱交換器、ろ過脱塩装置等で構成し、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。さらに、全炉心燃料を取り出した場合においても、残留熱除去系を併用して、使用済燃料プール水の十分な冷却が可能な設計とする。 また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給も可能な設計とする。</p> <p>燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p> <p>a. 燃料プール冷却浄化系ポンプ 台数 1 (予備1) 容量 約160m³/h</p> <p>b. 燃料プール冷却浄化系熱交換器 基数 2</p> <p>(2) 安全設計方針 該当なし</p>	<p>おいてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分（1号、2号及び3号炉共用）</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 (i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 a. 構造 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）を設ける。</p> <p>b. 冷却能力 使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。 使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>(a) 使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用） 型式 横置U字管式 基数 2 伝熱容量 約6.3×10³kW (1基当たり)</p> <p>(b) 使用済燃料ピットポンプ（1号、2号及び3号炉共用） 台数 2 容量 約550m³/h (1台当たり)</p> <p>(2) 安全設計方針 (該当なし)</p>	<p>止のためピット内での配置制限が必要。</p> <p>■記載内容の充実（女川実績の反映） ■設備の相違（使用済燃料ピットの容量） ■既許可記載の相違（炉共用） ■以下、泊の使用済燃料ピット水浄化冷却設備は同型の設備で記載が充実している大飯と比較し相違理由を記載する。</p> <p>■②設備の相違（MOX燃料） ■②設備の相違（MOX燃料）</p> <p>■【大飯】設備の相違（冷却器伝熱容量、プレート式冷却器） ・使用済燃料ピット貯蔵能力の相違から崩壊熱量が異なるため、必要な冷却器伝熱容量も異なる。 (追加要求事項対象外)</p> <p>■【大飯】設備の相違（使用済燃料ピットポンプの容量） ■大飯との比較はここまで。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。 <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 二 使用済燃料の貯蔵施設（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）を除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。 	<p>(3) 適合性説明 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。 <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。 	<p>(3) 適合性説明 (燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)</p> <p>第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。 <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。 ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。 ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。 二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。 ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。 ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。 ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないものとすること。 	<p>■【大飯】記載表現の相違（女川実績を参照）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違 ・法令の改正による記載の相違。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p>	<p>3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。</p> <p>二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。</p> <p>4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。</p> <p>二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。</p> <p>三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川参照）</p> <p>■設備の相違（■設備の相違（PWR燃料のチャンネルボックスに相当する設備はない。） ■記載の充実（女川参照） ■設備名称の相違（プラント名、建屋名称）</p> <p>■既許可構成、記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】①既許可記載の相違 ・泊・大飯は取扱設備名を記載。 ■【大飯】記載表現の相違（取扱い／取り扱い） ・泊では「取扱い」（名詞）、「取り扱う」（動詞）</p>
<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いを安全かつ確実に行うことができるよう、次の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等の搬入から搬出までの取り扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>以下、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）のうち、チャンネル・ボックスを除いたものを燃料集合体という。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、下記事項を考慮した設計とする。なお、2号炉原子炉建屋原子炉棟内の燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、その一部を1号及び2号炉共用とする。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、下記事項を考慮した設計とする。なお、3号炉燃料取扱棟内の燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、その一部を1号、2号及び3号炉共用とする。</p> <p>第1項について</p> <p>燃料体等の取扱設備は、以下の方針により設計する。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>燃料取扱設備は、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川参照）</p> <p>■既許可構成、記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】①既許可記載の相違 ・泊・大飯は取扱設備名を記載。 ■【大飯】記載表現の相違（取扱い／取り扱い） ・泊では「取扱い」（名詞）、「取り扱う」（動詞）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取り扱い時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため、十分な考慮を払った設計とする。また、クレーンはワイヤ2重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取扱時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料交換機の燃料つかみ具は二重ワイヤや種々のインターロックを設け、燃料移動中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンの主要要素は、吊り荷の落下防止措置を施すとともに使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料プール上を走行できないなどのインターロックを設ける設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、すべて水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。</p> <p>第1項第4号について 使用済燃料の取扱設備は、取扱時において、十分な水遮蔽深さが確保される設計とする等、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とする。</p> <p>第1項第5号について 燃料取扱設備は二重ワイヤや種々のインターロックを設け、移送操作中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。また、クレーンはワイヤ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時保持機能を有し、使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については落下を防止できる設計とする。</p>	<p>■記載の充実（女川参照）</p>
<p>第2項第1号について 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。</p> <p>イ 燃料の貯蔵設備は、独立の原子炉周辺建屋に設け、原子炉周辺建屋内の独立の区画に新燃料貯蔵庫を設ける。 原子炉周辺建屋内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋給気系統により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が建屋内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋排気系統より排気筒へ排出することで、放射性物質の放出を低減する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、使用済燃料ピット付近のエリヤモニタで検知し、警報を発信する設計とする。</p> <p>加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水净化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。</p> <p>ロ 新燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に必要とする燃料を貯蔵することができる1/3炉心分以上の容量を有し、使用済燃料の貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及</p>	<p>第2項第1号イについて 貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気換気空調系で維持する設計とする。また、燃料等の落下により放射性物質が放出された場合は、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系で処理する設計とする。</p>	<p>第2項第1号について 燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。</p> <p>イ 燃料貯蔵設備としては、燃料取扱棟内に新燃料貯蔵庫及び使用済燃料ピットを設ける。 燃料取扱棟内の使用済燃料ピット水面には、補助建屋換気空調設備により外気を供給し、使用済燃料ピット水面から上昇する気体が燃料取扱棟内に拡散するのを防止するとともに、使用済燃料ピット区域からの排気は補助建屋換気空調設備により排気筒へ排出する設計とする。また、燃料体等の落下により放射性物質が放出された場合は、アニュラス空気浄化設備で処理する設計とする。</p> <p>加えて、使用済燃料ピットには、使用済燃料ピット水净化冷却設備を設け、使用済燃料ピット水に含まれる固形分及びイオン性不純物を除去し、ピット水からの放射線量が十分低くなるように設計する。</p> <p>ロ 新燃料貯蔵設備の貯藏能力は、全炉心燃料の約23%とする。使用済燃料貯蔵設備は、燃料取替時に取り出される燃料及び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯</p>	<p>■【女川】記載表現の相違 ■【女川】記載の充実（大飯参照） ■【女川】設備の相違 ・女川の原子炉建屋クレーンに相当する泊の燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行することが無いようクレーンの走行範囲を物理的に制限しているため、インターロックは設けていない。</p> <p>■設置許可構成の相違、記載表現の相違 ■記載の拡充（建屋名称追加） ■記載内容の相違 ・換気空調設備について泊は詳細に記載。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違（換気空調設備／給気系統・排気系統） ■【大飯】①既許可記載の相違 ・泊では、燃料取扱棟の排気をアニュラス空気浄化設備に切り替え、フィルタをとおして放射性物質の放出を低減する手段を準備している。 (追加要求事項対象外)</p> <p>■設備の相違（新燃料貯蔵庫の容量） ■【女川】①既許可記載の相違（使</p>
<p>第2項第1号ロについて 新燃料貯蔵庫の貯蔵能力は、全炉心燃料の約40%とする。 使用済燃料プールは、2号炉の全炉心燃料の約400%</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>び通常運転時に炉心に装荷されている燃料を貯蔵することができる3号炉及び4号炉おのおの全炉心燃料の約130%相当分以上の容量を有する設計とする。</p> <p>△ 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体との間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は0.98（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料集合体の間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は、0.95（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p> <p>（第2項第1号ハの前半を再掲）</p> <p>△ 3号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び3号炉共用、及び4号炉原子炉周辺建屋内1号、2号及び4号炉共用の使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、燃料集合体との間隔を十分にとり、設備容量分の燃料を収容しても実効増倍率は0.98（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。</p>	<p>相当分貯蔵できる容量とする。</p> <p>第2項第1号ハについて</p> <p>燃料体等の貯蔵設備としては、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プールがある。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な構造とする。</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラックは、燃料間距離を十分とることにより、新燃料を貯蔵能力最大に収容した状態で万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p> <p>なお、実際に起きることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされた場合を仮定しても臨界未満にできる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、耐震Sクラスで設計し、使用済燃料プール中の使用済燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間距離をとることにより燃料が相互に接近しないようにする。また、貯蔵能力最大に燃料を収容し、使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を0.95以下に保つことができる設計とする。</p> <p>第2項第2号イについて</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備については、以下のように設計する。</p> <p>使用済燃料プール内の壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を有し、使用済燃料の上部は十分な水深を持たせた遮蔽により、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>第2項第2号ロについて</p> <p>使用済燃料プールの崩壊熱は、燃料プール冷却净化系の熱交換器で使用済燃料プール水を冷却して除去するが、必要に応じて残留熱除去系の熱交換器を併用する。燃料プール冷却净化系及び残留熱除去系の熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系等を経て最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>藏することができる全炉心燃料の約130%相当分以上の容量、並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を貯蔵できる容量とする。</p> <p>ハ 新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても排水可能な構造とする。</p> <p>新燃料貯蔵庫中の新燃料ラックは、燃料間距離を十分とることにより、新燃料を貯蔵能力最大に収容した状態で万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95（解析上の不確定さを含む。）以下に保つことができる設計とする。</p> <p>なお、実際に起きることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされた場合を仮定しても臨界未満にできる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット及び使用済燃料ラックは、耐震設計Sクラスで設計し、使用済燃料ピット中の使用済燃料ラックは、適切な燃料間距離をとることにより燃料が相互に接近しないようにする。また、貯蔵能力最大に燃料を収容し、使用済燃料ピット水温及び使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも、実効増倍率を0.98（解析上の不確定さを含む。）以下に保つことができる設計とする。</p> <p>第2項第2号について</p> <p>使用済燃料の貯蔵設備については、以下のように設計する。</p> <p>イ 使用済燃料ピットの壁面及び底部はコンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部は十分な遮蔽効果を有する水深を確保し、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>ロ 使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱は、使用済燃料ピット水温净化冷却設備で使用済燃料ピット水を冷却して除去する。使用済燃料ピット水温净化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備を経て原子炉補機冷却海水設備により最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>用済燃料ピット容量） • 泊は1炉心+1取替以上の容量以上（大飯も同じ） • 女川は実際の貯蔵容量（追加要求事項対象外） ■設備の相違（MOX燃料） ■記載表現の相違 ■①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載の充実（女川参照） （追加要求事項対象外）</p> <p>■【女川】記載の充実（大飯参照） （追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】記載の充実（女川参照） （追加要求事項対象外）</p> <p>■記載表現の相違（耐震設計Sクラス／耐震Sクラス）</p> <p>■【女川】設計方針の相違 • 泊（大飯も同じ）では、SFPの実効増倍率を0.98以下（解析上の不確定さを含む）で設計している。 ■【大飯】設置許可構成の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違 ■記載表現の相違（記載の充実：大飯参照） ■【女川】記載表現の相違 ■設備の相違（MOX燃料） ■【女川】設備の相違（残留熱除去系の併用）</p>
<p>下に再掲する</p>			
<p>再掲</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉 る設計とする。	女川原子力発電所2号炉 また、燃料プール冷却浄化系は、ろ過脱塩装置を設置して使用済燃料プール水の浄化を行う設計とする。	泊発電所3号炉 使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット脱塩塔及び使用済燃料ピットフィルタを設置して使用済燃料ピット水の浄化ができる設計とする。	相違理由
ハ 使用済燃料ピットは、冷却水の喪失を防止するため基準地震動に対して機能を維持する設計とともに、冷却水の喪失を引き起こす可能性のあるドレン配管等は設けない設計とする。また、内面はステンレス鋼でライニングし、漏えいを防止する。 さらに、使用済燃料ピットに接続する配管には、サイフォン現象により冷却水の喪失を招かないよう必要な個所にはサイフォンブレーカを設ける。	第2項第2号ハについて 使用済燃料プールの耐震設計は、Sクラスで設計し、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。また、使用済燃料プールには排水口を設けないとともに、使用済燃料プールに入る配管には逆止弁を設けサイフォン効果により使用済燃料プール水が流出しない設計とする。	ハ 使用済燃料ピットの耐震設計は、Sクラスで設計し、内面はステンレス鋼板で内張りし漏えいを防止する。また、使用済燃料ピットには排水口を設けないとともに、使用済燃料ピットに接続する配管には、サイフォン効果により使用済燃料ピット水の喪失を招かないよう必要な個所にはサイフォンブレーカを設ける。	■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載の充実（女川反映） ■【大飯】①既許可記載の相違 ■【大飯】①既許可記載の相違 ■記載の充実（追加要求事項の対象外、大飯参照） ■【女川】設備の相違 泊・大飯はサイフォンブレーカ、女川は逆止弁によりサイフォン効果による水の喪失を防止している。 ■【大飯】記載表現の相違（サイフォン効果／サイフォン現象） ■【大飯】①既許可記載の相違 ■【女川】記載内容の相違 ・泊の水位計は監視可能（大飯も同じ） ■記載内容の充実（女川審査実績の反映）
また、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置及び使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を有する設計とする。	また、使用済燃料プールライニングの破損による漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。 第2項第2号ニについて 燃料交換機の燃料つかみ具は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、かつ、ワイヤ、インターロック等は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施するので燃料体等取扱中に燃料体等が落下することはないと考えるが、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じない設計とする。	また、使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位監視のための水位低及び水位高の警報を有する設計とする。 ニ 燃料体等の取扱設備は、二重のワイヤや種々のインターロックを設け、かつ、ワイヤ、インターロック等は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施するので燃料体等が取扱中に燃料体等が落下することはないと考えるが、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を失うような損傷は生じない設計とする。	■設備の相違 ・女川の原子炉建屋クレーンは使用済燃料プール上の走行が可能であり、使用済燃料輸送容器を吊った場合はプール上を走行できないようインターロックを設けている。泊の燃料取扱機クレーンは、使用済燃料ピット上にレールが無く、物理的に使用済燃料ピット上を走行できない設計としている。
また、使用済燃料ピットクレーン本体等の重量物については、使用済燃料ピットに落下しない設計とする。	また、燃料交換機本体等の重量物については、使用済燃料プールに落下しない設計とする。 なお、使用済燃料輸送容器の落下については、キャスクピットは使用済燃料プールとは障壁で分離し、かつ、原子炉建屋クレーンは吊り荷の落下防止措置を施すとともに使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とするので、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プールに落下することを想定する必要はない。	なお、使用済燃料輸送容器の落下については、キャスクピットは使用済燃料ピットから障壁で分離し、かつ、燃料取扱機クレーンは使用済燃料ピット上を走行できまい設計とするので、使用済燃料輸送容器が使用済燃料ピットに落下することを想定する必要はない。	【説明資料（5.2：16条別添1-15～28） (参考1,2：16条別添1-44～47)】

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第3項第1号について 使用済燃料ピットには使用済燃料ピット水漏れ監視のため、漏れ検知装置を設ける。 また、使用済燃料ピットの水位及び水温監視のため、水位低及び水位高並びに温度高の警報を設け、中央制御室に警報を発信する設計とする。 燃料取扱場所の放射線監視のため、エリアモニタ及び排気筒モニタを設け、放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信する設計とする。	第3項について 使用済燃料プールには、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設備を設け、異常が検知された場合には、中央制御室に警報を発することが可能な設計とする。また、これらの計測設備については非常用所内電源系から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視が可能な設計とする。	第3項第1号について 使用済燃料ピットにおける崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視する目的で、使用済燃料ピット水位計及び使用済燃料ピット水温計を設け中央制御室で監視可能な設計とするとともに、異常が検知された場合には中央制御室に警報を発信し、適切な処置が行えるよう運転員に伝える設計とする。 燃料取扱場所の放射線監視のため、エリアモニタを設け使用済燃料ピットエリアの線量当量率を測定し、これを中央制御室で監視可能な設計とするとともに、過度の放射線レベルを検出した場合には警報を発信し、放射線業務従事者に対して適切な処置がなされるよう運転員に伝える設計とする。 【説明資料 (1.2 : 16条別添2-1~8)】	■記載内容の相違 ・追加要求事項対象外（第3項第1号）に関する記載の相違 泊はより詳細に記載。
第3項第2号について 使用済燃料ピットの水位及び温度並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源より給電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。	第4項について 本発電用原子炉施設では、乾式キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置していない。	第3項第2号について 使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の計測設備は、非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視が可能な設計とする。 【説明資料 (1.4 : 16条別添2-10)】	■記載内容の相違 ■【大飯】記載表現の相違
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	■【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>(3号炉) 燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、燃料体等を発電所内に搬入してから発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 燃料取替えは、平衡時には年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は約60体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第4.1.1.1図及び第4.1.1.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、補助建屋クレーン等を使用して、受取検査後、原子炉周辺建屋内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピットに貯蔵する。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替キャナル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移動する。 これらの使用済燃料の移送は、遮蔽及び冷却のため、すべて水中で行う。 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要に応じて使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）、燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）、キャスク洗浄ピット（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）の概要図を第4.1-1図に示す。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し原子炉建屋原子炉棟から搬出までの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概要</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。 燃料貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。 燃料貯蔵設備及び取扱設備概要図を第4.1.1図、第4.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第4.1.3図に示す。</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出までの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p>	<p>■設備名称の相違</p> <p>■設置許可構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉の「使用済燃料ピット水浄化冷却設備」は、既許可で「燃料の貯蔵設備及び取扱設備」の一設備としており、今回申請でも「添付八4.1燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備」の一設備として記載する。 ・女川2号炉／大飯3,4号炉は「添付八4.2使用済燃料プールの冷却等のための設備／使用済燃料ピット水浄化冷却設備」に記載しているが、DB16条まとめ資料の作成範囲外としている。 <p>■【大飯】①既許可記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は設備の目的、燃料取替間隔、取り出し燃料体数を記載しているが、女川2号炉・泊3号炉は設備の構成について記載している。 <p>■②既許可記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常12箇月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>さらに、燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち、原子炉周辺建屋内の燃料取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備は1号、2号及び3号炉共用とする。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は警報を発信する。</p> <p>(4号炉) 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉と同じ。</p>	<p>使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量は中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p>	<p>使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室で監視できるとともに、異常時は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>【説明資料 (1.1 : 16条別添2-1)】</p>	<p>■【大飯】記載の充実(女川参照)</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉 (3号炉及び4号炉) 4.1.1.2 設計方針 (9) 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット 水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃 料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット 水を冷却して使用済燃料ピットに貯蔵した使用 済燃料からの崩壊熱を十分除去できることと ともに、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持 できる設計とする。 (7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピ ット水の保有量が著しく減少することを防止す るため、基準地震動に対して機能を維持する設 計とするとともに、使用済燃料ピットに接続す る配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起 こさない設計とする。 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下 及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制 御室で監視できるとともに、異常時に警報を発 信する設計とする。 使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状 態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で 監視できるとともに、異常時に警報を発信する 設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定 する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管 理区境界における線量当量率限度から設置区	女川原子力発電所2号炉 4.1.1.2 設計方針 (1) 未臨界性 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、幾何 学的な安全配置又は適切な手段により、臨界 を防止できる設計とする。 燃料体等の貯蔵設備は、燃料体等を貯蔵容 量最大に収容した場合でも通常時はもちろ ん、想定されるいかなる場合でも、未臨界性 を確保できる設計とする。また、燃料体等の 取扱設備は、燃料体等を直接取り扱う場合に は、一體ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止 する設計とする。	泊発電所3号炉 4.1.1.2 設計方針 (1) 未臨界性 (1) (2) 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、幾何 学的な安全配置又は適切な手段により、臨界 を防止できる設計とする。 燃料体等の貯蔵設備は、ウラン新燃料及び ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料を貯 蔵容量最大に収容し、貯蔵設備が純水で満た される等の想定されるいかなる場合でも、未 臨界性を確保できる設計とする。また、燃料 体等の取扱設備は、燃料体等を直接取り扱う 場合には、1体ずつ取り扱う構造とし、臨界を 防止できる設計とする。 (2) 冷却浄化能力 使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用 済燃料ピット内に貯蔵する使用済燃料及びウ ラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料からの 崩壊熱を除去できる設計とする。 使用済燃料ピット水浄化冷却設備の熱交換器 で除去した熱は、原子炉補機冷却海水設備を 経て原子炉補機冷却海水設備により、最終的 な熱の逃がし場である海に輸送できる設計と する。 使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用 済燃料ピット水中の固形状及びイオン状不純 物を除去し、浄化できる設計とする。	相違理由 ■【大飯】①既許可記載の相違 ■【大飯】①既許可記載の相違 ■①既許可記載の相違 ■記載表現の相違 ■記載方針の相違 ・女川は冷却浄化能力に関する記載なし。(追加要求事項対象外) ■【大飯】①既許可記載の相違
泊3号炉の (6)で再掲 する。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊3号炉の(6)で再掲する。</p> <p>泊3号炉の(12)で再掲する。</p> <p>さらに、万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数（全炉心燃料の約30%相当）に十分余裕を持たせた容量を有し、また、使用済燃料の貯蔵設備は、全炉心燃料の取出し及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数（全炉心燃料の約130%相当）に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。</p>	<p>(2) 非常用補給能力 使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブレーションチャンバの水を補給できる設計とする。</p> <p>(3) 貯蔵能力 使用済燃料プールは、使用済燃料を計画どおりに貯蔵した後でも、炉心内の全燃料を使用済燃料プールに移すことができるような貯蔵能力を有した設計とする。また、新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有した設計とする。</p> <p>(4) 遮蔽 使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プールから炉心への移送操作、使用済燃料輸送容器への収容操作等が、使用済燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>(3) 非常用注水能力 使用済燃料ピットから万一漏えいが生じた場合には、燃料取替用水ピットからほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>(4) 貯蔵能力 新燃料貯蔵設備は、通常の燃料取替えを考慮し、適切な貯蔵能力を有する設計とする。 また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数（全炉心燃料の約130%相当）に十分余裕を持たせた貯蔵能力を有する設計とする。</p> <p>(5) 遮蔽 使用済燃料ピット及びキャスクピットの壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保する設計とする。 使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットに接続する配管等が使用済燃料ピット外で破損して使用済燃料ピット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が露出せず、遮蔽上十分な使用済燃料ピット水位を保てる設計とする。</p> <p>燃料体等の取扱設備は、使用済燃料の炉心から使用済燃料ピットへの移送操作、使用済燃料ピットから炉心への移送操作及び使用済燃料輸送容器への収容操作が、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の遮蔽に必要な水深を確保した状態で、ほう酸水中で行うことができる設計とする。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違 ■①既許可記載の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■①既許可記載の相違 ・大飯の設計方針には遮蔽に該当する記載なし。</p> <p>■①既許可記載の相違(配管破損時の遮蔽維持/DB16条追加要求事項対象外)</p> <p>■設備の相違(MOX燃料)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>((7)の前半を再掲)</p> <p>(7) 使用済燃料ピットは、冷却用の使用済燃料ピット水の保有量が著しく減少することを防止するため、基準地震動に対して機能を維持する設計とともに、使用済燃料ピットに接続する配管は、使用済燃料ピット水の減少を引き起さない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包括する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。</p> <p>泊3号炉の(12)で再掲する。</p>	<p>(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とする。また、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、使用済燃料プール水が流出しない設計とする。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び水位警報装置を設ける設計とする。また、使用済燃料プールの水温及び燃料取扱場所の放射線量を測定が可能な設計とする。</p> <p>(6) 構造強度</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのライニングは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料プールの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p>	<p>(6) 漏えい防止及び漏えい監視</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えいを防止するため、使用済燃料ピット及びキャスクピットには排水口を設けない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットに接続する配管は、その配管が破損した場合でもサイフォン効果により使用済燃料ピット水が流出しない設計とする。</p> <p>万一の使用済燃料ピット水及びキャスクピット水の漏えいを監視するため、漏えい検知装置及び使用済燃料ピット水位計を設ける設計とする。</p> <p>(7) 構造強度</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、地震荷重等の適切な組合せを考慮しても強度上耐え得る設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの内張りは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能を損なうような損傷を生じない設計とする。</p> <p>【説明資料（別紙1：16条-別添1-33～36）】</p>	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、監視設備について「(12)監視機能」で記載している。 <p>■既許可記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の既許可記載は女川相当となっている。 <p>■記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、水温及び放射線量の測定は、(12)監視機能で記載している。 <p>■【大飯】記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違</p>
<p>(8) 使用済燃料の貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷が生じない設計とする。</p>		<p>(8) 落下防止</p> <p>燃料取扱設備は、二重ワイヤや種々のインターロックを設け、移送操作中の燃料体等の落下を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料（5.2.2：16条-別添1-24～26）】</p>	
<p>(4) 燃料取扱設備は、移送操作中の燃料体等の落下を防止するため2重ワイヤ等の適切な保持装置を有する設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー(39.3kJ)以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するとともに、基準地震動による地震力に対して床面や壁面へ固定する等により、地震時にも落下を防止できる設計とする。	(7) 落下防止 落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体(チャンネルボックス含む)の落下エネルギー(15.5kJ)以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料プールからの離隔を確保するため、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。	(9) 重量物落下 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体の落下エネルギー(39.3kJ)以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。 【説明資料(2~5:16条-別添1-2~28) 補足説明資料7,8:16条-別添1-63~68】	■【大飯】記載表現の相違 ■【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映)
a. 原子炉周辺建屋 原子炉周辺建屋の天井を支持する鉄骨梁及び柱は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。 壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃料ピット内に落下しない構造とする。	a. 原子炉建屋原子炉棟 原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼鉄(デッキプレート)の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。 また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動に対して使用済燃料プール内へ落下しない設計とする。	a. 燃料取扱棟 燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨梁、柱及び壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。屋根は、鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。 また、下層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 【説明資料(5.2.1 a.:16条-別添1-15~18)】	■記載内容の相違 ・屋根の支持は泊と女川で異なるため、評価方法が異なる。屋根自体は、泊と女川は同等である。 ■設備の相違 ・泊の燃料取扱棟は、下層部と上層部で壁の材質が異なるが、使用済燃料ピット内に落下しない設計としていることは女川、大飯と同じ。
b. 使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体、転倒防止金具等及びレール基礎ボルトにおける評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。	b. 燃料交換機 燃料交換機は、基準地震動による地震荷重に対し、燃料交換機本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、燃料交換機は、ワイヤロープの二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。	b. 使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤ二重化、フック部外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。 (a) クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S.sに対して燃料交換機本体(構造物フレーム)に発生する応力が許容応力以下であること。	■記載箇所の変更(女川審査実績の反映) ■記載表現の相違 ■記載の適正化(大飯参照) ・設備構造、評価方法が近い大飯を参照した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) クレーンの転倒防止金具等に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 地震によって発生する各方向の力に対し、レール基礎ボルトの発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>c. 補助建屋クレーン 補助建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。仮に落下後の移動を想定しても、使用済燃料ピットとの間に燃料取替キャナルがあるため、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物となることはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。 補助建屋クレーンの走行限界位置を第4.1.1.3図に示す。</p>	<p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の転倒防止装置について、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動 S sに対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動 S sに対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>c. 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、原子炉建屋クレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により落下防止対策を施すとともに、使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とする。さらに、重量物の移送時には、走行範囲を制限する措置を講ずることで、仮に原子炉建屋クレーンが走行レールから脱落したとしても、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料プールに落下しない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動 S sに対してクレーン本体に発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動 S sに対して脱線防止ラグに発生する応力</p>	<p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が、許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、地震時に基礎ボルトに発生する応力が、許容応力以下であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泊の使用済み燃料ピットクレーンに横行レールはない。 ■記載の適正化（大飯参照） <p>【説明資料（5.2.1 b. : 16条別添1-18～23）】</p> <p>c. 燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。 燃料取扱棟クレーンの走行限界位置を第4.1.4図に示す。</p> <p>【説明資料（参考1.2 : 16条別添1-44～47）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違（燃料取扱棟クレーン／原子炉建屋クレーン） ・女川は地震時評価を行い、使用済燃料プールに落下しないことを確認。 ・泊（大飯も同じ）は、走行レールが使用済燃料ピット上に無いため、落下しないことを説明。 ■記載内容の相違 ・泊の燃料取扱棟クレーンでキャスクをキャスクピット上で取り扱う場合の運用を記載。 ■記載の充実（大飯参照） <p>■【女川】記載の相違（原子炉建屋クレーン）</p> <p>・基準地震動による評価について記載。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉 が許容応力以下であること。	泊発電所 3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 燃料貯蔵設備は、適切な格納性と補助建屋給気系統及び補助建屋排気系統を有する区画として設計する。	(8) 雰囲気の浄化 燃料体等の貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気を換気空調設備（「8. 放射線管理施設」参照）で維持する設計とする。 また、燃料体等の落下により放射性物質等が放出された場合には、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系（「9. 原子炉格納施設」参照）で処理する設計とする。 (9) 除染 使用済燃料輸送容器の除染ができる設計とする。	(10) 雰囲気の浄化 燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱棟内に配置し、換気空調（「8.2 換気空調設備」参照）で適切な雰囲気を維持する設計とする。 また、燃料取扱棟内における燃料体等の落下等により放射性物質が放出された場合には、アニュラス空気浄化設備（「9.3 アニュラス空気浄化設備」参照）で処理できる設計とする。	■記載表現の相違 ・泊3号炉の既許可記載は女川相当となっている。
(5) 使用済燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	(10) 被ばく低減 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低減する設計とする。	(11) 被ばく低減 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。	■記載内容の相違 ・泊の燃料取扱棟に放射性物質等の放散の抑制は期待していない。
((7) を再掲) 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。 使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する設計とする。 外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。 (1) 燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。	(11) 燃料取扱場所のモニタリング 燃料取扱場所は、崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を検出できるとともに、これを適切に放射線業務従事者へ伝えることができる設計とする。	(12) 監視機能 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に中央制御室に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に中央制御室に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピットエリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に中央制御室に警報を発信する設計とする。	■【女川】記載内容の相違 ・女川の水位、水温及びモニタは『(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視』に記載しているが、監視設備に関する記載は泊（大飯）の方が充実している。
	(12) 試験検査 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。	(13) 試験検査 【説明資料（1.4 : 16条-別添2-10）】 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。	■【大飯】記載表現の相違 ■【大飯】記載拡充（女川実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）により引用】↑</p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫</p> <p>新燃料貯蔵庫は、原子炉補助建屋内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入する構造とし、乾燥状態で貯蔵する。</p> <p>新燃料貯蔵庫は、万一純水で満たされたとしても実効増倍率が0.95以下になるよう設計する。さらに、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても臨界未満となるよう設計する。</p> <p>貯蔵容量は全炉心燃料の約75%相当分とする。</p> <p>貯蔵庫は浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）により引用】↑</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、原子炉周辺建屋内に設け鉄筋コンクリート造で、耐震設計Sクラスとする。壁は遮蔽を考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易するために、ステンレス鋼板で内張りした構造と</p>	<p>4.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備（1号及び2号炉共用、既設）の主要設備の仕様を第4.1-1表に示す。</p> <p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>発電所に到着した新燃料は、受取検査後、原子炉建屋原子炉棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プールに貯蔵する。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫</p> <p>新燃料貯蔵庫は、発電所に到着した新燃料を受取検査後炉心に装荷するまで貯蔵する鉄筋コンクリート造の設備で、原子炉建屋原子炉棟内に設け、全炉心燃料の約40%を収納できる。燃料は堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管する。新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>なお、新燃料は発電所敷地内の倉庫に所定の保安上の措置を行った上、一時仮置することもある。</p> <p>新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ。さらに実際には起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるというような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>(4) 使用済燃料プール</p> <p>使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮蔽を考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。使用済燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>次々 に再掲 ①</p> <p>次々 に再掲 ②</p>	<p>4.1.1.3 主要設備</p> <p>4.1.1.3.1 新燃料貯蔵設備</p> <p>新燃料貯蔵庫は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、鉄筋コンクリート造の設備で、ウラン新燃料をキャン型ラックに1体ずつ挿入する構造であり、乾燥状態で貯蔵する。新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>貯蔵能力は全炉心燃料の約23%相当分である。</p> <p>新燃料ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するため必要な燃料間距離を保持することにより、たとえウラン新燃料を貯蔵容量最大に貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率が0.95以下に保つ。</p> <p>なお、実際に起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>4.1.1.3.2 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造の耐震設計Sクラスの構造物である。</p> <p>使用済燃料ピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には燃料取扱時にも十分な遮蔽効果を有する水深を確保する。</p>	<p>■【女川】設置許可構成の相違</p> <p>■①既許可記載の相違 追加要求事項対象外</p> <p>■記載内容の相違 ・泊には新燃料を一時仮置する倉庫はない。</p> <p>■設備名称、記載表現の相違 (実質相違はない。)</p> <p>■【大飯】記載箇所、内容の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ・壁厚、水深、内張り／ライニングについて、表現は相違しているが、内容は同等。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

する。

次頁に
再掲③

なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。

使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。

次頁に
再掲④

使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない。

使用済燃料プール水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料プール監視設備として、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタを設ける。

なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。

また、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンクの水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサプレッションチャンバのプール水を補給する。

使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。

サイフォンブレーカの配置を第4.1.1.4図に示す。

使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水を注水できる設計とする。

使用済燃料ピット内面は、ステンレス鋼板で内張りし、万一の燃料集合体の落下時にも使用済燃料ピット水の漏えいを防止する。

使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水配管は、使用済燃料ピット上部に取付け、また、注水配管にはサイフォンブレーカを取付け、配管が破損した場合においても使用済燃料ピット水の流出を防止する。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。

サイフォンブレーカの配置を第4.1.5図に示す。

使用済燃料ピット水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料ピット監視設備として、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタを設ける。

なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。

また、使用済燃料ピットには漏えい検知装置を設け、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。

燃料集合体は、ほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水中に貯蔵する。

使用済燃料ピット水が減少した場合には、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水ピットからほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水を注水できる。

■【女川】①既許可記載の相違
 ■【大飯】記載表現の相違

■【女川】記載表現の相違

■【大飯】記載表現の相違

■【女川】設備の相違
 ・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。

■【女川】①既許可記載の相違

■【女川】①既許可記載の相違
 ・使用済燃料ピット／プールへの注水／補給方法の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

<p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,100%相当分とする。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとする。使用済燃料ラックは、材料としてステンレス鋼または中性子吸収材であるボロンを添加したステンレス鋼を使用し、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるよう決定する。</p> <p>使用済燃料ピットには、新燃料を初装荷時に気中に、また、燃料取替え時に水中に一時的に保管する。また、使用済燃料ピットにはバーナブルポイズン、使用済制御棒等を貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p>	<p>①再掲</p> <p>③再掲</p> <p>④再掲</p> <p>本頁下部に再掲⑤</p> <p>②再掲</p> <p>⑤再掲</p>	<p>使用済燃料ピットには、燃料集合体を鉛直に保持するキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。貯蔵能力は、全炉心燃料の約920%相当分である。</p> <p>なお、使用済燃料ピットは、通常運転中は全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとし、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、燃料体等を貯蔵容量最大に貯蔵した状態で純水で満たされ、かつ使用済燃料ピット水温及び使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.98以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットには、使用済の制御棒クラスター、バーナブルポイズン等を貯蔵するとともに、ウラン新燃料及びウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料を一時的に保管する。</p> <p>また、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に使用済燃料を入れて貯蔵する。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器を置くため、使用済燃料ピットの隣にキャスクピット（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。キャスクピットは、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間をゲートによって分離する。</p> <p>キャスクピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、内面はステンレス鋼板で内張りし、キャスクピット水の漏えいを防止する。さらに、キャスクピットには排水口は設けない。</p> <p>また、漏えい検知装置によりキャスクピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違 ■【女川】①既許可記載の相違 ■【女川】記載内容の相違 ・女川は放射化された機器等を貯蔵することを記載。</p> <p>■記載適正化（女川参照）</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■記載適正化（女川参照） ■記載拡充（女川参照）</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違 ・新燃料の保管 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p>
--	--	---	---

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>(3) 除染場ピット 除染場ピット（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、キャスクピットに隣接して設</p>	<p>(5) キャスク除染ピット キャスク除染ピット（1号及び2号炉共用、既設）は使用済燃料プールに隣接して設</p>	<p>4.1.1.3.3 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 (1) 使用済燃料ピットポンプ 使用済燃料ピットポンプ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水を、使用済燃料ピット冷却器に通して再び使用済燃料ピットに戻す冷却系と、使用済燃料ピット脱塩塔及び使用済燃料ピットフィルタを通して再び使用済燃料ピットに戻す浄化系とに送水する。 使用済燃料ピットポンプは、2台設置し、1台が故障した場合でも必要容量を確保できる。 使用済燃料ピットポンプの吸込口は、使用済燃料ピット上部に設け、その配管等が使用済燃料ピット外で破損して使用済燃料ピット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料を露出させない。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット冷却器 使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及びウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱を除去するものであり、使用済燃料ピット水を管側に流し、原子炉補機冷却水を胴側に流す。 使用済燃料ピット冷却器は、2基設置し、過去に取り出された使用 済燃料と1号炉及び2号炉の使用済燃料並びにウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されているときに燃料取替えのため原子炉から全ての燃料を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピットポンプ2台運転で使用済燃料ピット水平均温度を52°C以下に保つことができる。また、使用済燃料ピットポンプ1台運転でも使用済燃料ピット水平均温度を65°C以下に保つことができる。</p> <p>(3) 使用済燃料ピット脱塩塔 使用済燃料ピット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水中のイオン状不純物を除去する。また、使用済燃料ピット脱塩塔は、燃料取替用水ピット水中のイオン状不純物を除去するためにも使用する。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットフィルタ 使用済燃料ピットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水中の固形状不純物を除去する。また、使用済燃料ピットフィルタは、燃料取替用水ピット水中の固形状不純物を除去するためにも使用する。</p>	<p>■既許可構成の相違 ・泊3号炉では使用済燃料ピット水浄化冷却設備を燃料貯蔵設備の一設備として記載する。</p> <p>■設備の相違 ・泊3号炉に除染場ピットは設置しておらず、キャスクの除染</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

<p>け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 原子炉キャビティは原子炉容器上方に設け、燃料取扱時にはほう酸水を満たすことにより燃料取扱時に必要な遮へいが得られるようする。原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、水張りに先立ってシールリングによってシールする。原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを持つ。</p> <p>燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと原子炉補助建屋の間で燃料集合体を移送するための水路である。この水路は原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉補助建屋内キャナル（1号、2号及び3号炉共用、既設）と原子炉格納容器内キャナルに分かれる。</p> <p>原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さ及び内張り材料は原子炉キャビティと同じとし、燃料取扱時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>(5) 燃料取替クレーン 燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上に設けたレール上を水平に移動する架台と、その上を移動する移送台車よりなるブリッジクレーンである。移送台車上には、運転台及び燃料集合体をつかむためのグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体はマストチューブ内に入れた状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内キャナルの適当な位置に移動することができる。グリッパチューブの下部にあるグリッパ</p>	<p>け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(6) 破損燃料検出装置 破損燃料検出装置は、原子炉停止時にシッピングを行って、破損燃料を検出す。なお、シッピングとは、チャンネルボックス上にシッパキャップを載せ、各チャンネルボックス内の水を採取し、核種分析によって燃料の破損を検出する方法である。</p> <p>(1) 燃料交換機 燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧</p>	<p>4.1.1.3.4 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 原子炉キャビティは、原子炉容器上方に設け、燃料取扱時には遮へいに必要な水深を確保するためほう酸水を満たす。原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、原子炉キャビティ水張りのためにシールする。原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを有する。原子炉キャビティには、一時的に燃料集合体を仮置きするための燃料仮置ラックを設ける。</p> <p>燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと燃料取扱棟の間で燃料集合体を移送するための水路であり、内面はステンレス鋼板で内張りし、燃料取扱時には遮へいに必要な水深を確保するためほう酸水を満たす。</p> <p>燃料取替キャナルは、原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉格納容器内キャナルと燃料取扱棟内キャナルとに分かれる。</p> <p>原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さは原子炉キャビティと同じとし、燃料取替え時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>4.1.1.3.5 燃料取替クレーン 燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上を水平に移動する架台と、その上を移動する移送台車からなるブリッジクレーンである。</p> <p>移送台車には、運転台及び1体の燃料集合体をつかむグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体をマストチューブ内に入れた状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内キャナルの適当な位置に移送することができる。</p> <p>グリッパチューブの下部にあるグリッパ</p>	<p>は燃料取扱棟内の通常の作業ベースで行う。</p> <p>■①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違 ・追加要求事項対象外</p> <p>■泊の燃料取替クレーンと女川の燃料交換機は設備が異なるため、大飯の燃料取替クレーンと比較する。</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p>
--	---	--	---

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、空気作動式とし、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を落とすことのない構造とする。</p> <p>架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することができないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での燃料集合体の移動は架台上のホイスト、取扱工具等によって行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とともに、フックは2重ワイヤとし、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのないような機械的インターロックを設ける。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒することができないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(7) 補助建屋クレーン 補助建屋クレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の移動を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>補助建屋クレーンは、フックを2重ワイヤ</p>	<p>縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p> <p>(1) 燃料交換機 燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）は、新燃料、使用済燃料輸送容器の運搬に使用するとともに、原子炉遮蔽体、原子炉格納容器上蓋、原子炉圧力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。</p> <p>また、原子炉建屋クレーン（1号及び2号</p>	<p>は、空気作動式であり、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を確実に保持できる。また、グリッパチューブは二重のワイヤで保持する構造である。</p> <p>燃料取替クレーンは、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒する構造であり、更に走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.6 使用済燃料ピットクレーン 使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を水平に移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。また、1号炉及び2号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ホイストのワイヤを二重にした構造であるとともに、燃料集合体をつかんだ状態で駆動源が喪失しても、燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>また、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのない機械的インターロックを設ける。</p> <p>なお、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号炉及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒する構造であり、さらに、走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.7 燃料取扱機クレーン 燃料取扱機クレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料の移送等を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>燃料取扱機クレーンは、地震時にも落下す</p>	<p>■【女川】記載内容の相違 ・クレーンの構造に関する記載（追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p> <p>①既許可記載の相違 ・記載の順序が異なるが、泊、女川ともに号炉、ワイヤの二重構造、駆動源喪失時の燃料保持（フェイル・アズ・イズ）、燃料が外れて落下しないことを記載しており、実質相違なし。</p> <p>②既許可記載の相違 ・泊3号炉既許可では、1・2号燃料用取扱工具の誤操作防止について記載している。</p> <p>■既許可記載の相違 ・クレーンの使用用途の記載。（追加要求事項対象外）</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>とし新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の落下を防止するとともに、地震時にも落下するがないような設計とし、その移動範囲を重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように限定する。</p> <p>(8) 新燃料エレベータ 新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、補助建屋クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡しする装置である。新燃料エレベータは、駆動源の喪失に対しフェイイルセイフ設計とするとともに2重ワイヤにより燃料集合体の落下を防止する構造とする。</p> <p>(9) 燃料移送装置 燃料移送管を通して燃料を移送するためには、水中でレール上を走行する移送台車及び燃料移送管の両端のトラックフレームに燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構を設ける。</p> <p>移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替時以外は、移送台車を使用済燃料ピット側に納め、燃料移送管の隔壁弁を閉止し、閉止ふたをする。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため、設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p>	<p>炉共用、既設の主要要素は、種々の二重化を行うとともに重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p>	<p>ることがない構造であり、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料等の重量物の落下を防止するため、フックのワイヤを二重にした構造である。さらに、重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすがないように移動範囲を限定する。なお、新燃料の移送は、取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>4.1.1.3.8 新燃料エレベータ 新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、燃料取扱機クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡しする装置である。 新燃料エレベータは、ワイヤを二重にした構造であるとともに、駆動源が喪失しても燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>4.1.1.3.9 燃料移送装置 燃料移送装置は、燃料移送管を介した燃料取替キャナル内で燃料集合体を1体ずつ移送する装置であり、ほう酸水中でレール上を走行する移送台車、燃料移送管の両端にあらトラックフレームで燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構等で構成する。 移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。燃料取替え時以外は、移送台車を燃料取扱機内キャナルに納め、燃料移送管の仕切弁を閉止し、閉止フランジを閉じる。</p> <p>4.1.1.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及び昇降機能を持ち、遮へい等放射線防護上の措置を講じた装置であり、燃料取扱機クレーンに吊り下げて使用する。 本装置の吊り下げには、落下防止のため、二重ワイヤを使用する。 また、本装置のグリッパは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、燃料集合体昇降機能の駆動部に二重ワイヤを使用するとともに、グリッパを空気作動式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しプルトニウム混合酸化物新燃料を落とすことのない構造とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落下防止対策の相違。泊の燃料取扱機クレーンはワイヤ二重化、移動範囲限定を記載。女川は二重化およびラックを上を通過しないインターロックとしている。 <p>■①既許可記載の相違 ・新燃料エレベータ、燃料移送装置について、既許可記載の相違はあるが、実質的な相違はない。</p> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
(10) 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット水位は、通常水位からの水位の低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。	(7) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水位は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。 (8) 燃料プールライナドレン漏えい 燃料プールライナドレン漏えいは、使用済燃料プールのライナからの漏えいを検知できる計測範囲を有し、使用済燃料プールからの漏えいが発生した場合に中央制御室に警報を発信する設計とする。 (9) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。 (10) 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水温度は、使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。 (11) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下時及び温度の異常な上昇時に警報を発信する設計とする。 (12) 燃料交換フロア放射線モニタ 燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。 (13) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有	<p>なお、本装置は、操作員の被ばく低減の観点から、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から適切な距離を保って操作する。</p> <p>4.1.1.3.11 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット水位は、使用済燃料ピット水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する。</p> <p>4.1.1.3.12 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水の温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>4.1.1.3.13 使用済燃料ピットエリアモニタ 使用済燃料ピットエリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊（大飯も同じ）では、中央制御室で水位の監視が可能。 ■【女川】設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である） ■【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ■【女川】設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊では A ピット水位及び温度、B ピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。 ■【女川】設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に 2 種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）では DB16 条第3項の要求へ
(4号炉) 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉と同じ。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p> <p>(14) 燃料取替エリア放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検知できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p>		<p>の対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、2重ワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震設計Sクラスとともに、ピット底部には排水口を設けないので冷却水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度2,800ppm以上のはう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、機器の使用に先立って機能試験、検査を実施する。また使用済燃料ピットのほう素濃度は定期的に分析する。</p>	<p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、二重ワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震設計Sクラスとともに、ピット底部には排水口を設けないので使用済燃料ピット水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、ウラン新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施する。</p>	<p>4.1.1.4 主要仕様</p> <p>燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様を第4.1.1表に示す。</p> <p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、二重ワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震設計Sクラスとともに、ピット底部には排水口を設けないので使用済燃料ピット水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても使用済燃料ピットの機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、ウラン新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験及び検査を実施する。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■記載の充実（大飯参照）</p> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p> <p>■設備の相違（ほう素濃度）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1. 1. 7 手順等</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策 a. 使用済燃料ピット周辺の設備やクレーンで取り扱う吊荷については、4.1.1.2 設計方針(10)の考え方に基づき使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性を評価し、落下防止措置を実施する。</p> <p>b. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。</p> <p>c. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ2重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>d. 助建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>e. クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。</p>	<p>4. 1. 1. 6 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの重量物落下防止対策 a. 使用済燃料プール周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。 b. 日常作業等において使用済燃料プール周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。</p> <p>c. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常待機時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととする。また、原子炉建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、使用済燃料輸送容器の移動範囲の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>d. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機械クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>e. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機械クレーンは、通常待機時、使用済燃料ピット上への待機配置を原則行わないこととする。</p> <p>f. 燃料取扱機械クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>g. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機械クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。また、燃料交換機においても、定期点検及び作業開始前点検を実施する。</p>	<p>4. 1. 1. 7 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策 a. 使用済燃料ピット周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。 b. 日常作業等において使用済燃料ピット周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。 c. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。 d. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ2重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。 e. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機械クレーンは、通常待機時、使用済燃料ピット上への待機配置を原則行わないこととする。</p> <p>f. 燃料取扱機械クレーンにより、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</p> <p>g. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機械クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。</p>	<p>■記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映による記載拡充）</p> <p>■記載内容の相違（大飯参考）</p> <p>■記載内容の相違（大飯参考）</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映による記載拡充）</p> <p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では使用済燃料ピット上で使用済燃料輸送容器を取り扱うことではない。 <p>■記載の充実（大飯参考）</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の使用済燃料ピットクレーンおよび燃料取扱機械クレーンは両方ともクレーン設備のために併記した。 <p>■【大飯】記載の拡充（女川参考）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピット区域エリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>		<p>h. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタに要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>	<p>参照)</p> <p>■記載内容の相違（大飯参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4.1.1.1 表 燃料の取扱設備及び貯蔵設備の設備仕様 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】 (3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫 基数 1 ラック容量 燃料集合体約160体分（全炉心燃料の約75%相当分） ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット 基数 1 ラック容量 燃料集合体約2130体分（全炉心燃料の約1100%相当分、1号、2号及び3号炉共用） ラック材料 ステンレス鋼（全炉心燃料の約500%相当分） ボロン添加（0.95～1.05wt%）ステンレス鋼(2) （全炉心燃料の約600%相当分） ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 除染場ピット 基数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 基数 1（燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルは1号、2号及び3号炉共用） ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(5) 燃料取替クレーン 台数 1</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン 台数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>第4.1-1 表 燃料取扱及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式） (2) 貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分</p>	<p>第4.1.1 表 燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫 基数 1 貯蔵能力 全炉心燃料の約23%相当分 ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用） 基数 2 貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分 ラック材料 ボロン添加（0.95～1.05 wt %） ステンレス鋼</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 燃料取替用水ポンプ 台数 2 容量 約 46 m³/h (1台当たり)</p> <p>(4) 使用済燃料ピット水ポンプ（1号、2号及び3号炉共用） 台数 2 容量 約 550 m³/h (1台当たり)</p> <p>(5) 使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用） 基数 2 伝熱容量 約 6.3×10^7 kW (1基当たり)</p> <p>(6) 使用済燃料ピット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用） 基数 2 容量 約 46 m³/h (1基当たり)</p> <p>(7) 使用済燃料ピットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用） 基数 2 容量 約 46 m³/h (1基当たり)</p> <p>(8) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 基数 1 ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(9) 燃料取替クレーン 台数 1</p> <p>(10) 使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>■記載の充実（女川参照）</p> <p>■既許可記載の相違 ・女川は主要仕様として、使用済燃料プールの種類・貯蔵能力以降は監視設備の使用を記載。 ・泊（大飯も同じ）は、取扱設備及び貯蔵設備の仕様を記載。</p> <p>■【大飯】設備の相違（新燃料貯蔵庫、使用済燃料ピット容量）</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違 ・泊は使用済燃料ピット水浄化冷却設備を掲載。</p> <p>■【大飯】設備の相違 ・泊3号炉は除染場ピットを設置していない。</p> <p>■【大飯】設備の相違 ・大飯3号炉は、キャスクピットから使用済燃料ピットへ燃料移送する際に燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルを通過するので、1,2号炉と共用化している。泊3</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(7) 補助建屋クレーン 台数 1 (1号、2号及び3号炉共用) (8) 新燃料エレベータ 台数 1 (9) 燃料移送装置 台数 1 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑		台数 1 (11) 燃料取扱棟クレーン (1号、2号及び3号炉共用) 台数 1 (12) 新燃料エレベータ 台数 1 (13) 燃料移送装置 台数 1 (14) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 台数 1	号炉はキャスクピットと使用済燃料ピットが直接接続されているため、燃料取替キャラルは共用化していない。 ■設備の相違 (MOX燃料)
(10) 使用済燃料ピット水位 個数 1 計測範囲 E.L. +32.16m～E.L. +33.41m 検出器 超音波式検出器	(3) 燃料貯蔵プール水位 個数 1 計測範囲 (水位低警報設定値) 通常水位 -165mm (O.P. 32730mm) (水位高警報設定値) 通常水位 + 35mm (O.P. 32930mm) 種類 フロート式 (4) 燃料プールライナドレン漏えい 個数 1 計測範囲 (警報設定値) ドレン止め弁 (O.P. 15550mm) より +528mm (O.P. 16078mm) 種類 フロート式 (5) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 個数 1 計測範囲 0～100°C 種類 熱電対 (6) 燃料貯蔵プール水温度 個数 1 計測範囲 0～100°C 種類 熱電対 (7) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) 個数 水位：1 温度：1 (検出点2箇所) 計測範囲 水位：-4,300mm～7,300mm*1 (O.P. 21620mm～O.P. 33220mm) *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (O.P. 25920mm) 温度：0～120°C 種類 水位：ガイドパルス式 温度：測温抵抗体 (8) 燃料交換フロア放射線モニタ 個数 1 計測範囲 10^{-4} ～1mSv/h 種類 半導体式	(15) 使用済燃料ピット水位 個数 2 計測範囲 T.P. 32.26～32.76m (水位低警報設定値) 通常水位 [] (T.P. []) (水位高警報設定値) 通常水位 [] (T.P. []) (水位低警報設定値) 通常水位 [] (T.P. []) (水位高警報設定値) 検出器 超音波式検出器 (16) 使用済燃料ピット温度 個数 2 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体	■設備仕様の相違 ■【大飯】記載の充実 (女川実績の反映)
(11) 使用済燃料ピット温度 個数 3 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体			■設備の相違 (個数) ・泊はAピット、Bピットに各1個ずつ設置。
(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 個数 1 計測範囲 $1 \sim 10^5 \mu$ Sv/h 検出器 半導体式検出器	(17) 使用済燃料ピットエリアモニタ 個数 1 計測範囲 $1 \sim 10^5 \mu$ Sv/h 検出器 半導体式検出器		■設備の相違 (計測範囲)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

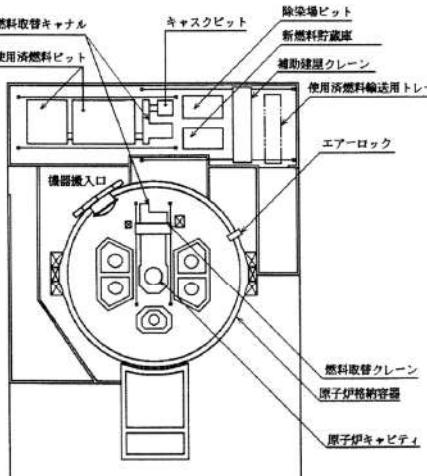
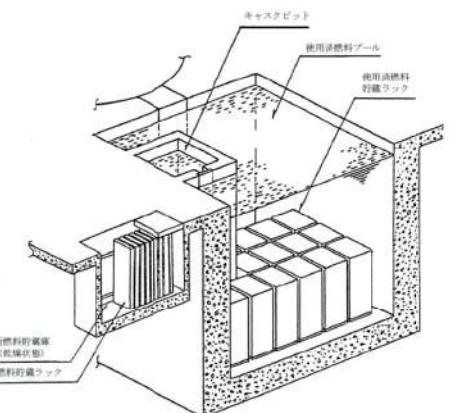
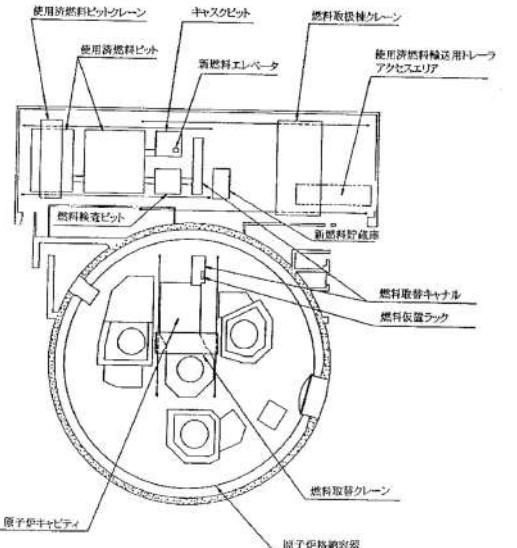
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(9) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 個数 4 計測範囲 $10^{-4} \sim 1\text{mSv/h}$ 種類 半導体式</p> <p>(10) 燃料取替エリア放射線モニタ 個数 4 計測範囲 $10^{-3} \sim 10\text{mSv/h}$ 種類 半導体式</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p>  <p>第4.1.1.1図 燃料取扱設備配置図(その1)</p>	 <p>第4.1-1図 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールの概要図</p>	 <p>第4.1.1図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図(その1)</p>	<p>■設備配置の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			■設備配置の相違

第4.1.1.2図 燃料取扱設備配置図（その2）

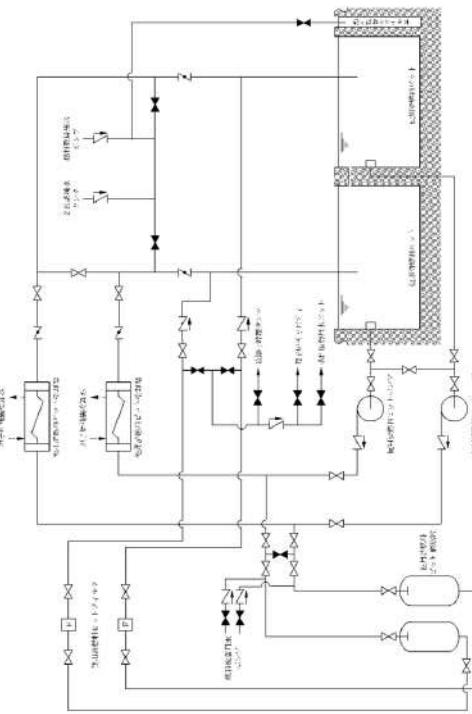
第4.1.2図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図（その2）

【まとめ資料作成範囲外のため、設置許可（令和3年5月）より引用】↑

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

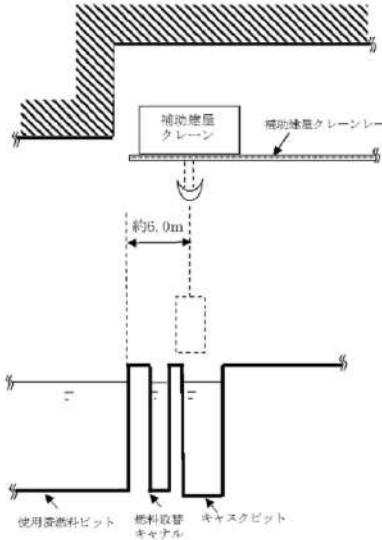
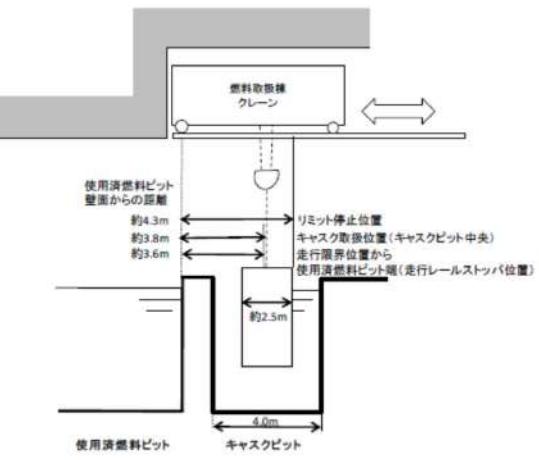
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 第4.1.3 図 使用済燃料ピット水浄化冷却設備系概要図	<p>■既許可構成の相違 ・泊は使用済燃料ピット水浄化冷却設備を燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の一設備として掲載。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第4.1.1.3図 補助建屋クレーン走行限界位置説明</p>		 <p>第4.1.4図 燃料取扱棟クレーン走行限界位置の概要図</p>	■ 設備配置の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【Aエリア】</p> <p>【Bエリア】</p> <p><u>第4.1.1.4図 サイフォンブレーカの配置の概要図</u></p>		<p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、AエリアとBエリアでサイフォンブレーカの設置高さ、水位計設置の有無が異なる。 ・泊もAピットとBピットがあるが、サイフォンブレーカの設置高さや、水位・温度計の設置数はAピットとBピットで同じであり、図は共通で1つとしている。 <p><u>第4.1.5図 サイフォンブレーカの配置の概要図</u></p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>用語説明 本資料で用いられる主な用語等は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>用語等</td><td>名称または説明</td></tr> <tr> <td>新燃料</td><td>ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>使用済燃料</td><td>原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。</td></tr> </table>	用語等	名称または説明	新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。	ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。	使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・泊では用語説明を記載。</p>
用語等	名称または説明												
新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。												
ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。												
ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。												
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料プールへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料プールの機能が損なわれないようにするために、使用済燃料プールへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料プールへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等（建屋機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a.で抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料プールへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料ピットへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料ピットの機能が損なわれないようにするために、使用済燃料ピットへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料ピットへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a.で抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震確保による落下防止対策</p> <p>燃料取扱棟、使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤ二重化、動力電源喪失時保持機能等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの使用済燃料ピット外への待機運用及び使用済燃料ピット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川実績の反映）</p> <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の燃料取扱棟クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。 <p>■【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の燃料取扱棟クレーンは、可動範囲を制限した設備構造となっているため(2)b.に記載。 女川の原子炉建屋クレーンは、運用状況で可動範囲を制限しており(2)c.に記載。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>2.2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について 使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	<p>2.2 使用済燃料ピットを監視する機能の確保について 使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	■ 記載表現の相違

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別添1</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p>使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概 要</p> <p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場確認により抽出した設備等 3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 評価フローII：「検討要」としたもの 4.2.2 評価フローII：「検討不要」としたもの 5. 落下防止の対応状況確認 5.1 評価フローIII（落下防止とその適切性の確認）の考え方 5.1.1 耐震安全性評価による落下防止 5.1.2 設備構造及び運用による落下防止 5.2 評価フローIIIの評価結果 5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備 5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等 5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p>	<p style="text-align: center;">別添資料1</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概 要</p> <p>2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 機器配置図等による抽出 3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 設置状況による抽出 4.1.2 落下エネルギーによる抽出 4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 設置状況による抽出結果 4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果 4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 5. 落下防止対策の要否判断 5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方</p> <p>5.2 評価フローIIIの評価 5.2.1 耐震性確保による落下防止対策 5.2.2 設備構造上の落下防止対策 5.2.3 運用状況による落下防止対策</p>	<p style="text-align: center;">別添資料1</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について 1.1 概 要</p> <p>2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 3.1.2 機器配置図等による抽出 3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 設置状況による抽出 4.1.2 落下エネルギーによる抽出 4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出 4.2 評価フローIIの抽出結果 4.2.1 設置状況による抽出結果 4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果 4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 5. 落下防止の要否判断 5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方</p> <p>5.2 評価フローIIIの評価 5.2.1 耐震性確保による落下防止対策 5.2.2 設備構造上の落下防止対策 5.2.3 運用状況による落下防止対策</p>	<p>■【女川】設備名称の相違（ブランド名）</p> <p>■【女川】設備名称の相違（使用済燃料ピット／使用済燃料プール） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料集合体落下時のライニング評価について <p>(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助建屋クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 補助建屋クレーンにおける落下防止対策 <p>(補足説明資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助建屋クレーンの走行範囲について 大飯3, 4号炉の建屋名称 	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について 使用済燃料プールと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について 原子炉建屋クレーンのインターロックについて 使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて <p>(補足説明資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料交換機主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価について 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策 過去不具合事象に対する対応状況について 新燃料の取扱いにおける落下防止対策 使用済燃料輸送容器取扱作業時における使用済燃料プールへの影響 使用済燃料輸送容器吊具による使用済燃料輸送容器の吊り方について 	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(別紙)</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について 使用済燃料ピットと燃料取扱棟の床面上設備等との離隔概要について 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの待機場所について 使用済燃料ピット周辺における異物管理区域について <p>(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果 燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について <p>(補足説明資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットクレーンホイスト（ワイヤロープ、ブレーキ）の健全性評価について 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの落下防止対策 過去不具合事象に対する対応状況について 新燃料の取扱いにおける落下防止対策 使用済燃料輸送容器取扱作業時における使用済燃料ピットへの影響 使用済燃料輸送容器吊具による使用済燃料輸送容器の吊り方について 抽出の網羅性の考え方について 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 仮設物に対する落下防止措置について 落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて 	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・7.～10.は從来から泊の補足説明資料として記載されていたもの。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、大飯3号炉及び4号炉使用済燃料ピットライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策の基本設計を示しており、個別の耐震評価結果等の詳細については、工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため使用済燃料ブルーへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、女川2号炉使用済燃料ブルーのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ 	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、泊3号炉使用済燃料ピットのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策を示しており、個別の耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載充実（大飯参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、以下のフローにより網羅的に評価した。	2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。	2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。	■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違
I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績、図面から網羅的に抽出する。	I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。	I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。	■【女川】設備名称の相違
II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）や落下エネルギー（約39.3kJ以上）*からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。	II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。	II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。	■【女川】設備名称の相違
III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用面からその落下防止の対応状況について適切性を評価する。	III. 落下防止対策の要否判断 評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none">・耐震性確保による落下防止対策・設備構造上の落下防止対策・運用状況による落下防止対策	III. 落下防止対策の要否判断 評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none">・耐震性確保による落下防止対策・設備構造上の落下防止対策・運用状況による落下防止対策	■【女川】設備名称の相違
IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。	IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料プールへの落下時影響評価を実施する。	IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	■【女川】設備名称の相違
V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。	V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。	■【女川】設備名称の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<pre> graph TD A[1. 使用済燃料ビット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ビットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[IV. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が不要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止の対応状況評価} D -- 適切 --> C D -- 不十分 --> E[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要な重量物] </pre>	<pre> graph TD A[1. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止対策の要否判断} D -- 対策不要 --> C D -- 対策要 --> E[IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの] </pre>	<pre> graph TD A[1. 使用済燃料ビット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ビットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要なものの対策不要] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止対策の要否判断} D -- 対策不要 --> C D -- 対策要 --> E[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要なもの] </pre>	

図 2.1 評価フロー

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等</p>	<p>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローI（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料プールに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。</p> <p>※ 機器配置図 機器設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱設備、燃料交換機等） 系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱い及びプール一般設備等）</p> <p>設置変更許可申請書 (抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 (補足説明資料7 抽出の網羅性の考え方について 参照)</p> <p>3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。</p> <p>※ 機器配置図 機器設計仕様書（燃料取扱棟クレーン、燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン等） 系統図（使用済燃料ピット水浄化冷却系統図等）</p> <p>設置変更許可申請書 (抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■記載の充実</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違（燃料取扱棟クレーン／原子炉建屋クレーン、使用済燃料ピットクレーン／燃料交換機） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

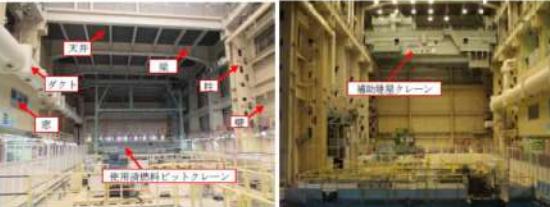
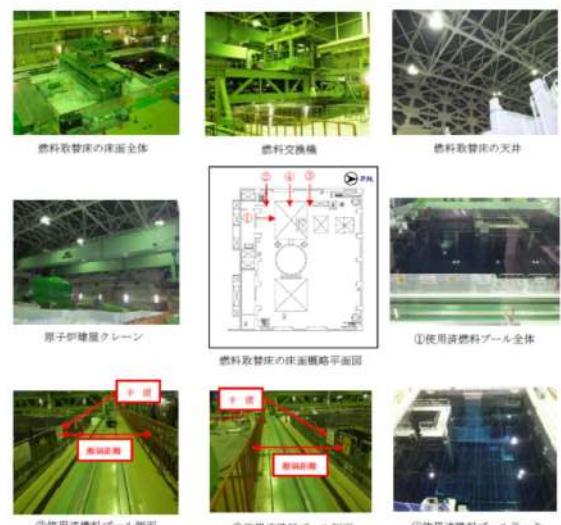
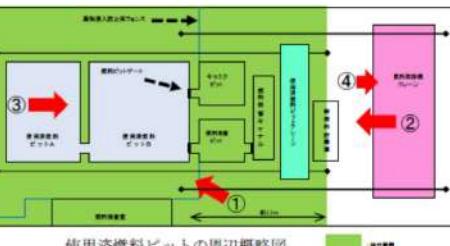
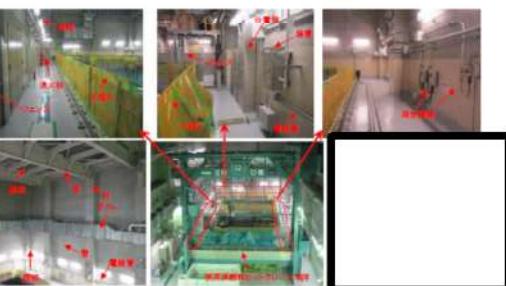
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）の作業において、機器や工具等、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを使用して取り扱う重量物</p>	<p>3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の作業において、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺は、異物混入防止エリアとなっており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料プールに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p>	<p>3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の作業において、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う設備等。</p> <p>また、使用済燃料ピット周辺は、異物管理区域となつており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料ピットに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違（異物管理区域／異物混入防止エリア） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p>
<p>3.2 評価フローIの抽出結果 評価フローIで抽出した設備等の詳細は以下のとおり。</p> <p>3.2.1 現場確認により抽出した設備等 使用済燃料ピット周辺の現場状況より、以下の設備等を抽出した。</p> <p>【抽出した設備等】 ・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等） ・フェンス類 ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・補助建屋クレーン本体 ・電源盤類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 ・検査装置類</p>	<p>3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表3.2.1に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】 ・原子炉建屋原子炉棟 ・燃料交換機 ・原子炉建屋クレーン ・その他クレーン類 ・原子炉格納容器（取扱具含む） ・原子炉圧力容器（取扱具含む） ・内挿物（取扱具含む） ・プール内ラック類 ・プールゲート類 ・使用済燃料輸送容器（取扱具含む） ・電源盤類 ・フェンス・ラダー類 ・装置類 ・作業機材類 ・計器・カメラ・通信機器類 ・試験・検査用機材類 ・コンクリートプラグ・ハッチ類 ・その他</p>	<p>3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表3.2.1に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】 ・燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等） ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・燃料取扱棟クレーン本体 ・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具 ・移送中のゲート ・移送中の使用済燃料輸送容器（以下、キャスクという）とその吊具 ・電源盤類 ・フェンス類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・炉型の相違により抽出物が異なる</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>使用済燃料プール周辺の主な作業としては、「燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「燃料交換機を使用した原子炉圧力容器と使用済燃料プール内ラック間の内挿物等の移動及び使用済燃料輸送容器への使用済燃料集合体の移動作業」、「原子炉建屋クレーンを使用した使用済燃料輸送容器の移動及びプラント定期検査時の燃料取扱床の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>女川2号炉の燃料取扱床の状況を図3.2.1に示す。このうち、燃料交換機とその取扱設備、及び原子炉建屋クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設上部（大飯4号炉の例）】 【補助建屋クレーン他（大飯4号炉の例）】</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの状況（大飯3号炉の例）】</p> <p>女川2号炉の燃料取扱床の状況</p>  <p>① 使用済燃料プール全体 ② 原子炉建屋クレーン ③ 燃料取扱床の床面全体 ④ 燃料交換機</p> <p>図3.2.1 女川2号炉 燃料取扱床 概要</p> <p>泊3号炉の使用済燃料ピット周辺の状況</p>  <p>使用済燃料ピットの周辺概略図</p>  <p>① 使用済燃料ピット上部 ② 使用済燃料ピット周辺の機器 ③ 燃料取扱機クレーン他</p>  <p>④ 燃料取扱機クレーン</p> <p>□ 記載の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図3.2.1 泊発電所3号炉 使用済燃料ピット周辺 概要</p>	<p>使用済燃料ピット周辺の主な作業としては、「使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「使用済燃料ピット内ラック間の内挿物等の移動及び使用済燃料輸送容器への使用済燃料集合体の移動作業」、「燃料取扱機クレーンを使用した使用済燃料輸送容器の移動及びプラント定期検査時の燃料取扱床の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>泊3号炉の使用済燃料ピット周辺の状況を図3.2.1に示す。このうち、使用済燃料ピットクレーンとその取扱設備、及び燃料取扱機クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊の使用済燃料ピットクレーンに本用途は無い。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

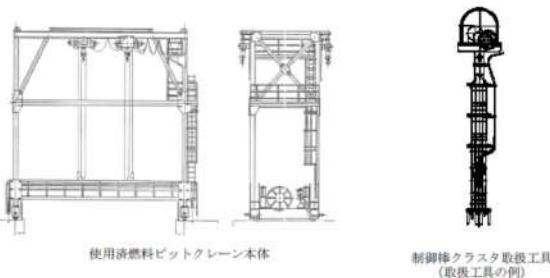
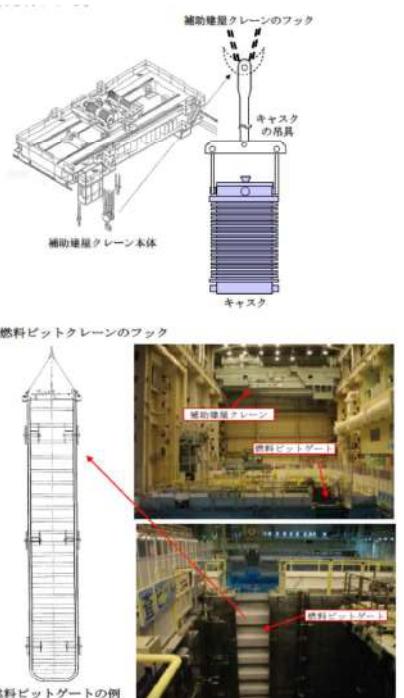
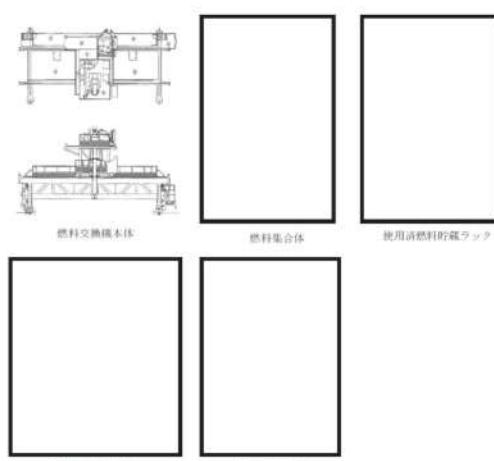
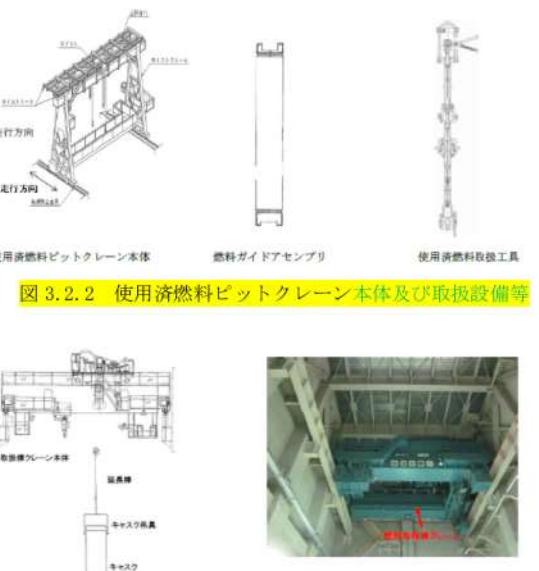
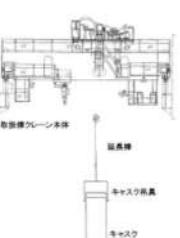
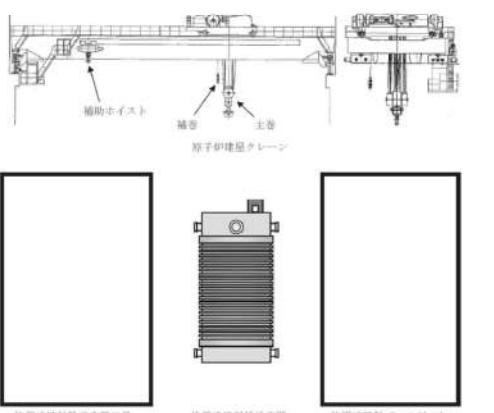
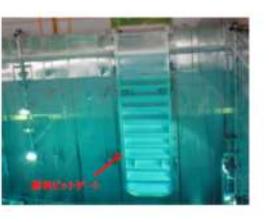
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 使用済燃料ピット周辺の作業としては、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを用いた作業があり、これらの作業のうち使用済燃料ピット周辺で取り扱うものとして以下を抽出した。</p> <p>【抽出した設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送中の内挿物等とその取扱工具 ・ 移送中の使用済燃料輸送容器（以下、キャスクという。） ・ 移送中のキャスク吊具 ・ 移送中の燃料ピットゲート <p>① 使用済燃料ピット周辺の主な作業として、燃料集合体や内挿物の移送作業がある。 この作業で使用する使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の燃料集合体や内挿物等を取り扱うための設備であり、ホイストのフックに取扱工具を吊り下げて作業を行う。</p> <p>燃料集合体等の取扱いを行うホイストは燃料集合体等を1体ずつ取り扱う能力を有しており、ワイヤロープの2重化、燃料取扱い中に過荷重となった場合に上界を阻止する機能、動力電源喪失時に燃料集合体等を保持する機能、フックの外れ止め機能により、燃料集合体等の落下を防止する設計としている。また、使用済燃料ピットクレーンに吊り下げて使用する取扱工具等についても地震荷重に対して問題ないことを確認して使用する。</p> <p>② キャスクピットにおいては、使用済燃料搬出作業の一環として、補助建屋クレーンによるキャスクの吊下げや吊上げ作業が行われる。 また、使用済燃料ピットクレーンによる燃料ピットゲートの脱着作業も行われる。</p>			<p>■【大飯】記載箇所の相違 ・作業実績から抽出した設備に関しては前項に含まれる。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>使用済燃料ピットクレーン本体 制御棒クラスタ取扱工具 (取扱工具の例)</p>  <p>補助建屋クレーンのフック キャスク キャスク 使用済燃料ピットクレーンのフック 燃料ピットゲート 【使用済燃料貯蔵施設周辺（大飯4号炉の例）】</p>	 <p>燃料交換機本体 燃料集合体 使用済燃料貯蔵ラック 内挿物（制御棒） 制御棒つかみ具</p> <p>図 3.2.2 燃料交換機本体及び取扱設備等</p> <p>仲間みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	 <p>使用済燃料ピットクレーン本体 燃料ガイドセンブリ 使用済燃料取扱工具</p> <p>図 3.2.2 使用済燃料ピットクレーン本体及び取扱設備等</p>  <p>使用済燃料輸送容器取扱設備 概略図</p>  <p>燃料取扱機クレーン</p>	
	 <p>原子炉建屋クレーン本体 補助キリスト 補助 土管 原子炉建屋クレーン 使用済燃料輸送器具取扱工具 使用済燃料輸送容器 使用済燃料フルガード</p> <p>図 3.2.3 原子炉建屋クレーン本体及び取扱設備等</p> <p>仲間みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	 <p>ゲート</p> <p>図 3.2.2 燃料取扱機クレーン本体及び取扱設備等</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）（1/5）																																				
表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）（1/2）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子炉建屋屋根下部構造</td><td>屋根トラス、耐震壁等</td></tr> <tr><td>2</td><td>燃料交換棟</td><td>燃料交換棟</td></tr> <tr><td>3</td><td>原子炉建屋クレーン</td><td>原子炉建屋クレーン</td></tr> <tr style="outline: 2px solid red;"><td>4</td><td>その他クレーン類</td><td>燃料コンテナ起立台 新燃料検査台</td></tr> <tr><td>5</td><td>原子炉熱炉容器 (取扱具含む)</td><td>ドライウェル上蓋（ボルト含む） 上蓋スリング</td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉圧力容器 (取扱具含む)</td><td>R&Vスタッドボルト R&Vスタッドドレンジナ R&V-Oリング 上蓋保材</td></tr> <tr><td>7</td><td>内挿物（取扱具含む）</td><td>上蓋スリント スラッドボルトトラック 燃料交換用組立ツール R&Vスタッドドレンジナ取扱具 ショウラウドヘッド+気水分離器 ショウラウドヘッドボルト ショウラウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥器 蒸気乾燥器・気水分離器溶接工具 上蓋ワイヤーフラグ（操作盤含む） グリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ポーラーその他ブール工具 L.P.RM用取扱 L.P.RM/ドライチューブ修造具 L.P.RM/ドライチューブ取扱具 引抜き用HTツール 鉢入用HTツール インコアストロングバック SKRM 中性子源</td></tr> <tr> <td>8</td><td>プール内挿物類</td><td>起動用中性子源オルダ 燃料集合体 副鋼棒・燃料支持金具 副鋼棒・燃料サポート同時つかみ具 副鋼棒 副鋼棒つまみ具 燃料チャニカル着脱機 チャンキルボックス チャンキル移動つかみ具 チャンキル取扱具 チャンキル取扱バーム チャンキルオルトレンチ ダブルグリードガイド ショットゴーブラッフル インコアモニタ切削工具兼薬用つかみ具 インコアモニタ切削工具兼薬用カッター L.P.RM用装置 フード式ドライフルランツ チャンキル耐震フック 使用済燃料保持籠フック 副鋼棒・燃料保持籠ラック 副鋼棒保持ラック 液漏れ物用容器 副鋼棒貯蔵ラック 副鋼棒貯蔵ハンガ 燃料保持工具用保持装置</td></tr> <tr> <td>9</td><td>プールゲート類</td><td>D・E・B・Bゲート 使用済燃料ノールゲート（大） 使用済燃料ノールゲート（小） キャスクコントロールゲート 使用済燃料軸送容器 使用済燃料軸送容器用器具 使用済燃料軸送容器用器具</td></tr> <tr> <td>10</td><td>使用済燃料保持容器 (取扱具含む)</td><td></td></tr> </tbody> </table>				番号	抽出項目	詳細	1	原子炉建屋屋根下部構造	屋根トラス、耐震壁等	2	燃料交換棟	燃料交換棟	3	原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン	4	その他クレーン類	燃料コンテナ起立台 新燃料検査台	5	原子炉熱炉容器 (取扱具含む)	ドライウェル上蓋（ボルト含む） 上蓋スリング	6	原子炉圧力容器 (取扱具含む)	R&Vスタッドボルト R&Vスタッドドレンジナ R&V-Oリング 上蓋保材	7	内挿物（取扱具含む）	上蓋スリント スラッドボルトトラック 燃料交換用組立ツール R&Vスタッドドレンジナ取扱具 ショウラウドヘッド+気水分離器 ショウラウドヘッドボルト ショウラウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥器 蒸気乾燥器・気水分離器溶接工具 上蓋ワイヤーフラグ（操作盤含む） グリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ポーラーその他ブール工具 L.P.RM用取扱 L.P.RM/ドライチューブ修造具 L.P.RM/ドライチューブ取扱具 引抜き用HTツール 鉢入用HTツール インコアストロングバック SKRM 中性子源	8	プール内挿物類	起動用中性子源オルダ 燃料集合体 副鋼棒・燃料支持金具 副鋼棒・燃料サポート同時つかみ具 副鋼棒 副鋼棒つまみ具 燃料チャニカル着脱機 チャンキルボックス チャンキル移動つかみ具 チャンキル取扱具 チャンキル取扱バーム チャンキルオルトレンチ ダブルグリードガイド ショットゴーブラッフル インコアモニタ切削工具兼薬用つかみ具 インコアモニタ切削工具兼薬用カッター L.P.RM用装置 フード式ドライフルランツ チャンキル耐震フック 使用済燃料保持籠フック 副鋼棒・燃料保持籠ラック 副鋼棒保持ラック 液漏れ物用容器 副鋼棒貯蔵ラック 副鋼棒貯蔵ハンガ 燃料保持工具用保持装置	9	プールゲート類	D・E・B・Bゲート 使用済燃料ノールゲート（大） 使用済燃料ノールゲート（小） キャスクコントロールゲート 使用済燃料軸送容器 使用済燃料軸送容器用器具 使用済燃料軸送容器用器具	10	使用済燃料保持容器 (取扱具含む)	
番号	抽出項目	詳細																																		
1	原子炉建屋屋根下部構造	屋根トラス、耐震壁等																																		
2	燃料交換棟	燃料交換棟																																		
3	原子炉建屋クレーン	原子炉建屋クレーン																																		
4	その他クレーン類	燃料コンテナ起立台 新燃料検査台																																		
5	原子炉熱炉容器 (取扱具含む)	ドライウェル上蓋（ボルト含む） 上蓋スリング																																		
6	原子炉圧力容器 (取扱具含む)	R&Vスタッドボルト R&Vスタッドドレンジナ R&V-Oリング 上蓋保材																																		
7	内挿物（取扱具含む）	上蓋スリント スラッドボルトトラック 燃料交換用組立ツール R&Vスタッドドレンジナ取扱具 ショウラウドヘッド+気水分離器 ショウラウドヘッドボルト ショウラウドヘッドボルトレンチ 蒸気乾燥器 蒸気乾燥器・気水分離器溶接工具 上蓋ワイヤーフラグ（操作盤含む） グリッドガイド インコア挿入ガイド 操作ポーラーその他ブール工具 L.P.RM用取扱 L.P.RM/ドライチューブ修造具 L.P.RM/ドライチューブ取扱具 引抜き用HTツール 鉢入用HTツール インコアストロングバック SKRM 中性子源																																		
8	プール内挿物類	起動用中性子源オルダ 燃料集合体 副鋼棒・燃料支持金具 副鋼棒・燃料サポート同時つかみ具 副鋼棒 副鋼棒つまみ具 燃料チャニカル着脱機 チャンキルボックス チャンキル移動つかみ具 チャンキル取扱具 チャンキル取扱バーム チャンキルオルトレンチ ダブルグリードガイド ショットゴーブラッフル インコアモニタ切削工具兼薬用つかみ具 インコアモニタ切削工具兼薬用カッター L.P.RM用装置 フード式ドライフルランツ チャンキル耐震フック 使用済燃料保持籠フック 副鋼棒・燃料保持籠ラック 副鋼棒保持ラック 液漏れ物用容器 副鋼棒貯蔵ラック 副鋼棒貯蔵ハンガ 燃料保持工具用保持装置																																		
9	プールゲート類	D・E・B・Bゲート 使用済燃料ノールゲート（大） 使用済燃料ノールゲート（小） キャスクコントロールゲート 使用済燃料軸送容器 使用済燃料軸送容器用器具 使用済燃料軸送容器用器具																																		
10	使用済燃料保持容器 (取扱具含む)																																			
■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない、または評価エリア外に設置されている設備。																																				
■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない、または建屋の構造上抽出されない設備。																																				

【評価フローIの抽出結果（詳細）】

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）(3／5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>評議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1.1</td> <td rowspan="11">電解槽類</td> <td>制御用分電盤</td> </tr> <tr> <td>作業用分電盤</td> </tr> <tr> <td>エレベータ用変圧器</td> </tr> <tr> <td>燃料交換機上電動機駆動用変圧器</td> </tr> <tr> <td>燃料チャックベル着脱機駆動</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査計測装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内クリーン電気設備操作箱</td> </tr> <tr> <td>燃料パール計測表示盤</td> </tr> <tr> <td>燃料荷役用定容器収納装置</td> </tr> <tr> <td>大気循環機組合盤</td> </tr> <tr> <td>手摺り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.2 フェンス・ラダー類</td> <td>D/Sブール用梯子</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウェル用梯子</td> </tr> <tr> <td>軽燃料検査用ラダー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.3 装置類</td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> </tr> <tr> <td>調査装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">1.4 作業機材類</td> <td>水中カラーテレビカメラヘッド</td> </tr> <tr> <td>水中カラーテレビカメラケーブル</td> </tr> <tr> <td>水中カラーテレビカメラ制御盤</td> </tr> <tr> <td>水中白黒カラーヘッド</td> </tr> <tr> <td>水中白黒カラーケーブル</td> </tr> <tr> <td>水中白黒カメラ制御装置</td> </tr> <tr> <td>水中照明</td> </tr> <tr> <td>船内照明（水中投光式）</td> </tr> <tr> <td>工具棚</td> </tr> <tr> <td>ページング用スピーカ</td> </tr> <tr> <td>ページング用ハンドセット</td> </tr> <tr> <td>ITVカメラ</td> </tr> <tr> <td>1A仕入カメラ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">1.5 計器・カメラ・通信機器類</td> <td>地質観測装置</td> </tr> <tr> <td>エリヤ放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>燃料取替エリヤ放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パール上部空間放射線モニタ（高精度、低導量）</td> </tr> <tr> <td>S GTSトライイン出力液量発信器 (スタンション含む)</td> </tr> <tr> <td>HWHサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋外気圧差発信器 (スタンション含む)</td> </tr> <tr> <td>R C Wサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パール水位／温度(ガイドバルス式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パール水位／温度(ヒートサー式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パールレベルスイッチ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料パール水温度</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス測定装置伝送端</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> </tr> <tr> <td>核燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>スタッドボルト用試験片</td> </tr> <tr> <td>炉内シッピング 制御装置</td> </tr> <tr> <td>炉外シッピング コンテナ</td> </tr> <tr> <td>炉外シッピング シッパーキャップ</td> </tr> <tr> <td>マストライト</td> </tr> <tr> <td>キャリアリーシュン用治具キャスター</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1.6 試験・検査用機材類</td> <td>新燃料杆保護カバー</td> </tr> <tr> <td>D/Sビット側スロットプラグ(A)</td> </tr> <tr> <td>D/Sビット側スロットプラグ(B)</td> </tr> <tr> <td>D/Sビット側スロットプラグ(C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウェルカバー(Aタイプ)</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウェルカバー(Bタイプ)</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウェルカバー(Cタイプ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">1.7 コンクリートプラグ・ハウジング類</td> <td>■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。</td> </tr> <tr> <td>表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）(2／2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">9 フェンス類</td> <td>異物混入防止用フェンス</td> </tr> <tr> <td>手摺り</td> </tr> <tr> <td>チエッカーブレート</td> </tr> <tr> <td>燃料外観検査装置</td> </tr> <tr> <td>吸込燃料容器</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ昇降機</td> </tr> <tr> <td>水中照明</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置水注ユニット</td> </tr> <tr> <td>燃料シッピング検査装置</td> </tr> <tr> <td>空調ダクト</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">10 埋設類</td> <td>便用済燃料ビット水中照明変圧器</td> </tr> <tr> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>空調ユニット・室外機</td> </tr> <tr> <td>エアージャンクションボックス</td> </tr> <tr> <td>可搬型使用済燃料ビット水位計</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>所内通話設備</td> </tr> <tr> <td>カメラ設備</td> </tr> <tr> <td>照明器具</td> </tr> <tr> <td>封印板</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">11 作業機材類</td> <td>消防栓</td> </tr> <tr> <td>イス・机</td> </tr> <tr> <td>ラック・棚</td> </tr> <tr> <td>ホワイトボード</td> </tr> <tr> <td>プラットホーム</td> </tr> <tr> <td>検査室窓</td> </tr> <tr> <td>構内LAN</td> </tr> <tr> <td>被命具</td> </tr> <tr> <td>便用済燃料ビットエリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">12 測定機器類</td> <td>(女川)済燃料ビット水位(GR版・SA用)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位(既設・SA用)</td> </tr> <tr> <td>■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない設備。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	評議	1.1	電解槽類	制御用分電盤	作業用分電盤	エレベータ用変圧器	燃料交換機上電動機駆動用変圧器	燃料チャックベル着脱機駆動	燃料棒検査計測装置	原子炉建屋内クリーン電気設備操作箱	燃料パール計測表示盤	燃料荷役用定容器収納装置	大気循環機組合盤	手摺り	1.2 フェンス・ラダー類	D/Sブール用梯子	原子炉ウェル用梯子	軽燃料検査用ラダー	1.3 装置類	静的触媒式水素再結合装置	調査装置	1.4 作業機材類	水中カラーテレビカメラヘッド	水中カラーテレビカメラケーブル	水中カラーテレビカメラ制御盤	水中白黒カラーヘッド	水中白黒カラーケーブル	水中白黒カメラ制御装置	水中照明	船内照明（水中投光式）	工具棚	ページング用スピーカ	ページング用ハンドセット	ITVカメラ	1A仕入カメラ	使用済燃料パール監視カメラ	水素濃度計	原子炉建屋内水素濃度	1.5 計器・カメラ・通信機器類	地質観測装置	エリヤ放射線モニタ	燃料取替エリヤ放射線モニタ	使用済燃料パール上部空間放射線モニタ（高精度、低導量）	S GTSトライイン出力液量発信器 (スタンション含む)	HWHサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)	原子炉建屋外気圧差発信器 (スタンション含む)	R C Wサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)	使用済燃料パール水位／温度(ガイドバルス式)	使用済燃料パール水位／温度(ヒートサー式)	使用済燃料パールレベルスイッチ	使用済燃料パール水温度	チャンネルボックス測定装置伝送端	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	核燃料集合体	スタッドボルト用試験片	炉内シッピング 制御装置	炉外シッピング コンテナ	炉外シッピング シッパーキャップ	マストライト	キャリアリーシュン用治具キャスター	1.6 試験・検査用機材類	新燃料杆保護カバー	D/Sビット側スロットプラグ(A)	D/Sビット側スロットプラグ(B)	D/Sビット側スロットプラグ(C)	原子炉ウェルカバー(Aタイプ)	原子炉ウェルカバー(Bタイプ)	原子炉ウェルカバー(Cタイプ)	1.7 コンクリートプラグ・ハウジング類	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。	表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）(2／2)	9 フェンス類	異物混入防止用フェンス	手摺り	チエッカーブレート	燃料外観検査装置	吸込燃料容器	新燃料エレベータ昇降機	水中照明	燃料移送装置水注ユニット	燃料シッピング検査装置	空調ダクト	10 埋設類	便用済燃料ビット水中照明変圧器	配管	空調ユニット・室外機	エアージャンクションボックス	可搬型使用済燃料ビット水位計	消火器	所内通話設備	カメラ設備	照明器具	封印板	11 作業機材類	消防栓	イス・机	ラック・棚	ホワイトボード	プラットホーム	検査室窓	構内LAN	被命具	便用済燃料ビットエリアモニタ	可搬型エリアモニタ	12 測定機器類	(女川)済燃料ビット水位(GR版・SA用)	使用済燃料ビット水位(既設・SA用)	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない設備。
番号	抽出項目	評議																																																																																																													
1.1	電解槽類	制御用分電盤																																																																																																													
		作業用分電盤																																																																																																													
		エレベータ用変圧器																																																																																																													
		燃料交換機上電動機駆動用変圧器																																																																																																													
		燃料チャックベル着脱機駆動																																																																																																													
		燃料棒検査計測装置																																																																																																													
		原子炉建屋内クリーン電気設備操作箱																																																																																																													
		燃料パール計測表示盤																																																																																																													
		燃料荷役用定容器収納装置																																																																																																													
		大気循環機組合盤																																																																																																													
		手摺り																																																																																																													
1.2 フェンス・ラダー類	D/Sブール用梯子																																																																																																														
	原子炉ウェル用梯子																																																																																																														
	軽燃料検査用ラダー																																																																																																														
1.3 装置類	静的触媒式水素再結合装置																																																																																																														
	調査装置																																																																																																														
1.4 作業機材類	水中カラーテレビカメラヘッド																																																																																																														
	水中カラーテレビカメラケーブル																																																																																																														
	水中カラーテレビカメラ制御盤																																																																																																														
	水中白黒カラーヘッド																																																																																																														
	水中白黒カラーケーブル																																																																																																														
	水中白黒カメラ制御装置																																																																																																														
	水中照明																																																																																																														
	船内照明（水中投光式）																																																																																																														
	工具棚																																																																																																														
	ページング用スピーカ																																																																																																														
ページング用ハンドセット																																																																																																															
ITVカメラ																																																																																																															
1A仕入カメラ																																																																																																															
使用済燃料パール監視カメラ																																																																																																															
水素濃度計																																																																																																															
原子炉建屋内水素濃度																																																																																																															
1.5 計器・カメラ・通信機器類	地質観測装置																																																																																																														
	エリヤ放射線モニタ																																																																																																														
	燃料取替エリヤ放射線モニタ																																																																																																														
	使用済燃料パール上部空間放射線モニタ（高精度、低導量）																																																																																																														
	S GTSトライイン出力液量発信器 (スタンション含む)																																																																																																														
	HWHサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)																																																																																																														
	原子炉建屋外気圧差発信器 (スタンション含む)																																																																																																														
	R C Wサーモタンク水位発信器 (スタンション含む)																																																																																																														
	使用済燃料パール水位／温度(ガイドバルス式)																																																																																																														
	使用済燃料パール水位／温度(ヒートサー式)																																																																																																														
	使用済燃料パールレベルスイッチ																																																																																																														
	使用済燃料パール水温度																																																																																																														
	チャンネルボックス測定装置伝送端																																																																																																														
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置																																																																																																														
	核燃料集合体																																																																																																														
スタッドボルト用試験片																																																																																																															
炉内シッピング 制御装置																																																																																																															
炉外シッピング コンテナ																																																																																																															
炉外シッピング シッパーキャップ																																																																																																															
マストライト																																																																																																															
キャリアリーシュン用治具キャスター																																																																																																															
1.6 試験・検査用機材類	新燃料杆保護カバー																																																																																																														
	D/Sビット側スロットプラグ(A)																																																																																																														
	D/Sビット側スロットプラグ(B)																																																																																																														
	D/Sビット側スロットプラグ(C)																																																																																																														
	原子炉ウェルカバー(Aタイプ)																																																																																																														
	原子炉ウェルカバー(Bタイプ)																																																																																																														
	原子炉ウェルカバー(Cタイプ)																																																																																																														
1.7 コンクリートプラグ・ハウジング類	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。																																																																																																														
	表3.2.1 評価フローIの抽出結果（詳細）(2／2)																																																																																																														
	9 フェンス類	異物混入防止用フェンス																																																																																																													
		手摺り																																																																																																													
		チエッカーブレート																																																																																																													
		燃料外観検査装置																																																																																																													
		吸込燃料容器																																																																																																													
		新燃料エレベータ昇降機																																																																																																													
		水中照明																																																																																																													
		燃料移送装置水注ユニット																																																																																																													
燃料シッピング検査装置																																																																																																															
空調ダクト																																																																																																															
10 埋設類	便用済燃料ビット水中照明変圧器																																																																																																														
	配管																																																																																																														
	空調ユニット・室外機																																																																																																														
	エアージャンクションボックス																																																																																																														
	可搬型使用済燃料ビット水位計																																																																																																														
	消火器																																																																																																														
	所内通話設備																																																																																																														
	カメラ設備																																																																																																														
	照明器具																																																																																																														
	封印板																																																																																																														
11 作業機材類	消防栓																																																																																																														
	イス・机																																																																																																														
	ラック・棚																																																																																																														
	ホワイトボード																																																																																																														
	プラットホーム																																																																																																														
	検査室窓																																																																																																														
	構内LAN																																																																																																														
	被命具																																																																																																														
	便用済燃料ビットエリアモニタ																																																																																																														
	可搬型エリアモニタ																																																																																																														
12 測定機器類	(女川)済燃料ビット水位(GR版・SA用)																																																																																																														
	使用済燃料ビット水位(既設・SA用)																																																																																																														
	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない設備。																																																																																																														

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<table border="1"> <caption>表3.2.1 評価フロー①の抽出結果（詳細）(5/6)</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>コンクリートプラグ・ハッチ類</td> <td> 原子炉ウェルカバー（Dタイプ） 原子炉ウェルカバー（Eタイプ） スキマセーフタンクハッチカバー（A） スキマセーフタンクハッチカバー（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（A） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（C） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（D） D/Sピットカバー（No. 1） D/Sピットカバー（No. 2） D/Sピットカバー（No. 3） D/Sピットカバー（No. 4） D/Sピットカバー（No. 5） D/Sプラグ吊り具 ウェルカバー吊り具 大物搬入口ハッチカバー その他 配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル </td> <td>■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。</td> </tr> <tr> <td>1.8</td> <td>その他</td> <td> 配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	評価	1.7	コンクリートプラグ・ハッチ類	原子炉ウェルカバー（Dタイプ） 原子炉ウェルカバー（Eタイプ） スキマセーフタンクハッチカバー（A） スキマセーフタンクハッチカバー（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（A） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（C） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（D） D/Sピットカバー（No. 1） D/Sピットカバー（No. 2） D/Sピットカバー（No. 3） D/Sピットカバー（No. 4） D/Sピットカバー（No. 5） D/Sプラグ吊り具 ウェルカバー吊り具 大物搬入口ハッチカバー その他 配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。	1.8	その他	配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル			
番号	抽出項目	評価												
1.7	コンクリートプラグ・ハッチ類	原子炉ウェルカバー（Dタイプ） 原子炉ウェルカバー（Eタイプ） スキマセーフタンクハッチカバー（A） スキマセーフタンクハッチカバー（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（A） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（B） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（C） 使用溶栓料フル側スロットプラグ（D） D/Sピットカバー（No. 1） D/Sピットカバー（No. 2） D/Sピットカバー（No. 3） D/Sピットカバー（No. 4） D/Sピットカバー（No. 5） D/Sプラグ吊り具 ウェルカバー吊り具 大物搬入口ハッチカバー その他 配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル	■【女川】設備の相違 ・泊には存在しない。または評価エリア外に設置されている設備。											
1.8	その他	配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 規示物 惣ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピッケ・電源ボックス差 消火器箱納庫 原子炉建屋真空清掃設備機器用収納箱 ケーブル 救命用具 定期検査用資機材 スプレイノズル												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

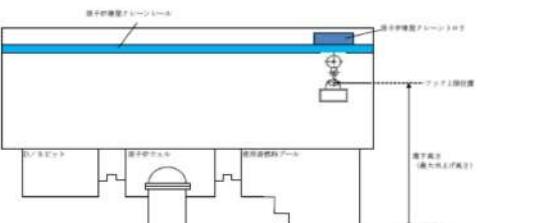
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 ・落下エネルギー等による選定 評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）※1や落下エネルギー（約39.3kJ以上）※2からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。 ※1：使用済燃料ピットに落下する可能性があるもののうち、落下エネルギーが39.3kJ未満の落下物の角部形状（剛性を含む）については、模擬燃料集合体の斜め状態落下試験で確認している形状（燃料集合体下部ノズルの角部形状）に包含されていることを確認する。なお、模擬燃料集合体落下試験時のライニング減肉量は最大で30%であり、貫通までに十分な余裕があることから、この結果は保守的な評価である。 ※2：燃料集合体落下時のライニング評価について（別紙1）	4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 4.1 評価フローII（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 設置状況による抽出 使用済燃料プールとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料プール内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。 なお、使用済燃料プールとの離隔は、使用済燃料プールと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。 4.1.2 落下エネルギーによる抽出 4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、空中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約15.5kJ※）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。 ※燃料集合体の空中落下を想定した場合でも使用済燃料プールライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について（別紙1）参照。 (落下エネルギーの算出方法) $E = m \times g \times h$ E : 落下エネルギー [J] m : 質量 [kg] g : 重力加速度 [m/s^2] h : 落下高さ [m]	4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出（補足説明資料8 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 参照） 4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方 4.1.1 設置状況による抽出 使用済燃料ピットとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料ピット内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。 なお、使用済燃料ピットとの離隔は、使用済燃料ピットと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。 4.1.2 落下エネルギーによる抽出 4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、空中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約39.3kJ※）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。 ※燃料集合体の空中落下を想定した場合でも使用済燃料ピットライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について（別紙1）参照。 (落下エネルギーの算出方法) $E = m \times g \times h$ E : 落下エネルギー [J] m : 質量 [kg] g : 重力加速度 [m/s^2] h : 落下高さ [m]	■記載の充実 ■【女川】設備の相違 ・燃料集合体の設計の相違。 ■【大飯】記載内容の相違 ■【女川】設備名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

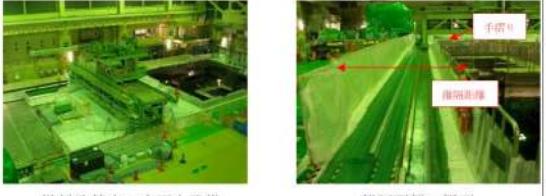
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ここで、落下高さは図4.1.1に示すとおり一律に各設備などの最大吊り上げ高さ（＝フック上限位置－使用済燃料プール最深床高さ）とし、基準面は使用済燃料プール最深床高さとする。</p>  <p>図4.1.1 落下高さ算出概要</p> <p>The diagram illustrates the height calculation for dropping components. It shows a cross-section of the fuel handling system. Labels include: '原子炉建屋クレーンレール' (Reactor building crane rail) at the top, '原子炉建屋クレーンクロック' (Reactor building crane clock) on the right, 'フック上限位置' (Hook limit position) indicated by a vertical line, '落下高さ (最大吊り上げ高さ)' (Dropping height (maximum lifting height)) indicated by a horizontal line, 'スルービット' (Through bit), '原子炉ビル' (Reactor building), '使用済燃料プール' (Used fuel pool), and '底床面 (使用済燃料プール最深床高さ)' (Bottom floor level (deepest bed height of used fuel pool)).</p> <p>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出 4.1.1「設置状況による抽出」及び4.1.2「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローⅢで使用済燃料プールへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。</p> <p>4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出 4.1.1「設置状況による抽出」及び4.1.2「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローⅢで使用済燃料ビットへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。</p>		<p>■記載内容の相違 ・泊の使用済燃料ビットは階段状になっていない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

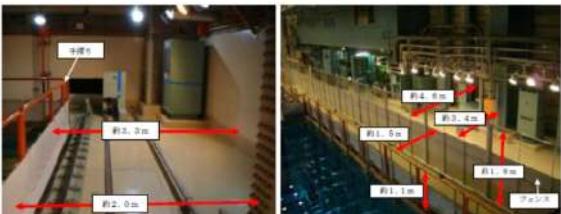
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 評価フローII：「検討要」としたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等） ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・移送中の内挿物等 ・移送中の内挿物等取扱工具 ・移送中の燃料ピットゲート ・補助建屋クレーン本体 ・移送中のキャスク ・移送中のキャスク吊具 <p>気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ^③）以上である設備等若しくは、配置上使用済燃料ピットに落下する可能性がある設備は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、後段の評価フローIII、で落下防止の適切性を確認する。</p> <p>※：燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのライニング等の健全性は確保される（別紙1参照）ことから、燃料集合体の落下エネルギー以上の落下エネルギーであることを選定の目安とした。</p>  <p>【使用済燃料坑取扱施設の周辺（大飯4号炉の例）】 【原子炉周辺建屋の天井、梁、柱、壁（大飯4号炉の例）】</p>	<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料ピットの上での取り扱いがなく、使用済燃料ピットの手摺の外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料ピットまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料ピットと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取替床の床面上設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p><検討不要となる項目*></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他クレーン類 ・原子炉格納容器（取扱具含む） ・電源盤類 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>  <p>(女川2号炉の状況)</p> <p>燃料取替床の床面上設備</p> <p>離隔距離の概要</p>	<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料ピットの上での取り扱いがなく、使用済燃料ピットの手摺の外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料ピットまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p><検討不要となる項目*></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源盤類の一部 ・フェンス類の一部 ・装置類の一部 ・作業機材類の一部 ・測定機器類の一部 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>  <p>使用済燃料ピットとフェンス、手摺りの距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用済燃料ピットと フェンス、手摺りの距離</th> <th>値(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 フェンス裏さ</td> <td>約1.7</td> </tr> <tr> <td>2 手摺り裏さ</td> <td>約1.1</td> </tr> <tr> <td>3 手摺りハフェンス</td> <td>約1.9</td> </tr> <tr> <td>4 手摺りハ（壁はフェンス内）</td> <td>約2.8</td> </tr> <tr> <td>5 手摺りハ（壁はフェンス内）</td> <td>約1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器の固定状況</p> <p>図4.2.1 燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要</p>	使用済燃料ピットと フェンス、手摺りの距離	値(3)	1 フェンス裏さ	約1.7	2 手摺り裏さ	約1.1	3 手摺りハフェンス	約1.9	4 手摺りハ（壁はフェンス内）	約2.8	5 手摺りハ（壁はフェンス内）	約1.5	<p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊の場合は設置状況と落下エネルギーの大きさを両方考慮することで抽出物が検討不要となる。</p>
使用済燃料ピットと フェンス、手摺りの距離	値(3)														
1 フェンス裏さ	約1.7														
2 手摺り裏さ	約1.1														
3 手摺りハフェンス	約1.9														
4 手摺りハ（壁はフェンス内）	約2.8														
5 手摺りハ（壁はフェンス内）	約1.5														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.2.2 評価フローII：「検討不要」としたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源盤類 ・フェンス類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 ・検査装置類 <p>これらの機器類は、使用済燃料ピット（Sクラス設備）の安全機能を損なうことがないよう、使用済燃料ピットとの離隔をとり配置（フェンスや手摺りの外側に配置）されている。また、電源盤類や装置類等は、床面にボルトで固定されているため転倒することなく、仮に、地震等により損壊・転倒したとしてもフェンスや手摺りによって使用済燃料ピットへの落下は防止される。</p> <p>なお、フェンス類の「手摺り」、測定機器類の「水中照明」、検査装置類の「漏洩燃料検査装置（FIS-UT）」と「制御棒摩耗測定装置」は燃料集合体の落下エネルギーより小さく、角部の形状、剛性も下部ノズル角部形状に包含されていることから検討は不要とした。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの距離（大飯3号炉の例）】</p>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。</p> <p><検討不要の項目※></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール内ラック類 ・計器・カメラ・通信機器類 ・その他 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料プールへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。</p> <p><検討不要の項目※></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源盤類の一部 ・フェンス類の一部 ・装置類の一部 ・作業機材類の一部 ・測定機器類の一部 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料ピットへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p> <p>また、作業機材類、測定機器類には可動式のものもあるが、安全上重要な設備近傍に仮置きが必要となった場合には、転倒・移動を防止するための転倒防止用金具、移動防止用車止め、ワイヤーロープによる固縛等を行うことが社内マニュアルにより定められていること、また、燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから検討は不要とした。（補足説明資料9 仮置物に対する落下防止措置について 参照）</p> <p>電源盤類の内、「A-使用済燃料ピット水中照明分電盤」については、落下エネルギーは小さく、使用済燃料ピットの機能に影響を与えることはないが、A-使用済燃料ピット水位（SA用）およびA-使用済燃料ピット温度（SA用）に近接していることから今後の耐震安全評価を踏まえ必要に応じ落下防止措置を施す。</p>	<p>【泊】記載内容の相違 ・転倒防止のための固縛の記載あり。</p> <p>【泊】記載内容の相違 ・泊はSA機器に対する影響について記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。 これらの項目は、落下により使用済燃料プールの機能を損なう恐れがあることから、後段の評価フローIIIで使用済燃料プールへの落下防止対策の要否確認を実施する。</p> <p>＜検討要となる項目※＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉建屋原子炉棟 ・ 燃料交換機 ・ 原子炉建屋クレーン ・ 原子炉圧力容器（取扱具含む） ・ 内挿物（取扱具含む） ・ プールゲート類 ・ 使用済燃料輸送容器（取扱具含む） ・ フェンス・ラダー類 ・ 装置類 ・ 作業機材類 ・ 試験・検査用機材類 ・ コンクリートプラグ・ハッチ類 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。 これらの項目は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なう恐れがあることから、後段の評価フローIIIで使用済燃料ピットへの落下防止対策の要否確認を実施する。</p> <p>＜検討要となる項目※＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等） ・ 使用済燃料ピットクレーン本体 ・ 燃料取扱棟クレーン本体 ・ 移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具 ・ 移送中のゲート ・ 移送中のキャスクとその吊具 <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> 	<p>■設備名称の相違</p> <p>■設備の相違</p> <p>・設備の相違から泊では抽出されない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
5. 落下防止の対応状況確認	5. 落下防止対策の要否判断	5. 落下防止対策の要否判断			
5.1 評価フローIII（落下防止とその適切性の確認）の考え方 使用済燃料ピットへの落下原因とその防止対策の関係は以下とのおりであり、個々の落下原因に応じて適切に落下防止が実施されていることを確認する。 a. 地震による破損 → ①耐震評価 ②強度確保・離隔・可動範囲制限・転倒防止金具・外れ止め b. 機器の故障等 → ②離隔・多重化・フェイルセーフ機構・可動範囲制限・防止金具 ③点検 c. 装置の誤操作 → ②強度確保・可動範囲制限 ③有資格者作業 ※：上記①～③は、6.(1)の使用済燃料貯蔵施設への落下時影響評価が必要な重量物の選定に関する整理表中に記載の対策①～③に対応する。	5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方 評価フローIIで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料プールへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表5.1.1に示す。 表5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理	5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方 評価フローIIで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料ピットへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表5.1.1に示す。 表5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理	■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■【女川】名称の相違		
5.1.1 耐震安全性評価による落下防止 基準地震動 Ss を用いた耐震安全性評価を行い、落下に至らないことを確認する。	5.1.1 落下原因（a～d）及び落下防止対策（①～③） 抽出した設備等（分類項目） a. 地震による落原因 b. 机器や機器の離隔等 c. 原子炉建屋内機器の離隔等 d. 原子炉建屋内機器の離隔等 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 燃料交換機 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 原子炉建屋クレーン ○ ○ ○ ○ ○ ○ 原子炉建屋内機器 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 内機器 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ブローダクト類 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 使用済燃料輸送装置（搬出員含む） ○ ○ ○ ○ ○ ○ フェンス・ターダー柱 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 防護柵 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 作業場材棚 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 試験・検査用機器類 ○ ○ ○ ○ ○ ○ コンクリートブリダック類 ○ ○ ○ ○ ○ ○	5.1.1 落下原因（a～d）及び落下防止対策（①～③） 抽出した設備等（分類項目） a. 地震による落原因 b. 机器や機器の離隔等 c. 原子炉建屋内機器の離隔等 d. 原子炉建屋内機器の離隔等 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 燃料交換機 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 原子炉建屋クレーン ○ ○ ○ ○ ○ ○ 原子炉建屋内機器 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 内機器 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 燃料交換機ドア等 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 機器中のモニタ（モニタの目と合む） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 機器中の機器（モニタの目と合む） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 機器中の内部構造（内部構造の目と合む） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 燃料交換機（電磁等） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 電磁吸盤（上部吸盤） ○ ○ ○ ○ ○ ○ シースル ○ ○ ○ ○ ○ ○ 荷重用（荷重用） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 荷重用（荷重用） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 荷重用（荷重用） ○ ○ ○ ○ ○ ○ 作業場材棚 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 作業場材棚（アラカルト） ○ ○ ○ ○ ○ ○	※1：項目の詳細は表3.2.1参照 ここで、吊荷取扱設備とは、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンであり、吊荷取扱装置とは、吊荷取扱設備に設けている安全装置等をいう。 上記落下防止対策①～③については、具体的に以下により確認する。 ① 耐震性確保による落下防止対策 燃料取扱機（屋根、梁、柱、壁等）、使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動 Ss に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。 また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。 ② 設備構造上の落下防止対策 クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。 ③ 運用状況による落下防止対策 クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。 また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プールへの待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。	※1：項目の詳細は表3.2.1参照 ここで、吊荷取扱設備とは、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンであり、吊荷取扱装置とは、吊荷取扱設備に設けている安全装置等をいう。 上記落下防止対策①～③については、具体的に以下により確認する。 ① 耐震性確保による落下防止対策 燃料取扱機（屋根、梁、柱、壁等）、使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動 Ss に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。 また、使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。 ② 設備構造上の落下防止対策 クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。 ③ 運用状況による落下防止対策 クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。 また、使用済燃料ピットクレーンの使用済燃料ピット外への待機運用及び使用済燃料ピット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。	■【女川】名称の相違 ■【女川】設備の相違 ・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱機クレーンに相当する。 ・燃料取扱機クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。 ■【女川】設備の相違 ・燃料取扱機クレーンは構造上使用済燃料ピット上を通過することは無い。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

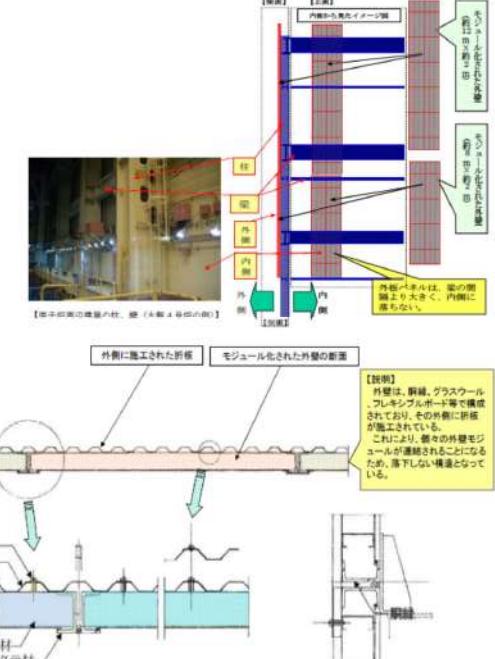
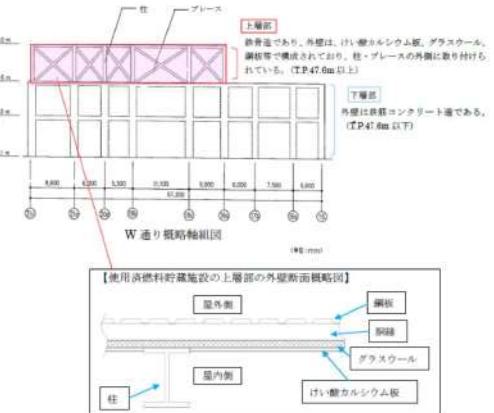
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2 評価フローIIIの評価結果</p> <p>5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等） ・使用済燃料ピットクレーン <p>a. 原子炉周辺建屋</p> <p>使用済燃料ピットを格納する原子炉周辺建屋は、基準地震動 Ss に対して建物・構築物の安全機能が保持できること（倒壊しないこと等）を確認している。</p> <p>また、使用済燃料ピット上部の鉄骨部については、屋根を含む立体 FEM モデルを作成し、基準地震動 Ss に対して、安全機能を保持できること（落下しないこと等）を確認している。</p> <p>なお、天井は鋼板と鉄筋コンクリートによる一体構造となっており、地震等で部分的に剥離することはない。</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の天井（大飯4号炉の例）】 </p> <p>【使用済燃料ピットクレーン（大飯4号炉の例）】 </p> <p>外壁は、フレキシブルボード、グラスウール、折板等で構成されており、柱、梁の外側に取り付けている。外板パネルの大きさは、小さなものでも約 2m×8m</p>	<p>5.2 評価フローIIIの評価</p> <p>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟及び使用済燃料プール上部にある常設設備</p> <p>原子炉建屋原子炉棟については、燃料取替床の床面（O.P. 33.2m）より上部の鉄筋コンクリート造の壁及び鉄骨造の屋根トラス等を線材、面材により立体的にモデル化した立体架構モデルを作成し、基準地震動 Ss に対する評価を行い、屋根トラスにおいて水平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プールに落下しない設計とする。原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデルについて図 5.2.1 に示す。</p> <p>また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造となっており、地震による剥落はない。燃料取替床の床面より上部を構成する壁は鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁とあわせて基準地震動 Ss に対して落下しない設計とする。</p>	<p>5.2 評価フローIIIの評価</p> <p>5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等） ・使用済燃料ピットクレーン <p>a. 燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等）</p> <p>使用済燃料ピットを格納する燃料取扱棟は、基準地震動 Ss に対して建物・構築物の安全機能が保持できること（倒壊しないこと等）を確認している。</p> <p>また、燃料取扱棟の鉄骨造の梁および柱については、屋根を含む立体FEMモデルを作成し、基準地震動 Ss に対して、安全機能を保持できること（落下しないこと等）を確認している。</p> <p>また、屋根は、鋼板と鉄筋コンクリートによる一体構造となっており、地震等で部分的に剥離することはない。</p> <p>【燃料取扱棟の屋根、壁】 </p> <p>燃料取扱棟の下層部（T.P. 47.6m 以下）の壁は、鉄筋コンクリート造であり、この壁が損壊しない限り使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <p>また、鉄骨造である上層部（T.P. 47.6m 以上）の壁は、鋼板や鋼材（鋼縁等）および建屋内装材（けい酸カルシウム板、グラスウール）で構成されている。</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.2 に関しては炉型の相違により抽出される設備に相違が生じることから、大飯に合わせることを基本とする。 <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

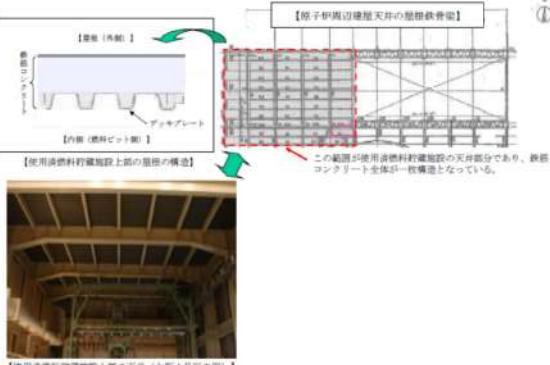
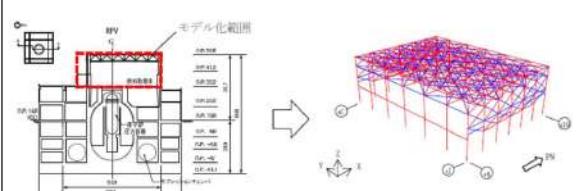
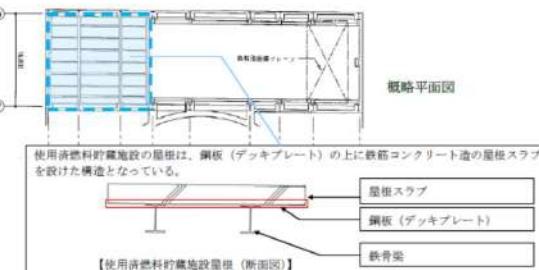
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>であり、梁の間隔より大きいことから、外壁が内側（使用済燃料ピット側）に落下することはない。</p> <p>外壁の部材は、建屋の構造部材の外側に取付けられているため、仮に地震によって外壁の部材が損壊したとしても、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>【写真】外壁の構造柱、梁（モジュール化された外壁の断面）</p> <p>外側に施工された折板、モジュール化された外壁の断面</p> <p>【説明】外壁は、鋼板、グラスウール、フレンチプレート等で構成されており、その外側に折板が施工されている。これにより、他の外壁モジュールが連動されることによるため、落下しない構造となっている。</p> <p>ボルト 外壁 ヨコ材 タテ材</p> <p>使用済燃料ピット上部の屋根は、コンクリート屋根スラブ、屋根折板（デッキプレート）、鉄骨梁等で構成されている。鉄筋コンクリートの屋根スラブは、屋根折板（デッキプレート）の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁、小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、そ</p>		<p>鋼板や鋼材は、柱の外側に溶接またはボルトにて接合されており、この柱が損壊しない限り、鋼板や鋼材が使用済燃料ピットに落下することはない。なお、鋼板や鋼材は延性があり、変形能力に富むことから、部分的に破損して落下することはない。</p> <p>一方、建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても落下エネルギーが地中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれはない。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設の上層部の外壁断面概略図】</p> <p>屋外側 屋内側 鋼板 鋼材 グラスウール けいカルシウム板</p> <p>柱 梁 プレース</p> <p>上層部 新脊造であり、外壁は、けいカルシウム板、グラスウール、鋼板等で構成されており、柱・プレースの外側に取り付けられている。（TP47.6m以上）</p> <p>下層部 外壁は既存コンクリート造である。（TP47.6m以下）</p> <p>W通り概略軸組図</p> <p>（mm）</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違</p> <p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

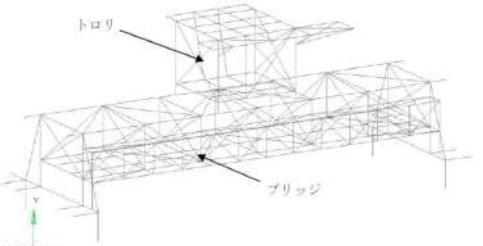
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>れ自体が地震で破損し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の天井（大飯4号炉の例）】</p> <p>なお、使用済燃料プール上部にある常設設備としては天井照明があるが、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいため、評価プロセスにおいて検討不要としている。</p>  <p>図5.2.1 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル</p>		<p>れ自体が地震で損壊し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>概略平面図</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設の屋根（断面図）】</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

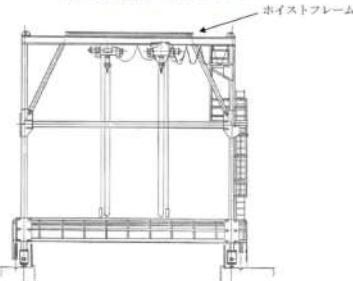
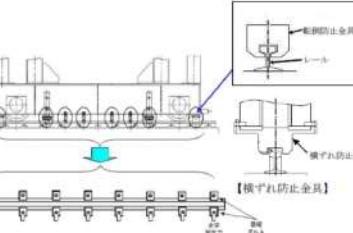
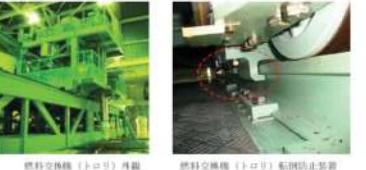
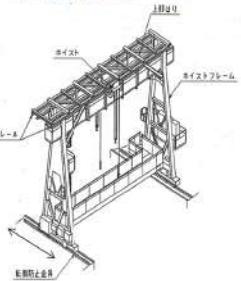
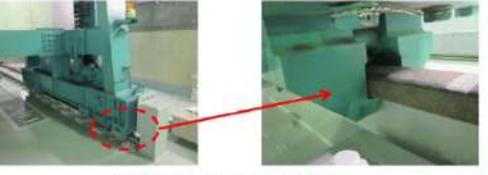
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷[*]の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドアセンブリ（取扱工具を含む） ○ 燃料ピットゲート <p>(a) 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動 Ss を用いた耐震評価を行い、落下に至らない設計とする。</p> <p><基本的な評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入力地震動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震波：基準地震動Ss ・ 評価用建屋応答位置：原子炉周辺建屋 E.L. +33.6m 	<p>(2) 燃料交換機</p> <p>燃料交換機[*]は、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びD/Sピットをまたぎ、レール上を走行する設備であり、浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置している。転倒防止装置は、走行レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料交換機及び走行レールの詳細図について図 5.2.2 に示す。</p> <p>燃料交換機は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※耐震性評価においては燃料交換機の使用済燃料プール上で取り扱う吊荷となる項目全てを包絡する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料集合体 ○ ダブルブレードガイド ○ 制御棒 等 <p>図 5.2.2 燃料交換機本体及び走行レール詳細</p>	<p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷[*]の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料ガイドアセンブリ（取扱工具を含む） ○ ゲート <p>(a) 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動 Ss を用いた耐震評価を行い、落下しない設計とする。</p> <p>以下に、耐震評価方法を示す。耐震評価結果について、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p><基本的な評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入力地震動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震波：基準地震動Ss ・ 評価用建屋応答位置：燃料取扱棟T.P. 33.1m 	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川の燃料交換機と泊の使用済燃料ピットクレーンは、一部構造が異なるが耐震安全性評価による落下防止対策が適切に行なわれており、実質的な相違は無い。 <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は部材応力評価と転倒評価を実施しており、吊荷が無い方が厳しい場合もある。 <p>■【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備名称の相違 <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・方向：水平、鉛直</p> <p>○評価ケース ・評価では、吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</p> <p>○評価部材 ・クレーン主要部材：SS400</p> <p>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SS400 SCM435H</p> <p>・横ずれ防止金具（つめ）：SM490A</p> <p>・レール（基礎ボルト、コンクリート）： SCM435、コンクリート</p> <p>(b) クレーン本体の健全性 ○解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>(a) 評価方法 解析モデルとして燃料交換機の3次元はりモデルを作成し、スペクトルモーダル解析にて評価する。燃料交換機の解析モデルについて図5.2.3に示す。</p> <p>(b) 評価部材 i. 燃料交換機本体（構造物フレーム） ii. トロリ転倒防止装置 iii. ブリッジ転倒防止装置 iv. 走行レール</p>  <p>図5.2.3 燃料交換機 解析モデル（イメージ）</p> <p>i. 燃料交換機本体（構造物フレーム） 燃料交換機本体（構造物フレーム）は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 S_s に対して燃料交換機本体（構造物フレーム）に発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p> <p>ii. トロリ転倒防止装置 ブリッジ上部のトロリ横行レールの頭部をトロリ転倒防止装置（両爪タイプ）つめ部にて両側から抱き込む構造とし、トロリが浮上り、横行レールより脱線しない構造としている。トロリ転倒防止装置の詳細を図5.2.4に示す。 本装置は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 S_s に対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>	<p>・方向：水平、鉛直</p> <p>○評価ケース ・評価では吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</p> <p>○評価部材 ・クレーン主要部材：SS400</p> <p>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SCM440、 SCM435</p> <p>・レール（基礎ボルト）：SCM435</p> <p>(b) クレーン本体の評価 ○解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>■【女川】設備の相違 ・泊の使用済燃料ピットクレーンにはトロリに相当する装置は無い。</p> <p>■【大飯】名称の相違 ■【大飯】設備の相違 ・泊の使用済燃料ピットクレーンには横ずれ防止金具は取り付けられていない。</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊の使用済燃料ピットクレーンにはトロリに相当する装置は無い。</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○クレーン本体の評価 評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つモノレール及び荷重伝播経路としてモノレールを支えるホイストフレーム、ホイスト支柱、ブリッジを主体とし、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。 ・地震波：基準地震動Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：ホイストフレーム ・主な評価部材：SS400</p>  <p>第5.1図 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>(c) 転倒防止金具及び横ずれ防止金具の評価 地震時において、使用済燃料ピットクレーンの転倒・脱線を防止する転倒防止金具及び横ずれ防止金具が破損しないことについて評価し、使用済燃料ピットクレーン本体が落下しない設計とする。 転倒防止金具及び横ずれ防止金具等の概要図を第5.2図に示す。</p>  <p>第5.2図 使用済燃料ピットクレーン側面</p>	 <p>燃料交換機（トロリ）外観 燃料交換機（トロリ）転倒防止装置</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-top: 10px;"></div> <p>図5.2.4 トロリ転倒防止装置詳細</p> <p>● 評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つホイストレール及び荷重伝播経路としてホイストレールを支える上部はり、ホイストフレーム、走行サドルを主体とし、その他下部歩道について評価を行い、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。 ・地震波：基準地震動 Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：ホイストレール、ホイストフレーム ・主な評価部材：SS400</p>  <p>走行方向 主回転金具 ホイスト ホイストフレーム 走行レール 主回転金具</p> <p>使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>(c) 転倒防止金具の評価 地震時において、使用済燃料ピットクレーンの転倒・脱線を防止する転倒防止金具のつめ、取付ボルトが破損しないことについて評価し、使用済燃料ピットクレーン本体が落下しない設計とする。 転倒防止金具の概要図を下図に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-top: 10px;"></div> <p>図5.2.5 ブリッジ転倒防止装置詳細</p>  <p>使用済燃料ピットクレーン転倒防止金具</p>	<p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○ 解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○ 転倒防止金具及び横ずれ防止金具の機能</p> <p>転倒防止金具及び横ずれ防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具や横ずれ防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震波：基準地震動Ss ・ 方向：水平・鉛直 ・ 解析方法：スペクトルモーダル解析 ・ 主な評価部位：取付ボルト ・ 主な評価部材：SCM435H <p>(d) 走行レールの評価</p> <p><クレーンの浮き上がり評価></p> <p>○ 解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○ 基礎ボルト</p> <p>下図のとおり、地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具直下の基礎ボルトで評価する。</p>	<p>iv. 走行レール</p> <p>走行レールは燃料取替床の床面に設置され、本レールが破損した場合、燃料交換機本体が使用済燃料ピットに落下することを防止するため、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。走行レールの詳細を図 5.2.6 に示す。</p>	<p>○ 解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○ 転倒防止金具の機能</p> <p>転倒防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震波：基準地震動 Ss ・ 方向：水平・鉛直 ・ 解析方法：スペクトルモーダル解析 ・ 主な評価部位：つめ ・ 主な評価部材：SCM440 <p>(d) 走行レールの評価</p> <p><クレーンの浮き上がり評価></p> <p>○ 解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○ 基礎ボルト</p> <p>地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力を評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具直下の基礎ボルトで評価する。</p> <p>○ コンクリート</p> <p>クレーンが浮き上がる際、基礎ボルトからコンクリートに荷重かかるが、基礎ボルトの許容応力は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容応力を下回ることを確認し、基礎ボルト（引張り）の許容応力を評価する。</p>	<p>■ 【大飯】設備の相違</p> <p>■ 【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価上厳しい部位を記載 <p>■ 【大飯】記載箇所の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.3図 使用済燃料ピットクレーントラック部断面</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震波：基準地震動Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：基礎ボルト（引張り） ・主な評価部材：SCM435 <p><クレーンの横力評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。 ○ 基礎ボルト 第5.4図に示すとおり、地震時に使用済燃料ピットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。 なお、使用済燃料ピットクレーンに設置された転倒防止金具と横ずれ防止金具からレール直交方向に作用する発生力は、それぞれの金具とレールから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。 <p>第5.4図 使用済燃料ピットクレーントラック部断面</p>	<p>図5.2.6 走行レール詳細 ※図中の内容は商業機密の範囲から公開できません</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>張り）の評価で代表することを確認する。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震波：基準地震動 Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：基礎ボルト（引張り） ・主な評価部材：SCM435 <p><クレーンの横力評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。 ○ 基礎ボルト 地震時に使用済燃料ピットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。 <p>なお、使用済燃料ピットクレーンに設置された転倒防止金具からレール直交方向に作用する発生力は、重輪つばから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。</p>	<p>■【大飯】設備の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震波：基準地震動Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：基礎ボルト（せん断） ・主な評価部材：SCM435 <p>○ コンクリート クレーンが浮き上る際、基礎ボルトからコンクリートに荷重がかかるが、基礎ボルト1本当たりの許容荷重は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容力を下回るため、基礎ボルト（引張り）の評価で代表する。（第5.5図参照）</p> <p>第5.5図 レール基礎ボルトに係るコンクリート評価範囲</p>		<p>主な評価部位と解析条件は以下を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震波：基準地震動 Ss ・方向：水平・鉛直 ・解析方法：スペクトルモーダル解析 ・主な評価部位：基礎ボルト（せん断） ・主な評価部材：SCM435 	■【大飯】記載箇所の相違
<p>(e) 吊荷の落下評価 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p><基本的な評価条件></p> <p>○ 解析モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル ・吊荷とホイストモノレールが最も振動する低次（長周期側）のモードの周期を使用 	<p>b. 吊荷の落下防止対策 燃料交換機で吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。 以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法 吊荷位置（上端～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を鉛直方向床応答スペクトルから算出し、ワイヤロープ、フック及びブレーキに作用する荷</p>	<p>(e) 吊荷の落下評価 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p><基本的な評価条件></p> <p>○ 解析モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル ・吊荷重量及びワイヤロープ長さは、固有周期と床応答曲線の関係から評価が厳しくなるように設 	■【大飯】記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料1)

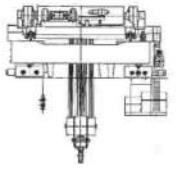
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○ 解析条件の検討 吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷重量、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。 ・ 入力地震動：基準地震動Ss</p> <p>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ ① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析） ② 浮き上がり速度を算出する。 ③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。 ④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p><下向きの荷重評価> 基準地震動Ssにおいて、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p><その他の落下防止機能の評価> ○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。 ○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキの滑り（定格の150%以上を超えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。 ○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。仮に、2重ワイヤロープの1本が切れた場合は安全率が半分（約4.7）となるが、吊荷が落下することはない。</p>	<p>重を算出する。当該算出荷重から、各部の評価を行う。</p> <p>(b) 評価条件 ・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、基準地震動Ssの鉛直方向床応答スペクトルでの震度を用いて、ワイヤロープ長さを考慮し算出した荷重を用いる。</p> <p>・ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ(Su)による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</p> <p>・ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</p> <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト（主ホイスト及び補助ホイスト）について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。</p> <p>補足説明資料1に、主ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>泊発電所3号炉 定する。</p> <p>○ 解析条件の検討 吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷評価、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。 ・ 入力地震動：基準地震動 Ss</p> <p>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ ① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析） ② 浮き上がり速度を算出する。 ③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。 ④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p><下向きの荷重評価> 基準地震動Ssにおいて、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p><その他の落下防止機能の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。 ○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキの滑り（定格の150%以上を超えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。 ○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。 <p>補足説明資料1に、ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違</p>

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(3) 原子炉建屋クレーン</p> <p>原子炉建屋クレーン[※]は、原子炉建屋原子炉棟内壁に沿って設置された走行レール上を走行するクレーンであり、浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置している。脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面、横行レールに対し、浮上り代を設けた構造であり、クレーンの浮上りにより走行、横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※ 耐震性評価においては原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール上で取り扱う吊荷は、下記のように原子炉建屋クレーンにより吊られる項目を包絡する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用済燃料輸送容器 ○ プールゲート ○ 燃料集合体 等 <p>原子炉建屋クレーン本体の詳細を図 5.2.7 に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> (正面) (側面) </div> <p>図 5.2.7 原子炉建屋クレーン本体詳細</p> <p>a. 原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、下部に設置された上位クラス施設である使用済燃料プールに対して、波及的影響を及ぼさないことを確認することから、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>解析モデルとして原子炉建屋クレーンの3次元はりモデルを作成し、時刻歴応答解析にて評価する。解析モデルを図 5.2.8 に示す。</p> <p>(b) 評価部材</p> <ul style="list-style-type: none"> i. クレーン本体ガーダ ii. 脱線防止ラグ 		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・泊の燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットクレーンを走行できない構造となっているため記載不要。</p>

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉 iii. トロリストッパ	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 5.2.8 原子炉建屋クレーン 解析モデル（イメージ）</p> <p>i. クレーン本体ガーダ</p> <p>原子炉建屋クレーン本体ガーダは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 S_s に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>ii. 脱線防止ラグ</p> <p>脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面に対し浮上り代を設けた構造とし、原子炉建屋クレーンが浮上り、ランウェイガーダより脱落しない構造とする。原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグの詳細を図 5.2.9 に示す。</p> <p>脱線防止ラグは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 S_s に対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>   <p>原子炉建屋クレーン外観</p> <p>脱線防止ラグ</p> <p>図 5.2.9 原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグ詳細</p> <p style="text-align: center;">静止中の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>iii. トロリストッパ</p> <p>トロリストッパは、横行レールに対し浮上り代を設けた構造とし、横行レールより脱線しない構造とする。トロリ本体及びトロリストッパの詳細を図 5.2.10 に示す。</p> <p>トロリストッパは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対してトロリストッパに発生する応力が許容値応力以下となる設計とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ外観</p> </div> </div> <p>図 5.2.10 トロリ本体及びトロリストッパ詳細</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</div>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 吊荷の落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンにより、吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 S_s に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>(b) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、時刻歴解析より算出した荷重を用いる。 ・ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ (S_u) による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。 ・ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。 <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト (20t ホイスト及び3t ホイスト) について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。</p> <p>補足説明資料2に、主巻における評価例を示す。</p>		

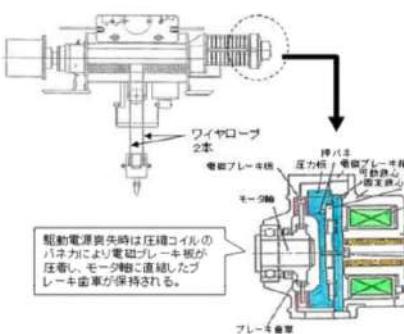
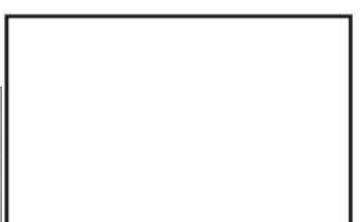
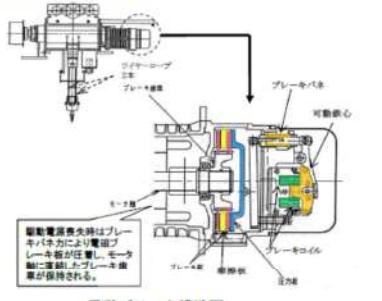
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移送中の内挿物等 ・移送中の内挿物等取扱工具 ・移送中の燃料ピットゲート ・補助建屋クレーン本体 ・移送中のキャスク ・移送中のキャスク吊具 <p>a. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能※）を有しており、内挿物等とその取扱工具、燃料ピットゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイルセイフ機構等により、内挿物等の落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <p>(1) 燃料交換機</p> <p>使用済燃料プール上において、燃料交換機で扱う吊荷の作業を行う際に、使用済燃料プール内に吊荷が落下するのを防止する対策を以下に示す。</p> <p>a. 動力電源等の喪失対策</p> <p>燃料交換機は、動力電源等の喪失時に自動的にブレーキがかかる設計とする。動力電源等が喪失した場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時の落下防止機能について</p> <p>直流電磁ブレーキの概要を図5.2.11に示す。</p> <p>燃料交換機のブレーキは、動力電源喪失時においても図5.2.11の①、②に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セイフ設計としている。</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ピットクレーン本体 ・ 移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具 ・ 移送中のゲート ・ 燃料取扱棟クレーン本体 ・ 移送中のキャスクとその吊具 <p>a. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能※）を有しており、燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具、ゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイルセイフ機構等により落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<p>■記載内容の相違</p> <p>【女川】全般的に記載方針が異なるので着色を省略する。</p> <p>■記載名称の相違</p> <p>【大飯】記載の適正化</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>【大飯】使用済燃料ピットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</p> <p>■【大飯】記載内容の相違</p> <p>・使用済燃料ピットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</p> <p>■【大飯】記載名称の相違</p> <p>・記載の適正化</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料交換機にあっては、掴み機構のワイヤロープを2重化すること。 ・燃料交換機にあっては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。 ・原子炉建屋天井クレーンにあっては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。 また、フックのワイヤロープ外れ止めを設けること。（参考2参照）  <p>粗動電源喪失時は圧縮コイルのバネ力により電磁ブレーキ板が圧着し、モータ軸に直結したブレーキ車が保持される。</p> <p>b. 吊荷の落下防止 使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープは2重化しており、フック等の構成部材を含めた昇降系の安全率は5程度有している。 基準地震動Ss時のクレーン昇降系での発生加速度は床応答曲線から3G以下、鉛直地震動作用時の最大加速度についてもわずかと予想されることから、地震時に吊荷が落下することはない。 また、フックには、外れ止め金具が装備されており、フックとワイヤロープなどが外れて落下しない設計となっている。</p> <p>【使用済燃料ピットクレーンホイストフック】</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図5.2.11 直流電磁ブレーキの概要</p> <p>背景色の内緑色は商業機密の範囲からの公開できません</p>	<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料交換機にあっては、掴み機構のワイヤーを二重化すること。 ・燃料交換機にあっては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。 ・原子炉建屋天井クレーンにあっては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。 また、フックのワイヤー外れ止めを設けること。（参考1,2参照）  <p>電磁ブレーキ構造図</p> <p>b. 吊荷の落下防止 使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープは2重化しており、定格荷重における安全率はクレーン構造規格に定められた安全率5.0以上を有していることを確認する。 フックについては、安全率が日本クレーン協会規格に定められた安全率3.0以上を有していることを確認する。 また、フックには、外れ止め金具が装備されており、フックとワイヤロープなどが外れて落下しない設計としている。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンフック部</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違 ・泊は技術基準の原文を記載する。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p>

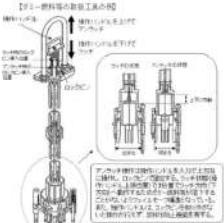
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 平成15年9月に提出した「大飯発電所安全審査資料 11(補) 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について(補足説明資料)」の記載内容抜粋</p> <p>燃料集合体の落下防止対策について 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できることについて 燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。 指針49.燃料の貯蔵設備及び取扱設備 1. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できること。</p> <p>燃料取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止するために、以下の保持装置を有している。 (1)燃料懸架系は、「2重ワイヤ」にて燃料の落下を防止している。 1本のワイヤロープで安全率5以上を有し、二つのワイヤロープの破損に対しても、残りの1本で燃料集合体を支えることが可能である。 (2)燃料集合体の落下を防止するため、以下のインターロックを有する。 ・電源“断”にてホイストの下降を停止する電磁ブレーキを有する。 燃料取扱設備は、上記のような保持装置を有しており、また、十分な裕度を持って設計している。 (注) : メインホイストに係る記載については省略している。</p> <p>【内挿物等取扱工具のフェイルセーフ機構】</p> <p>(b) 駆動用空気喪失時のブレーキ機能について 燃料つかみ具機構の概要について図5.2.12に示す。また、燃料つかみ具機構の駆動用空気喪失時の落下防止機能を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 燃料つかみ具の操作用圧縮空気が喪失した場合でも、フックがつかみ方向に動作するようバネを内蔵するフェイル・セイフ設計とする。 ② 燃料が吊られている状態では、メカニカルインターロック機構により、燃料集合体は外れない設計とする。 ③ 燃料つかみ具に燃料集合体の荷重があつてもフック閉信号が出ていない場合には、燃料集合体を確実につかんでいないものとして吊り上げができぬようインターロックを設けている。 			<p>【使用済燃料取扱工具のフェイル・セイフ機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レバーを下げるときアクチュエータが上がり、アンラッチ状態となる。 ・レバーを下げた後はロックピンでレバーを固定する。 ・つめは閉じた状態。 ・レバーを上げるとアクチュエータが下がり、つめが開きラッチ状態となる。 ・ラッチ状態では、アクチュエータが自重でラッチ方向へ動作するため、ガイドアセンブリ等が落下しないフェイル・セイフ構造となっている。 ・レバーを上げた後はロックピンでレバーを固定する。 <p>■【大飯】記載内容の相違 大飯は図中に機構の説明を記載している。</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  <p>図5.2.12 燃料つかみ具機構概要 ※図中の内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>b. ワイヤロープ二重化対策 ワイヤロープを二重化することで、仮にワイヤロープが1本切れた場合でも、残りのワイヤロープで重量物が落下せず、安全に保持できる設計とする。燃料交換機ワイヤロープの二重化構造を図5.2.13に示す。 ※ワイヤロープ1本の耐荷重は約12.6tであり、燃料集合体の1体の重量（約300kg）は十分に保持可能である。</p>  <p>図5.2.13 燃料交換機ワイヤロープ二重化構造 ※図中の内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>c. 速度制限 燃料交換機は、操作員からの入力指示に従い、計算機システムより駆動制御装置に運転指令を与え、一連の燃料交換作業の一部を自動的に行える機能を有しており、この駆動を制御するための駆動制御装置及び駆動制御装置に指令を与える判断装置としての計算機システムにより、速度制限を行い、誤操作等による吊荷の振れを</p> <p>■【女川】記載箇所の相違 ・泊は前段の「b. 吊荷の落下防止」で同等の内容を記載している。</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊の使用済燃料ビットクレーンには作業を自動的に行う機能は無い。</p>			

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																				
	<p>抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <p>具体的には、運転員の入力指示に従い、計算機が安全な移送ルート、及び速度パターンを決定し、運転指令信号を出力することで、ブリッジ等を駆動し、速度制限による運転が行われる。</p> <p>この他、手動による操作も可能であり、本操作時においても運転速度は制限され、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.1 に示す。</p> <p>表 5.2.1 運転速度の上限値 単位：m/min</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>速度設定</th> <th>ブリッジ</th> <th>トロリ</th> <th>主ホイスト^{#2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>微速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>^{#1} 1：自動・半自動のみ ^{#2} 2：走行式補助ホイストについては、□ m/min</p> <p>d. 過巻防止</p> <p>主ホイスト及び補助ホイスト巻上装置には、過度の巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けており、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業秘密の観点から公開できません</p> <p>(2) 原子炉建屋クレーン</p> <p>使用済燃料プール上において、原子炉建屋クレーンで扱う吊荷の作業を行う際に、以下のとおり、使用済燃料プール内への吊荷落下防止対策を実施する。</p> <p>a. 動力電源の喪失対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる設計としている。動力電源喪失により非励磁となった場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時のブレーキ機能について</p> <p>直流電磁ブレーキ構造の概要を図 5.2.14 に示す。</p> <p>原子炉建屋クレーンのブレーキは、動力電源喪失時においても図 5.2.14 に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セイフ設計とする。</p>	速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト ^{#2}	高速 1				高速 2				低速				微速					<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考 1.2 に記載
速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト ^{#2}																				
高速 1																							
高速 2																							
低速																							
微速																							

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">図5.2.14 直流電磁ブレーキ構造の概要</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">二重ドラム方式の巻上げ構造</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">主巻フック構造</p> <p style="text-align: center;">図5.2.15 ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造</p> <p style="text-align: center;">機械室の内面は曲面構造の観点から公開できません</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>c. 速度制限</p> <p>原子炉建屋クレーンは、運転室からの操作と無線操作による運転が可能であり、運転室で操作する場合は、ステップレスな速度制御運転が可能であり、無線操作による運転では、高速、中速、低速の3段階速度で運転が可能な設計としている。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表5.2.2に示すとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="691 382 1215 562"> <caption>表5.2.2 運転速度の上限値 単位：m/min</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">運転操作</th> <th colspan="2">運転室操作</th> <th colspan="2">無線操作</th> </tr> <tr> <th>ステップレス</th> <th>低速</th> <th>高速</th> <th>中速</th> <th>低速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20t ホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20t タイプ横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3t ホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、無負荷時最高速度</p> <p>運転室操作、無線操作における各設備操作の運転速度制限により、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <p style="text-align: center;">機密の内容は商業機密の観点から公開できません</p> <p>d. 過巻防止</p> <p>主巻上、補巻上、20t ホイスト、3t ホイスト巻上装置には、過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けることにより、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>リミットスイッチは、図5.2.16及び図5.2.17に示す、リミットレバーをクレーンフックが機械的に押し上げることでリミットスイッチを動作させる機構としている。</p>  <p>図5.2.16 過巻防止用リミットスイッチ (主巻上装置)</p>  <p>図5.2.17 過巻防止用リミットスイッチ (ホイスト巻上装置)</p> <p style="text-align: center;">機密の内容は商業機密の観点から公開できません</p>	運転操作	運転室操作		無線操作		ステップレス	低速	高速	中速	低速	主巻上						補巻上						横行						走行						20t ホイスト巻上						20t タイプ横行						3t ホイスト巻上							
運転操作	運転室操作		無線操作																																																				
	ステップレス	低速	高速	中速	低速																																																		
主巻上																																																							
補巻上																																																							
横行																																																							
走行																																																							
20t ホイスト巻上																																																							
20t タイプ横行																																																							
3t ホイスト巻上																																																							

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・移送中の内挿物等 ・移送中の内挿物等取扱工具 ・移送中の燃料ピットゲート ・補助建屋クレーン本体 ・移送中のキャスク ・移送中のキャスク吊具 <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施すること等が規定されている。使用済燃料ピットクレーンによる燃料集合体や内挿物の移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行っており、クレーンや玉掛け用具の故障や不具合によって取扱工具等が使用済燃料ピットに落下することは防止されている。</p> <p>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</p> <p>ホイストのフックに傷害された外れ止めは使用しなければならない。（第20条の2） 一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。（第34条） 一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。（第35条） 一 卷過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 二 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無 三 フック、グラブバケツ等のつり具の損傷の有無 四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無 五 ケーブルクレーンについては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態 クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。（第36条） 一 卷過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 三 ワイヤロープが通っている箇所の状態 事業者は、クレーンの玉掛け用具であるワイヤロープ、つりチェーン、織羅ロープ、織羅ベルト又はフック、シャツフル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。（第220条） 事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 事業者は、合量20条第16号に掲げる箇所については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条） 合令第20条第16号に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。 一 玉掛け技術講習を受けた者 二 機械能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通機械訓練のうち、機械能力開発促進法規則別表第4の訓練料の欄に掲げる玉掛け料の訓練を終了した者 三 その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</p> <p>（定期自主検査）</p> <p>第二十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。</p> <p>3 事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行なわなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。</p> <p>一 当該自主検査を行う日前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行なったクレーン又は当該自主検査を行う日後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン 二 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、荷重労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン 三 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の袋をつけて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。</p> <p>第二十五条 事業者は、クレーンについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <p>一 卷過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 二 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無 三 フック、グラブバケツ等のつり具の損傷の有無 四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無 五 ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態 2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。</p> <p>（作業開始前の点検）</p> <p>第二十六条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。</p> <p>一 卷過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能 二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 三 ワイヤロープが通っている箇所の状態</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(作業開始前の点検)</p> <p>第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリフクの玉掛け用具であるワイヤーロープ、つりチエーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はブック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤーロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二百二十二条 事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務（限制荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 玉掛け技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号、以下「能開法」という。）第二十七条第一項の準備訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号、以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものと聞く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定める者 <p>令第二十条第十六号に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。</p> <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととし、使用済燃料プールに落下することを防止する運用としている。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンを使用した吊荷作業時においては、可動範囲をインターロックにより制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が使用済燃料プールに落下することを防止する設計とする。</p> <p>別紙3に燃料交換機及び原子炉建屋クレーンにおける待機場所等について、別紙4に原子炉建屋クレーンのインターロックについて示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置</p> <p>使用済燃料プールは、異物混入防止エリアを設置することで、異物混入による使用済燃料プールの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。</p> <p>また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙5に、使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p> <p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p>	<p>(作業開始前の点検)</p> <p>第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリフクの玉掛け用具であるワイヤーロープ、つりチエーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はブック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤーロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。（第220条）</p> <p>2 事業者は前項の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二百二十二条 事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条）</p> <p>※令第20条第16項に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 玉掛け技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定める者 <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、通常時、使用済燃料ピット上への待機配置を原則行わないこととし、使用済燃料ピットに落下することを防止する運用としている。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、可動範囲を物理的に制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が使用済燃料ピットに落下することを防止する設計とする。</p> <p>別紙3に使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンにおける待機場所等について示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置</p> <p>使用済燃料ピットは、異物管理区域を設置することで、異物混入による使用済燃料ピットの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。</p> <p>また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙4に、使用済燃料ピット周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p> <p>5.3 評価フローⅢの抽出結果</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、クレーンの玉掛け用具であるワイヤーロープ、つりチエーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はブック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤーロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。（第220条） 2 事業者は前項の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 ・事業者は、令第20条第16項に掲げる業務については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条） <p>※令第20条第16項に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 玉掛け技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定める者 <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱棟クレーンに相当する。 	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの 評価フローIIで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料プールへの落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの 評価フローIIで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料ピットへの落下時影響評価は不要とする。</p>	■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果は以下のとおり。</p> <p></p> <p>【整理表の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）について 原子炉周辺建屋については、基準地震動 Ss に対して建物・構築物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の鉄骨部や天井が落下しないこと等を確認している。 なお、壁については、梁や柱の外側に取り付けられているため、使用済燃料ピット内に落下することはない。 電源盤類、装置類、作業機材類について 電源盤類、装置類、作業機材類は、床面にアンカーボルトで固定または固縛されており、地震で損壊し使用済燃料ピットに落下する場合の形状や重量が特定できず、評価①で選定できない。 ただし、使用済燃料ピット周辺は、フェンスやクレーンレールの障害物があり、手摺りの強度も約 500kg であるため、電源盤類、装置類、作業機材類が使用済燃料ピットに落下することはない。 	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、女川2号炉の整理表を表6.1に示す。 (抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。)</p> <p></p> <p>【整理表の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）について 原子炉周辺建屋については、基準地震動 Ss に対して建物・構築物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の鉄骨部や天井が落下しないこと等を確認している。 なお、壁については、梁や柱の外側に取り付けられているため、使用済燃料ピット内に落下することはない。 電源盤類、装置類、作業機材類について 電源盤類、装置類、作業機材類は、床面にアンカーボルトで固定または固縛されており、地震で損壊し使用済燃料ピットに落下する場合の形状や重量が特定できず、評価①で選定できない。 ただし、使用済燃料ピット周辺は、フェンスやクレーンレールの障害物があり、手摺りの強度も約 500kg であるため、電源盤類、装置類、作業機材類が使用済燃料ピットに落下することはない。 	<p>6. 重量物の評価結果</p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、泊3号炉の整理表を表6.1に示す。 (抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。)</p> <p></p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2)まとめ	(2)まとめ <p>今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件への適合状況を確認するため、「2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、落下時影響評価が必要な重量物を抽出した。</p> <p>評価フローI及び評価フローIIにおいて、使用済燃料プールへの落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）、使用済燃料ピットクレーン本体等を抽出したが、これらの落下防止（一部設計方針を含む）は適切と考えられることから、評価フローの「IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの」に全て選定され、「V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物」に該当するものはない。</p> <p>このため、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件に適合しているといえる。今後、新たに使用済燃料ピット周辺に設置する（または取り扱う）設備等については、この評価フローの考え方に基づき、使用済燃料ピットへの落下時影響評価（重量、高さ、配置の評価）を検討し、必要に応じて適切な落下防止（耐震評価、固定固縛、離隔、多重化等）を実施する。</p>	(2)まとめ <p>今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件への適合状況を確認するため、「2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、落下時影響評価が必要な重量物を抽出した。</p> <p>評価フローI及び評価フローIIにおいて、使用済燃料ピットへの落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーン及び吊荷等の設備を抽出した。</p> <p>評価フローIIIにおいて、設備構造上の落下防止措置の確認及び運用状況の確認を実施し、落下防止対策が適切に実施されていることを確認した。また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計としていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、使用済燃料プール周辺に設置する、または取り扱う設備等については、本評価フローの考え方に基づき、使用済燃料プールへの落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p>	■【大飯】記載表現の相違

別添資料1-1 泊田用燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価・抽出する箇所	
機器名	機器名
1. 原子炉建屋内	1. 原子炉建屋内
2. 原子炉建屋外	2. 原子炉建屋外
3. 延長構造物	3. 延長構造物
4. 地盤	4. 地盤
5. 周辺構造物	5. 周辺構造物
6. 周辺構造物外	6. 周辺構造物外
7. 周辺構造物外延長構造物	7. 周辺構造物外延長構造物
8. 地盤外	8. 地盤外

別添資料1-2 泊田用燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価・抽出する箇所	
機器名	機器名
1. 原子炉建屋内	1. 原子炉建屋内
2. 原子炉建屋外	2. 原子炉建屋外
3. 延長構造物	3. 延長構造物
4. 地盤	4. 地盤
5. 周辺構造物	5. 周辊構造物
6. 周辊構造物外	6. 周辊構造物外
7. 周辊構造物外延長構造物	7. 周辊構造物外延長構造物
8. 地盤外	8. 地盤外

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 新規制基準への適合状況について		(3) 新規制基準への適合状況について	■【女川】記載充実（大飯参照）
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	大飯発電所3,4号炉の適合状況	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況
<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料体等の取扱施設及びピット 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等に係る安全施設に属するものに組む。以下この項において同じ。）を設けなければならない。 二 使用済燃料のピット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）にあっては、前号に掲げるもののほか、落丁防止対策等により、使用済燃料ピットへの落丁は生じないことから、使用済燃料ピットの機能が損なわれなければならない。 三 使用済燃料のピット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（以下「キャスク」という。）にあっては、前号に掲げるもののほか、落丁防止対策等により、使用済燃料ピットへの落丁は生じないことを、次に掲げるものである。 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないものとすること。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料体等の取扱施設及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料体等の取扱施設及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないことを、次に掲げるものとする。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料体等の取扱施設及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないことを、次に掲げるものとする。
<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。	<small>【公用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</small> 第十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより簡便しなければならない。 四 使用済燃料その他の放射性の燃料体等を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯槽」という。）は、次に定めるところによること。
(解説)			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1</p> <p>大飯発電所安全審査資料11（補） 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用 に伴う設備影響評価について（補足説明資料） 【平成15年9月より抜粋】</p> <p>8. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ピットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。^{※1} 落下試験（図8-1 参照）における模擬燃料集合体質量は、55,000MWd/t 燃料集合体の水中での浮力を考慮した相当質量と同等であり、燃料落下高さは約8mと安全側であることから、ライニングの健全性は確保されるものと判断される。 また、ライニング裏面のコンクリートの支持がないものとして BRL式(Ballistic Research Laboratories Formula)による評価を行った場合でも、ライニングを貫通しない限界厚さはライニング板厚より小さく、健全性は確保されるものと判断される。</p> <p>*1: 「燃料取扱事故時の燃料構造本数評価」（MAPI-1080 改4） Appendix I</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ピットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している^{※1}。 試験結果としては、ライニングの最大減肉量は初期値3.85mmに対して0.7mmであった。また、落下試験後のライニング表面の浸透探傷試験の結果は、割れ等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。</p> <p>※1: 「沸騰水型原子力発電所 燃料集合体落下時の燃料プールライニングの健全性について」（HLR-050）</p> <p>図1は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体質量（内挿物を含む）は、本試験で使用した模擬燃料集合体の質量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっている。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p> <p>図1 模擬燃料集合体落下試験方法</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>■新規追加資料</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p>

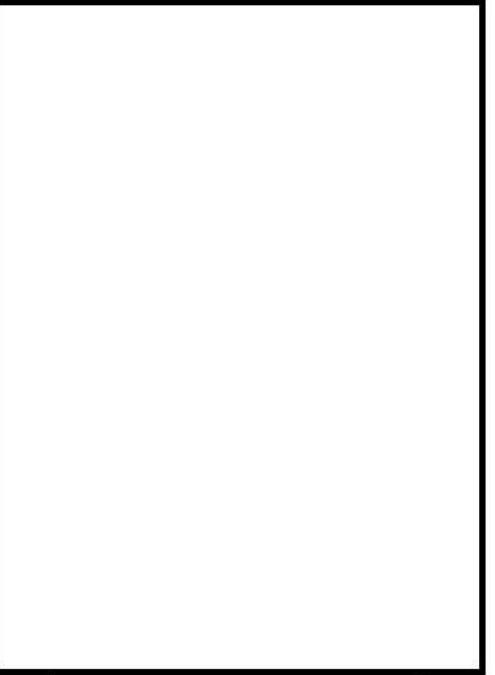
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>図8-1 燃料集合体落下試験方法</p> <p>落下高さ 6,000mm</p> <p>4.5mm 300mm 1,000mm×1,200mm 定盤</p> <p>模擬燃料集合体 下部ノズル ステンレスライニング コンクリート</p> <p>図8-2</p> <p>＜補足説明＞ 模擬燃料集合体の 落下エネルギー＝39.3kJ（質量:668kg×高さ:6m×重力加速度:9.80665m/s²）</p>	<p>図1に示す落下試験における模擬燃料集合体質量は、燃料チャネルボックスを含めた状態で310kgと保守的^{※2}であり、燃料落下高さは燃料交換機による燃料移送高さを考慮し、5.1mと安全側である。</p> <p>※2：女川2号炉にて取り扱っている燃料集合体質量（チャネルボックス含む）は、表1に示すとおりであり310kg未満であることを確認している。</p> <p>表1 燃料集合体質量（チャネルボックス含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実機</th> <th colspan="2">燃料集合体質量(kg)</th> </tr> <tr> <th>空中</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9×9燃料（A型）</td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9×9燃料（B型）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td>310</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内の内容は商業秘密の範疇から公開できません</p>	実機	燃料集合体質量(kg)		空中	水	9×9燃料（A型）	310		9×9燃料（B型）			新型8×8ジルコニウムライナ燃料			高燃焼度8×8燃料			模擬燃料集合体	310		<p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書</p> <p>括弧内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	
実機	燃料集合体質量(kg)																						
	空中	水																					
9×9燃料（A型）	310																						
9×9燃料（B型）																							
新型8×8ジルコニウムライナ燃料																							
高燃焼度8×8燃料																							
模擬燃料集合体	310																						

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添資料 1）

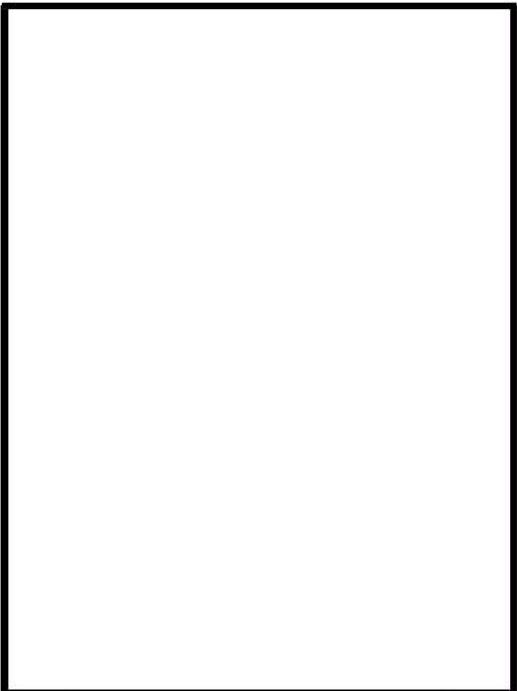
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">泊発電所 3 号発電設備の第 1 回工事計画認可申請書</div> <div style="margin-top: 10px;">□ 條項の内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">泊発電所 3号発電設備の第1回工事計画認可申請書</div> <div style="margin-top: 2px;">□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙2	泊発電所3号炉 別紙2	相違理由
	<p>使用済燃料プールと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について</p> <p>評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料プール手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料プールと離隔距離を確保し、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p> <p>また、電源盤類については、離隔距離を確保し配置されていることに加え、床や壁面にボルト等にて固定または固縛されている設備等であることから、使用済燃料プールへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料プールとの配置関係、図2に電源盤のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p>使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について</p> <p>評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料ピット手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料ピットと離隔距離を確保し、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。</p> <p>また、離隔距離が保てない設備であっても、床や壁面にボルト等にて固定または固縛される設備等であることから、使用済燃料ピットへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料ピットとの配置関係、図2に機器のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																						
	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th><th>No.</th><th>詳細</th><th>落下防止分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">その他クレーン類</td><td>1</td><td>燃料コンテナ起立台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>2</td><td>新燃料検査台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>3</td><td>ドライウェル上蓋（ボルト含む）</td><td>①</td></tr> <tr><td>4</td><td>上蓋スリング</td><td>①</td></tr> <tr><td>5</td><td>照明用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>6</td><td>作業用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>7</td><td>エレベータ用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>8</td><td>燃料交換機主電動機駆動用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>9</td><td>燃料チャンネル着脱機制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>10</td><td>新燃料検査台調節盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>11</td><td>原子炉建屋天井クレーン制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子炉建屋クレーン電源現場操作箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>13</td><td>燃料プール状態表示盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>14</td><td>燃料取扱状況用安定器収納盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>15</td><td>火災報知機総合盤</td><td>①, ②</td></tr> </tbody> </table> <p>【落下防止分類】</p> <p>①使用済燃料プールから離隔距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い ②床または壁面への固定</p>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	その他クレーン類	1	燃料コンテナ起立台	①, ②	2	新燃料検査台	①, ②	3	ドライウェル上蓋（ボルト含む）	①	4	上蓋スリング	①	5	照明用分電盤	①, ②	6	作業用分電盤	①, ②	7	エレベータ用変圧器	①, ②	8	燃料交換機主電動機駆動用変圧器	①, ②	9	燃料チャンネル着脱機制御盤	①, ②	10	新燃料検査台調節盤	①, ②	11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②	12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②	13	燃料プール状態表示盤	①, ②	14	燃料取扱状況用安定器収納盤	①, ②	15	火災報知機総合盤	①, ②	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th><th>No.</th><th>詳細</th><th>落下防止分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">電源盤類</td><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>5</td><td>電動式吸引き防護扉制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>12</td><td>使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>13</td><td>燃料取扱機クレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>16</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>17</td><td>鍵動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>22</td><td>作業用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>23</td><td>鍵動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>34</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>35</td><td>鍵動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>36</td><td>燃料取扱クレーンプラグイン機器収納ラック</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>30</td><td>作業用電源盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>31</td><td>鍵動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>29</td><td>使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>141</td><td>自動火災報知設備中継器盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>24</td><td>使用済燃料ビットクレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>146</td><td>鍵動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>147</td><td>鍵動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>149</td><td>IAEA監視カメラ用コンセント盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>20</td><td>フェンス</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>18</td><td>チェックカーブレード（機材搬入口）</td><td>①</td></tr> <tr><td>19</td><td>手摺り（機材搬入口）</td><td>①</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り（新燃料貯蔵庫）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>148</td><td>監視カメラ接近防止桿・ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管（雨水）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>37</td><td>配管（SA）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>38</td><td>配管（DW）</td><td>①</td></tr> <tr><td>26</td><td>配管（PW）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>27</td><td>配管（床ドレン系）</td><td>①</td></tr> <tr><td>6</td><td>所内通話設備</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>11</td><td>監視カメラ（IAEA用）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>2</td><td>担架格納箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>3</td><td>PHS構内通話装置中継端子</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>4</td><td>インターホン</td><td>①</td></tr> <tr><td>7</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>8</td><td>スピーカー</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>10</td><td>靴箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>9</td><td>時計</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>44</td><td>救命具</td><td>①</td></tr> <tr><td>15</td><td>階段</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>33</td><td>消火栓</td><td>①</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具（蛍光灯）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具（ハロゲン灯）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具（HID）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>142</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>①</td></tr> <tr><td>143</td><td>SA資機材</td><td>①</td></tr> <tr><td>144</td><td>燃料取扱機クレーン用操作器収納箱</td><td>①</td></tr> <tr><td>145</td><td>エアバレット</td><td>①</td></tr> <tr><td>39</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>21</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>32</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>150</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>28</td><td>ポンプ出口圧力計</td><td>①</td></tr> </tbody> </table>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	131	ケーブルトレイ・電線管	①, ②	5	電動式吸引き防護扉制御盤	①, ②	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②	16	作業用電源箱	①, ②	17	鍵動力設備接続箱	①, ②	22	作業用分電盤	①, ②	23	鍵動力設備電源箱	①, ②	34	作業用電源箱	①, ②	35	鍵動力設備電源箱	①, ②	36	燃料取扱クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②	30	作業用電源盤	①, ②	31	鍵動力設備接続箱	①, ②	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②	141	自動火災報知設備中継器盤	①, ②	24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②	146	鍵動力設備接続箱	①, ②	147	鍵動力設備接続箱	①, ②	149	IAEA監視カメラ用コンセント盤	①, ②	20	フェンス	①, ②	18	チェックカーブレード（機材搬入口）	①	19	手摺り（機材搬入口）	①	25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	①, ②	148	監視カメラ接近防止桿・ラック	①	134	配管（雨水）	①, ②	37	配管（SA）	①, ②	38	配管（DW）	①	26	配管（PW）	①, ②	27	配管（床ドレン系）	①	6	所内通話設備	①, ②	11	監視カメラ（IAEA用）	①, ②	2	担架格納箱	①, ②	3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②	4	インターホン	①	7	消火器	①, ②	8	スピーカー	①, ②	10	靴箱	①, ②	9	時計	①, ②	44	救命具	①	15	階段	①, ②	33	消火栓	①	136	照明器具（蛍光灯）	①, ②	137	照明器具（ハロゲン灯）	①, ②	138	照明器具（HID）	①, ②	142	パッケージ型消火設備	①	143	SA資機材	①	144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①	145	エアバレット	①	39	非常灯	①, ②	21	消火器	①, ②	32	消火器	①, ②	150	非常灯	①, ②	28	ポンプ出口圧力計	①	
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																						
その他クレーン類	1	燃料コンテナ起立台	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	2	新燃料検査台	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	3	ドライウェル上蓋（ボルト含む）	①																																																																																																																																																																																																																						
	4	上蓋スリング	①																																																																																																																																																																																																																						
	5	照明用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	6	作業用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	7	エレベータ用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	8	燃料交換機主電動機駆動用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	9	燃料チャンネル着脱機制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	10	新燃料検査台調節盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	13	燃料プール状態表示盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	14	燃料取扱状況用安定器収納盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	15	火災報知機総合盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																						
電源盤類	131	ケーブルトレイ・電線管	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	5	電動式吸引き防護扉制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	16	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	17	鍵動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	22	作業用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	23	鍵動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	34	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	35	鍵動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	36	燃料取扱クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	30	作業用電源盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	31	鍵動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																						
141	自動火災報知設備中継器盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
146	鍵動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
147	鍵動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
149	IAEA監視カメラ用コンセント盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
20	フェンス	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
18	チェックカーブレード（機材搬入口）	①																																																																																																																																																																																																																							
19	手摺り（機材搬入口）	①																																																																																																																																																																																																																							
25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
148	監視カメラ接近防止桿・ラック	①																																																																																																																																																																																																																							
134	配管（雨水）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
37	配管（SA）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
38	配管（DW）	①																																																																																																																																																																																																																							
26	配管（PW）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
27	配管（床ドレン系）	①																																																																																																																																																																																																																							
6	所内通話設備	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
11	監視カメラ（IAEA用）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
2	担架格納箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
4	インターホン	①																																																																																																																																																																																																																							
7	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
8	スピーカー	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
10	靴箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
9	時計	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
44	救命具	①																																																																																																																																																																																																																							
15	階段	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
33	消火栓	①																																																																																																																																																																																																																							
136	照明器具（蛍光灯）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
137	照明器具（ハロゲン灯）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
138	照明器具（HID）	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
142	パッケージ型消火設備	①																																																																																																																																																																																																																							
143	SA資機材	①																																																																																																																																																																																																																							
144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①																																																																																																																																																																																																																							
145	エアバレット	①																																																																																																																																																																																																																							
39	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
21	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
32	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
150	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																							
28	ポンプ出口圧力計	①																																																																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設(別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		<div style="display: flex; align-items: center;"> ピット周辺エリア <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tbody> <tr><td>59</td><td>燃料外観検査装置現場盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>60</td><td>燃料移送装置ビット制御盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>43</td><td>新燃料エレベータ制御盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>51</td><td>燃料シッピング検査装置現場盤</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>45</td><td>異物混入防止用フェンス(北側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>46</td><td>異物混入防止用フェンス(南側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り(新燃料貯蔵庫)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>121</td><td>手摺り(燃料関連ビット)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>40</td><td>配管(SA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>41</td><td>配管(DW)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>54</td><td>配管(IA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>55</td><td>配管(気体廃棄物処理系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>61</td><td>燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>50</td><td>燃料検査室空調ユニット室外機</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>52</td><td>燃料シッピング検査装置N2循環ユニット</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>122</td><td>燃料シッピング検査装置</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>123</td><td>燃料外観検査装置</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>118</td><td>新燃料エレベータ昇降機</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>56</td><td>配管(FH)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>57</td><td>配管(DW)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>58</td><td>配管(SA)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>79</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>42</td><td>配管(機器ドレン系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>47</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>49</td><td>配管(空調ドレン系)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>140</td><td>可搬型使用済燃料ビット水位計</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>151</td><td>可搬型エリアモニタ指示監視カメラ</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>48</td><td>構内LAN</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>72</td><td>非常灯</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>78</td><td>所内通話設備</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具(HID)</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>120</td><td>封印板</td><td>(1),(2)</td></tr> <tr><td>53</td><td>可搬型エリアモニタ・電動ラム</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>62</td><td>水中ポンプ制御盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>63</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>70</td><td>B-使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>71</td><td>A-使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>76</td><td>原子炉建屋管理区域100V離分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>85</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>68</td><td>異物混入防止用フェンス(検査室下)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>139</td><td>手摺り(使用済燃料ビット)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>75</td><td>使用済燃料ビット水中照明用変圧器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>83</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>81</td><td>配管(IA)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>82</td><td>配管(FSS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>69</td><td>エアージャンクションボックス</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>65</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>80</td><td>消火栓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>102</td><td>検査室窓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>84</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>154</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>155</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>64</td><td>使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>73</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>74</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>66</td><td>使用済燃料ビットエリアモニタ</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>67</td><td>使用済燃料ビット水位指示計</td><td>(2)</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> 異物混入防止用フェンス内エリア <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tbody> <tr><td>62</td><td>水中ポンプ制御盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>63</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>70</td><td>B-使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>71</td><td>A-使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>76</td><td>原子炉建屋管理区域100V離分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>85</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>68</td><td>異物混入防止用フェンス(検査室下)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>139</td><td>手摺り(使用済燃料ビット)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管(雨水)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>75</td><td>使用済燃料ビット水中照明用変圧器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>83</td><td>配管(SFPCS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>81</td><td>配管(IA)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>82</td><td>配管(FSS)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>69</td><td>エアージャンクションボックス</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具(ハロゲン灯)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>65</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>80</td><td>消火栓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>102</td><td>検査室窓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>84</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>154</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>155</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>64</td><td>使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>73</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>74</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>66</td><td>使用済燃料ビットエリアモニタ</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>67</td><td>使用済燃料ビット水位指示計</td><td>(2)</td></tr> </tbody> </table> </div>	59	燃料外観検査装置現場盤	(1),(2)	60	燃料移送装置ビット制御盤	(1),(2)	43	新燃料エレベータ制御盤	(1),(2)	51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1),(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(1),(2)	45	異物混入防止用フェンス(北側)	(1),(2)	46	異物混入防止用フェンス(南側)	(1),(2)	25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	(1),(2)	121	手摺り(燃料関連ビット)	(1),(2)	40	配管(SA)	(1),(2)	41	配管(DW)	(1),(2)	54	配管(IA)	(1),(2)	55	配管(気体廃棄物処理系)	(1),(2)	61	燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)	(1),(2)	50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1),(2)	52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1),(2)	122	燃料シッピング検査装置	(1),(2)	123	燃料外観検査装置	(1),(2)	118	新燃料エレベータ昇降機	(1),(2)	134	配管(雨水)	(1),(2)	56	配管(FH)	(1),(2)	57	配管(DW)	(1),(2)	58	配管(SA)	(1),(2)	79	配管(SFPCS)	(1),(2)	42	配管(機器ドレン系)	(1),(2)	47	配管(SFPCS)	(1),(2)	49	配管(空調ドレン系)	(1),(2)	140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)	151	可搬型エリアモニタ指示監視カメラ	(1),(2)	48	構内LAN	(1),(2)	72	非常灯	(1),(2)	78	所内通話設備	(1),(2)	136	照明器具(蛍光灯)	(1),(2)	137	照明器具(ハロゲン灯)	(1),(2)	138	照明器具(HID)	(1),(2)	120	封印板	(1),(2)	53	可搬型エリアモニタ・電動ラム	(1)	62	水中ポンプ制御盤	(2)	63	作業用電源盤	(2)	70	B-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)	71	A-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)	76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)	85	作業用電源盤	(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(2)	68	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)	139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)	134	配管(雨水)	(2)	75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)	83	配管(SFPCS)	(2)	81	配管(IA)	(2)	82	配管(FSS)	(2)	69	エアージャンクションボックス	(2)	136	照明器具(蛍光灯)	(2)	137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)	65	消火器	(2)	80	消火栓	(2)	102	検査室窓	(2)	84	消火器	(2)	154	パッケージ型消火設備	(2)	155	パッケージ型消火設備	(2)	64	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)	73	プラットホーム	(2)	74	プラットホーム	(2)	66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)	67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)	62	水中ポンプ制御盤	(2)	63	作業用電源盤	(2)	70	B-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)	71	A-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)	76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)	85	作業用電源盤	(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(2)	68	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)	139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)	134	配管(雨水)	(2)	75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)	83	配管(SFPCS)	(2)	81	配管(IA)	(2)	82	配管(FSS)	(2)	69	エアージャンクションボックス	(2)	136	照明器具(蛍光灯)	(2)	137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)	65	消火器	(2)	80	消火栓	(2)	102	検査室窓	(2)	84	消火器	(2)	154	パッケージ型消火設備	(2)	155	パッケージ型消火設備	(2)	64	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)	73	プラットホーム	(2)	74	プラットホーム	(2)	66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)	67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)	
59	燃料外観検査装置現場盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
60	燃料移送装置ビット制御盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
43	新燃料エレベータ制御盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
131	ケーブルトレイ・電線管	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
45	異物混入防止用フェンス(北側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
46	異物混入防止用フェンス(南側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
25	手摺り(新燃料貯蔵庫)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
121	手摺り(燃料関連ビット)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
40	配管(SA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
41	配管(DW)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
54	配管(IA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
55	配管(気体廃棄物処理系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
61	燃料移送装置水圧ユニット(ビット側)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
122	燃料シッピング検査装置	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
123	燃料外観検査装置	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
118	新燃料エレベータ昇降機	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
134	配管(雨水)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
56	配管(FH)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
57	配管(DW)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
58	配管(SA)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
79	配管(SFPCS)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
42	配管(機器ドレン系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
47	配管(SFPCS)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
49	配管(空調ドレン系)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
151	可搬型エリアモニタ指示監視カメラ	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
48	構内LAN	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
72	非常灯	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
78	所内通話設備	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
136	照明器具(蛍光灯)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
137	照明器具(ハロゲン灯)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
138	照明器具(HID)	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
120	封印板	(1),(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
53	可搬型エリアモニタ・電動ラム	(1)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
62	水中ポンプ制御盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
63	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
70	B-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
71	A-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
85	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
131	ケーブルトレイ・電線管	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
68	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
134	配管(雨水)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
83	配管(SFPCS)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
81	配管(IA)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
82	配管(FSS)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
69	エアージャンクションボックス	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
136	照明器具(蛍光灯)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
65	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
80	消火栓	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
102	検査室窓	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
84	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
154	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
155	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
64	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
73	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
74	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
62	水中ポンプ制御盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
63	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
70	B-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
71	A-使用済燃料ビット水中照明分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
85	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
131	ケーブルトレイ・電線管	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
68	異物混入防止用フェンス(検査室下)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
139	手摺り(使用済燃料ビット)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
134	配管(雨水)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
83	配管(SFPCS)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
81	配管(IA)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
82	配管(FSS)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
69	エアージャンクションボックス	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
136	照明器具(蛍光灯)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
137	照明器具(ハロゲン灯)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
65	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
80	消火栓	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
102	検査室窓	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
84	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
154	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
155	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
64	使用済燃料ビット水位監視カメラ(SA用)	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
73	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
74	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
		<table border="1"> <tbody> <tr><td rowspan="18" style="vertical-align: middle; text-align: center;">燃料検査室内エリア</td><td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">電源盤類</td><td>94 作業用電頭箱</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>97 燃料検査装置分電盤</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>109 PPA309</td><td>①,②</td></tr> <tr><td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">装置類</td><td>93 UPS</td><td>①</td></tr> <tr><td>92 ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>99 燃料検査室空調ユニット</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>104 燃料外観検査装置ワークステーション</td><td>①</td></tr> <tr><td>105 燃料外観検査装置VTRラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>106 燃料シッピング検査装置ワークステーション</td><td>①</td></tr> <tr><td>107 燃料シッピング検査装置分析盤</td><td>①</td></tr> <tr><td>96 配管(空気サンプル)</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>95 配管(消化水系)</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>86 所内通話設備</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>136 照明器具(蛍光灯)</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>88 下駄箱</td><td>①</td></tr> <tr><td>87 棚</td><td>①</td></tr> <tr><td>91 ビデオデッキ</td><td>①</td></tr> <tr><td>89 ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>90 消火器</td><td>①,②</td></tr> <tr><td>98 ホワイトボード</td><td>①</td></tr> <tr><td>100 ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>101 ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>103 イス・机</td><td>①</td></tr> <tr><td>108 プリンター</td><td>①</td></tr> <tr><td>152 ミサイルシールド部封印カバー</td><td>①</td></tr> <tr><td>153 シンプルプラグ</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">ピットア内</td><td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">装置類</td><td>113 剥離燃料保管容器</td><td>②</td></tr> <tr><td>115 水中照明</td><td>②</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">測定機器類</td><td>112 使用済燃料ピット水位・水温(既設)</td><td>②</td></tr> <tr><td>110 使用済燃料ピット水位(SA用)</td><td>②</td></tr> <tr><td>111 使用済燃料ピット水温(SA用)</td><td>②</td></tr> </tbody> </table> <p>【落下防止分類】</p> <p>①使用済燃料ピットから離隔距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い ②床または壁面への固定</p>	燃料検査室内エリア	電源盤類	94 作業用電頭箱	①,②	97 燃料検査装置分電盤	①,②	109 PPA309	①,②	装置類	93 UPS	①	92 ラック	①	99 燃料検査室空調ユニット	①,②	104 燃料外観検査装置ワークステーション	①	105 燃料外観検査装置VTRラック	①	106 燃料シッピング検査装置ワークステーション	①	107 燃料シッピング検査装置分析盤	①	96 配管(空気サンプル)	①,②	95 配管(消化水系)	①,②	86 所内通話設備	①,②	136 照明器具(蛍光灯)	①,②	88 下駄箱	①	87 棚	①	91 ビデオデッキ	①	89 ラック	①	90 消火器	①,②	98 ホワイトボード	①	100 ラック	①	101 ラック	①	103 イス・机	①	108 プリンター	①	152 ミサイルシールド部封印カバー	①	153 シンプルプラグ	①	ピットア内	装置類	113 剥離燃料保管容器	②	115 水中照明	②	測定機器類	112 使用済燃料ピット水位・水温(既設)	②	110 使用済燃料ピット水位(SA用)	②	111 使用済燃料ピット水温(SA用)	②	
燃料検査室内エリア	電源盤類	94 作業用電頭箱			①,②																																																																		
		97 燃料検査装置分電盤			①,②																																																																		
		109 PPA309		①,②																																																																			
	装置類	93 UPS		①																																																																			
		92 ラック		①																																																																			
		99 燃料検査室空調ユニット		①,②																																																																			
		104 燃料外観検査装置ワークステーション		①																																																																			
		105 燃料外観検査装置VTRラック		①																																																																			
		106 燃料シッピング検査装置ワークステーション		①																																																																			
		107 燃料シッピング検査装置分析盤		①																																																																			
		96 配管(空気サンプル)		①,②																																																																			
		95 配管(消化水系)		①,②																																																																			
		86 所内通話設備		①,②																																																																			
		136 照明器具(蛍光灯)		①,②																																																																			
		88 下駄箱		①																																																																			
		87 棚		①																																																																			
		91 ビデオデッキ		①																																																																			
		89 ラック	①																																																																				
90 消火器	①,②																																																																						
98 ホワイトボード	①																																																																						
100 ラック	①																																																																						
101 ラック	①																																																																						
103 イス・机	①																																																																						
108 プリンター	①																																																																						
152 ミサイルシールド部封印カバー	①																																																																						
153 シンプルプラグ	①																																																																						
ピットア内	装置類	113 剥離燃料保管容器	②																																																																				
		115 水中照明	②																																																																				
	測定機器類	112 使用済燃料ピット水位・水温(既設)	②																																																																				
		110 使用済燃料ピット水位(SA用)	②																																																																				
		111 使用済燃料ピット水温(SA用)	②																																																																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

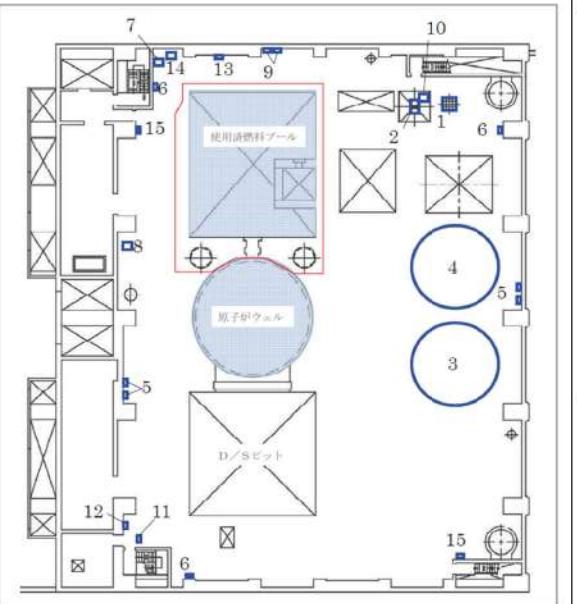
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 使用済燃料プールと周辺設備の配置図</p>	 <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	

図1 使用済燃料ピットと周辺設備の配置図



図2 電源盤のボルトによる壁面固定

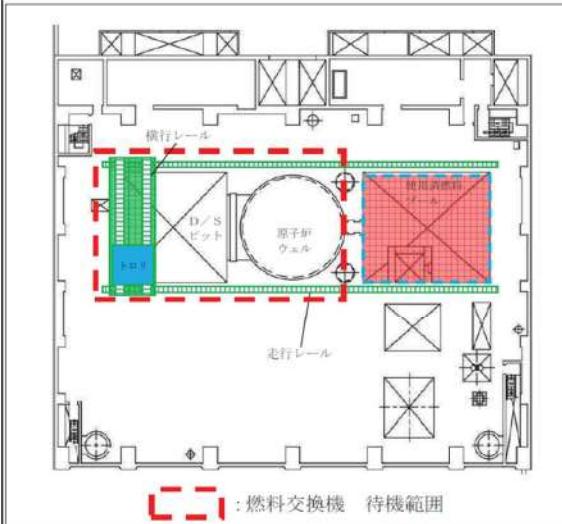


図2 機器のボルトによる壁面固定

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙3	泊発電所3号炉 別紙3	相違理由
	<p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、使用済燃料プール上へ原則待機配置しない運用とすることで、使用済燃料プールへの落下は防止される。</p> <p>図1, 2に、女川2号炉における燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの通常時待機範囲を示す。</p>  <p>図1 燃料交換機 待機場所</p>	<p>使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの待機場所について</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、通常時、使用済燃料ピット上へ原則待機配置しない運用とすることで、使用済燃料ピットへの落下は防止される。</p> <p>図1, 2に、泊3号炉における使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの通常時待機場所を示す。</p>  <p>図1 使用済燃料ピットクレーン 待機場所</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を通過することはできない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図2 原子炉建屋クレーン 待機場所</p>	<p>図2 燃料取扱棟クレーン 待機場所</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

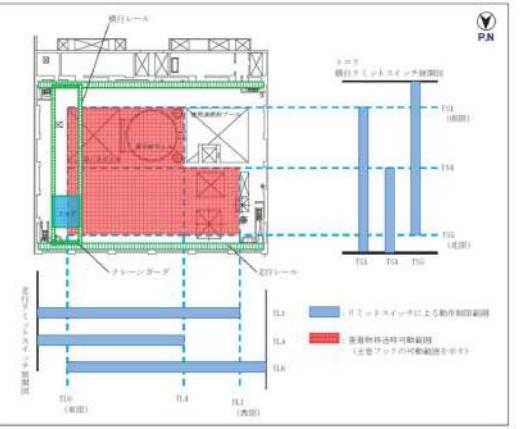
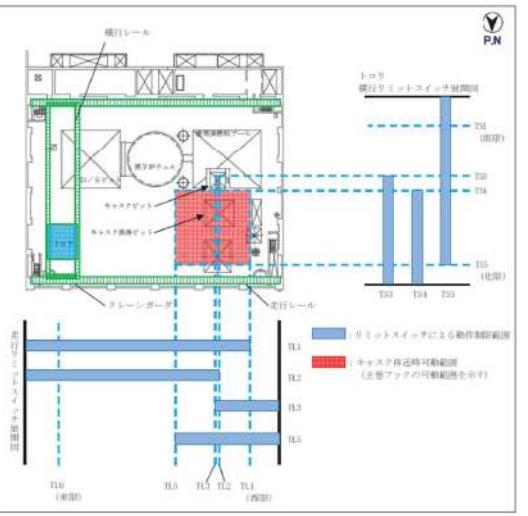
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">原子炉建屋クレーンのインターロックについて</p> <p>原子炉建屋クレーンは、使用済燃料プール上を重量物及びキャスクが走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設ける。</p> <p>原子炉建屋クレーン走行レール及び横行レールは燃料取替床の床面全域を走行及び横行できるよう敷設し、重量物及び使用済燃料輸送容器の移送を行う際には、重量物及び使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過しないよう、レールに沿って設置されたリミットスイッチ及びインターロックによる可動範囲の制限により、仮に走行レールから脱落したとしても使用済燃料プールへの重量物及び使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>原子炉建屋クレーンの走行又は横行用リミットスイッチの構造を図1に示す。また、原子炉建屋クレーンの重量物及び使用済燃料輸送容器のインターロックによる可動範囲とリミットスイッチ展開図の関係を図2、3に示す。リミットスイッチは、原子炉建屋クレーンがレバーを機械的に動作させることで、インターロックが動作する設計としている。</p>  <p>図1 原子炉建屋クレーンの走行、横行用リミットスイッチの構造</p> <p style="text-align: center;">*付図の内容は機密情報の観点から公開できません</p>		<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビット上通過しないため記載不要。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2 原子炉建屋クレーンのインターロックによる重量物移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>		
	 <p>図3 原子炉建屋クレーンのインターロックによるキャスク移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>		

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5</p> <p>使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて</p> <p>女川2号炉における使用済燃料プール周りは、図1に示すとおり、定検中及び運転中において、使用済燃料プールと離隔距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物混入防止強化エリアを設定し、入域の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料プールへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p> <p>図1 燃料取替床の床面 異物混入防止エリア設定概要 (運転中・点検中)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4</p> <p>使用済燃料ピット周辺における異物管理区域について</p> <p>泊3号炉における使用済燃料ピット周りは、図1に示すとおり、定検中及び運転中において、使用済燃料ピットと離隔距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物管理区域を設定し、区域への入域の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料ピットへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

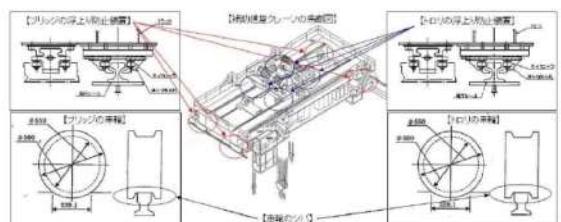
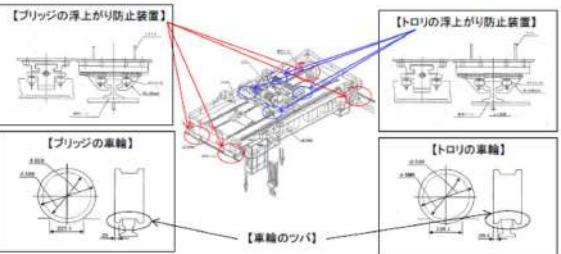
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>参考 1</p> <p>補助建屋クレーンにおける評価フローIIIの評価結果</p> <p>補助建屋クレーンは補足説明資料1のとおり、可動範囲制限として使用済燃料ピット上を走行できない設計であること、さらに多重化やフェイルセーフとしてワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造であることと加え、機器の点検や有資格者作業により落下防止が図られている。</p> <p>また、次頁図のとおり、補助建屋クレーンのブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造であること、クレーン本体の浮き上り防止のため各4箇所に浮上り防止装置を設置していること、さらに車輪のツバの高さ及び浮き上り防止装</p>	<p>参考 1</p> <p>泊発電所 3号炉における評価フローIIIの評価結果</p> <p>(1) 燃料取扱棟クレーンの走行範囲について</p> <p>燃料取扱棟クレーンについては、ワイヤロープの二重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造である。（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）とその解釈に基づく機能）。</p> <p>燃料取扱棟クレーンのレールは、下図のとおり使用済燃料ピット側に敷設されていないことから、燃料取扱棟クレーンが使用済燃料ピット上を走行することはできないため、使用済燃料ピットへの重量物の落下を防止している。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づく定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>3号機使用済燃料ピットクレーンおよび燃料取扱棟クレーン走行範囲</p> <p>(2) 浮き上がり防止装置と車輪の関係</p> <p>下図のとおり、燃料取扱棟クレーンのブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造であり、脱輪しない設計とする。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

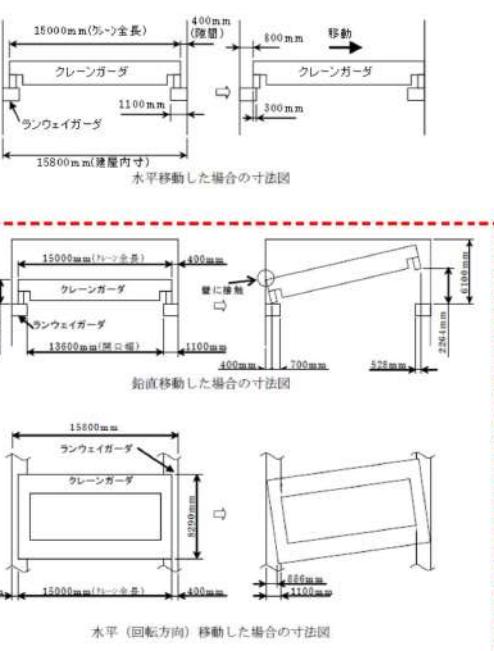
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>置（つめ）とレールの隙間は以下の寸法であり、クレーン本体の浮き上りにより脱輪しない設計としていることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なものではないとした。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm > つめとレールの隙間：約10mm トロリの車輪ツバ高さ：25mm > つめとレールの隙間：約10mm</p> <p>なお、浮き上り防止装置及び車輪ツバの健全性について は、補助建屋クレーンの耐震設計上の重要度分類がBクラス であること、使用済燃料ピットへの波及的影響（使用済燃料 ピットには落下しない）もないことから、Bクラス設備とし て確認する。</p>  <p>補助建屋クレーン（大飯4号炉の例）</p> 		<p>また、クレーン本体の浮上がりを防止するため、各4箇所に浮上がり防止装置を設置する。</p> <p>なお、車輪のツバの高さおよび浮上がり防止装置（つめ）とレールの隙間は、以下の寸法であることから、クレーン本体の浮上がりにより脱輪することはない。</p> <p>さらに浮上がり防止装置及び車輪ツバにおける発生応力は許容値を超えない設計とする。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm > つめとレールの隙間：11mm トロリの車輪ツバ高さ：25mm > つめとレールの隙間：9mm</p>  <p>燃料取扱機クレーンの鳥瞰図</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) クレーンガーダおよびランウェイガーダの構造</p> <p>燃料取扱棟クレーン本体は、使用済燃料ピット上を走行できない設計としている。加えて、ランウェイガーダの寸法がクレーンガーダより小さい（クレーン本体の長さより2本のレール支持部の間が小さい）こと、また鉛直方向及び水平（回転方向）に移動した場合も壁等に接触することから、クレーン本体が落下することはない。</p>  <p>水平移動した場合の寸法図</p> <p>鉛直移動した場合の寸法図</p> <p>水平（回転方向）移動した場合の寸法図</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考2</p> <p>補助建屋クレーンにおける落下防止対策</p> <p>・吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下防止</p> <p>下図のとおり、使用済燃料輸送容器の取扱い時は、使用済燃料ピットから約7.5m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。さらに、取扱い中の使用済燃料輸送容器と使用済燃料ピットとの距離が約7.5m未満とならないよう、あらかじめマーキングを行った移送経路に沿って移送すること、ロープ等による移動制限を行うこと、キャスクピット上の移動速度を低速とすることを作業手順書に定めて運用する。</p> <p>補助建屋クレーンが走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離約6.0m（次頁参照）に対して、クレーンの停止直後における使用済燃料輸送容器の振れ幅は数cm（走行速度0.9m/分の場合の振れ幅は約1cm）であり、万が一、補助建屋クレーンの走行限界位置で使用済燃料輸送容器が落下したとしても次頁の位置関係からキャスクピット側へ落下するため、使用済燃料ピット側に落下することはない。</p> <p>また、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等により吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下を防止している。</p> <p>【使用済燃料輸送容器の取扱い時】</p>	<p>参考2</p>	<p>燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について</p> <p>・吊荷の落下防止</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱い時は、使用済燃料ピットから約3.8m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取扱う場合は、ゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。燃料取扱棟クレーンの走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離（約3.6m）に対して、クレーン停止時における吊荷の振れ幅は数cm（走行速度0.9m/分の場合の振れ幅は約2.1cm）であり、万が一、燃料取扱棟クレーンの走行限界位置で吊荷が落下したとしても下図の位置関係からキャスクピット側へ落下することとなり、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>また、ワイヤロープの二重化や動力電源喪失時保持機能等により吊荷の落下を防止する。</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>補足説明資料1</p> <p>燃料交換機 主ホイスト (ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ) の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 吊荷位置 (上限～下端) でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 Ss 方向：鉛直 吊荷荷重：定格荷重 吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果 燃料交換機主ホイスト (ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ) の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p>表1 燃料交換機主ホイスト各部 裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>部位</th><th>裕度</th><th>判定基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料交換機</td><td>ワイヤロープ^{※1}</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>グラップル</td><td>フック</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>ヘッド^{※1}</td><td>シャフト</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>ブレーキ^{※1}</td><td></td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 燃料交換機のワイヤロープ及びグラップルヘッドの構造については図5.2.12及び図5.2.13、ブレーキの構造については図5.2.11参照 注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準値	燃料交換機	ワイヤロープ ^{※1}	(注1)	(注1)	グラップル	フック	(注1)	(注1)	ヘッド ^{※1}	シャフト	(注1)	(注1)	ブレーキ ^{※1}		(注1)	(注1)	<p>補足説明資料1</p> <p>使用済燃料ピットクレーン ホイスト (ワイヤロープ、フック) の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 吊荷位置 (上限～下端) でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 Ss 方向：鉛直 吊荷荷重：工認段階で明示する 吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果 使用済燃料ピットクレーンホイスト (ワイヤロープ、フック) の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p>表1 使用済燃料ピットクレーン各部裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>部位</th><th>裕度</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン</td><td>ワイヤロープ</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td></td><td>フック</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープ、フックの構造については5.2.2 設備構造上の落下防止対策参照 注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準	使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ	(注1)	(注1)		フック	(注1)	(注1)	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・評価方針の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・評価方針の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・評価方針の相違</p>
設備	部位	裕度	判定基準値																															
燃料交換機	ワイヤロープ ^{※1}	(注1)	(注1)																															
	グラップル	フック	(注1)	(注1)																														
	ヘッド ^{※1}	シャフト	(注1)	(注1)																														
	ブレーキ ^{※1}		(注1)	(注1)																														
設備	部位	裕度	判定基準																															
使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ	(注1)	(注1)																															
	フック	(注1)	(注1)																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>補足説明資料2</p> <p>原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤロープ部にトラスヨウ素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 Ss 方向：水平、鉛直 吊荷荷重：定格荷重 吊荷位置：上端 トロリ位置：ブリッジ中央</p> <p>3. 評価結果 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価結果の裕度整理表について表1に示す。</p> <p>表1 原子炉建屋クレーン 主巻各部 裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>部位</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋 クレーン</td> <td>ワイヤロープ^{※1}</td> <td rowspan="3">1.00以上</td> </tr> <tr> <td>フック^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子炉建屋クレーンのワイヤロープ及びフックの構造については図5.2.15。ブレーキの構造については図5.2.14を参照。 ※2 平成25年12月27日申請時の基準地震動 Ss=1.2による暫定評価</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; border: 1px solid black; padding: 2px;">抄録のみの内容は商業機密の範疇から公開できません</p>	設備	部位	判定基準	原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ ^{※1}	1.00以上	フック ^{※1}	ブレーキ ^{※1}	<p>【女川】設備の相違 ・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビット上通過しないため記載不要。</p>
設備	部位	判定基準								
原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ ^{※1}	1.00以上								
	フック ^{※1}									
	ブレーキ ^{※1}									

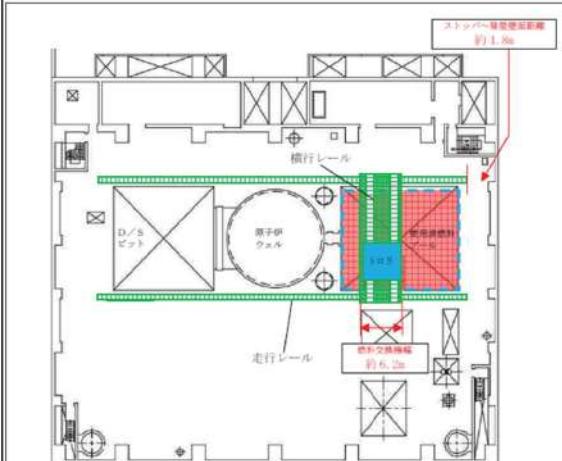
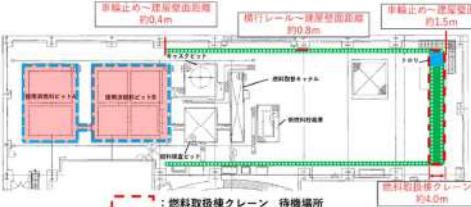
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 補足説明資料3	泊発電所3号炉 補足説明資料2	相違理由
	<p style="text-align: center;">燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>○燃料交換機</p> <p>燃料交換機は、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行及び横行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行及び横行レールには、走行及び横行方向に対する脱線を防止するため、ストッパが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料交換機又はトロリが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料プール側の走行レールについては燃料交換機の幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、燃料交換機がレールから脱線するおそれは無い。また、横行レールについては、燃料交換機ブリッジ上部にレールが敷設されており、トロリが脱線したとしても走行レール外側（使用済燃料プールエリア外）へ脱線することから、使用済燃料プールに落下することは無い。燃料交換機走行レールと壁面距離については図1に示す。</p> <p>D/Sピット側については、ストッパが損傷し燃料交換機がレールから脱線しても、使用済燃料プールとの離隔距離が十分に確保されている為、使用済燃料プールに落下するおそれはない。</p> <p>図1 燃料交換機走行レールと壁面距離</p>	<p style="text-align: center;">使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの落下防止対策</p> <p>○使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、走行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止金具にて抱き込む構造であり、使用済燃料ピットクレーンの浮上りにより走行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行レールには、走行方向に対する脱線を防止するため、走行ストッパが設置されている。地震時等に走行レール上を使用済燃料ピットクレーンが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料ピット側の走行レールについては使用済燃料ピットクレーンの幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線するおそれは無い。使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離については図1に示す。</p> <p>新燃料貯蔵庫側については、ストッパが損傷し使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線しても、使用済燃料ピットとの離隔距離が十分に確保されている為、使用済燃料ピットに落下するおそれはない。</p> <p>図1 使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川とは違い、泊においては設計上、使用済燃料ピットクレーンは横行しない。 <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置しており、脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面及び横行レールに対し、浮上り代を設けた構造とし、クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。原子炉建屋クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行または横行方向への脱線を防止するため、ストップが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を原子炉建屋クレーン又はトロリが滑り、仮に本ストップが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、原子炉建屋クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無く、使用済燃料プールに落下することはない。</p>  <p>図2 原子炉建屋クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>○燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、浮上り防止装置を設置しており、走行及び横行レールの浮上り防止装置は、レールの頭部を浮上り防止金具にて抱き込む構造であり、燃料取扱棟クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料取扱棟クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行または横行方向への脱線を防止するため、車輪止めが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料取扱棟クレーン又はトロリが滑り、仮に本車輪止めが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、燃料取扱棟クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無い。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても使用済燃料プールに落下することはない。</p>  <p>図2 燃料取扱棟クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 【女川】設備の相違</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

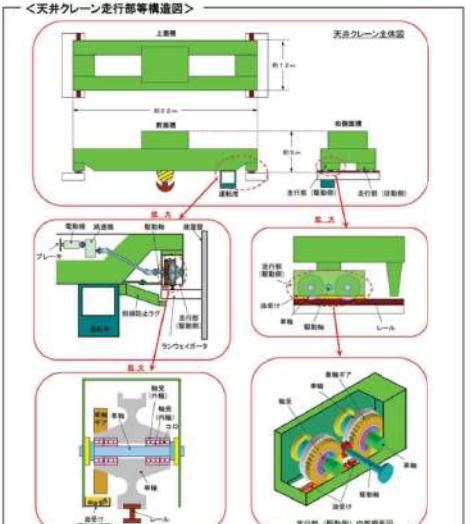
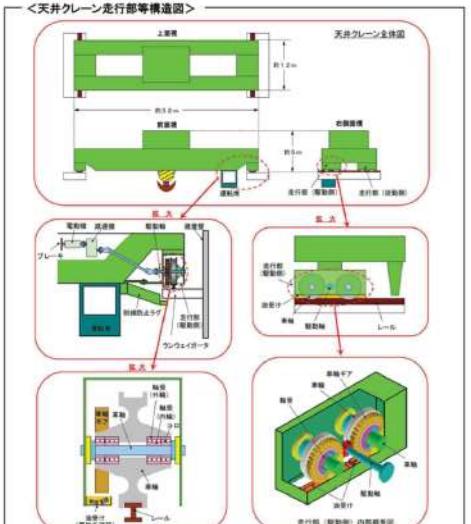
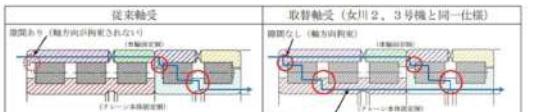
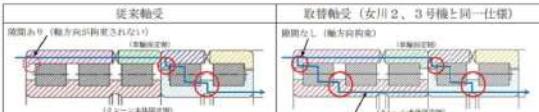
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 補足説明資料4	泊発電所3号炉 補足説明資料3	相違理由
	<p>過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つけ部が損傷した。 ● 損傷したつけ部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。 <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含む全ての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. 女川2号炉への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の女川2号炉への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、女川2号炉原子炉建屋クレーンに採用している走行部軸受は女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受と異なり、水平方向の拘束点が多く、水平荷重が分散される構造であることから、地震時の軸方向の荷重影響を受けにくい。 ● 女川2号炉原子炉建屋クレーンの全ての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、女川2号炉原子炉建屋クレーンは脱線防止ラグがあることから、ランウェイ上から落下することはない。 ● 女川2号炉原子炉建屋クレーン走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に走行確認で異常を検知することが可能であり、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。 	<p>過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つけ部が損傷した。 ● 損傷したつけ部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。 <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含む全ての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. 泊3号炉への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の泊3号炉への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、泊3号炉燃料取扱棟クレーンの全ての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、泊3号炉燃料取扱棟クレーンは浮上り防止装置があることから、走行及び横行レール上から落下することはない。 ● 泊3号炉燃料取扱棟クレーン走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に走行確認で異常を検知することが可能であり、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。 	<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

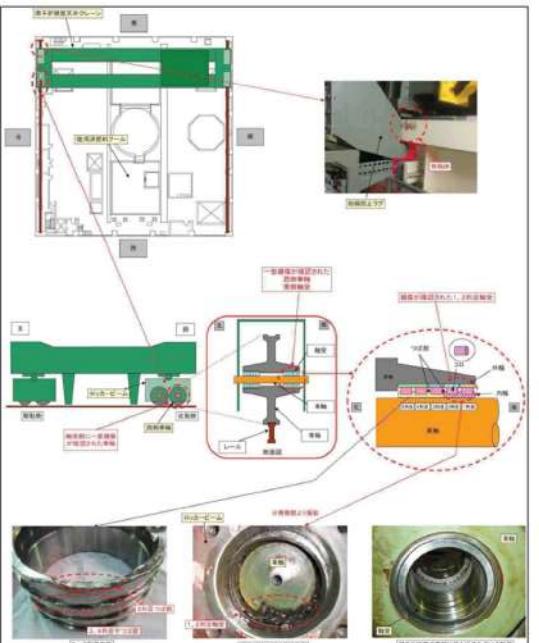
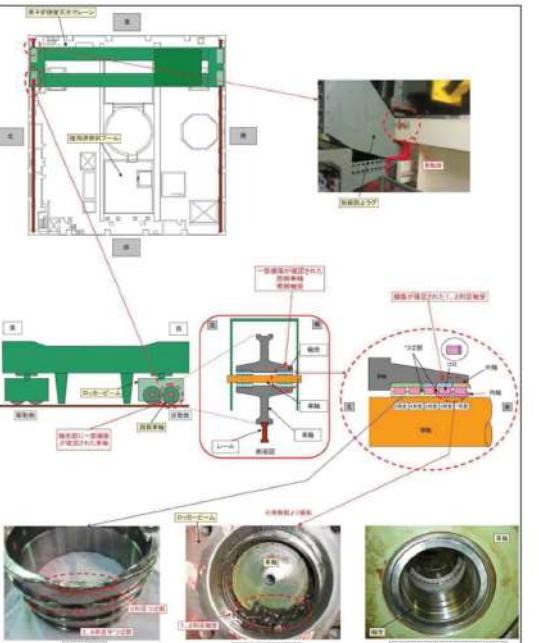
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

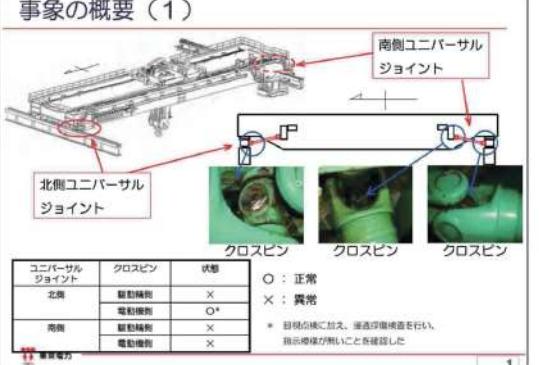
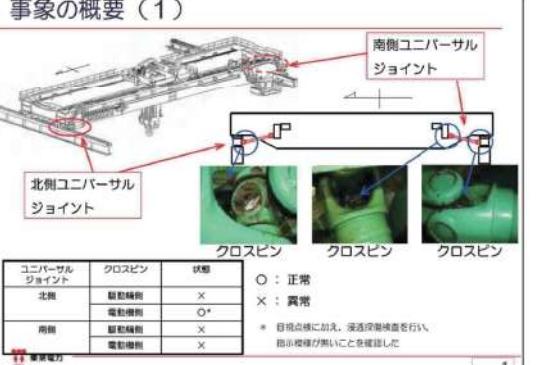
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
	<p>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</p> <p>図2 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</p> 	<p>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</p> <p>図2 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</p> 	

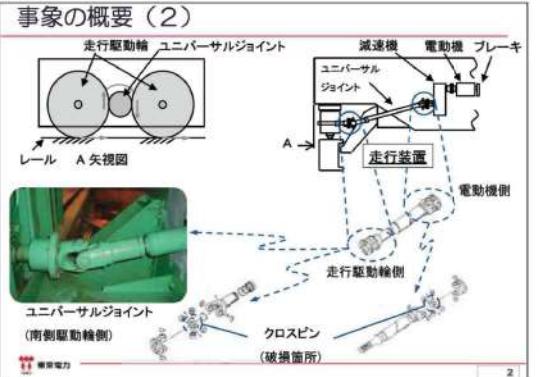
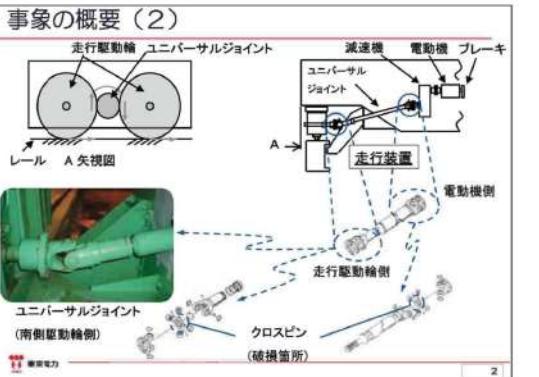
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p>	 <p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 燃料取扱棟クレーンの損傷状況について (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p>	
	<p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手（以下、「ユニバーサルジョイント」という。）が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した（図4参照）。原因調査の結果、事象の原因是以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ（電動機側に設置されている）が掛かっている状態であった。 ● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力（ブレーキ）の相反する作用によ 	<p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手（以下、「ユニバーサルジョイント」という。）が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した（図4参照）。原因調査の結果、事象の原因是以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ（電動機側に設置されている）が掛かっている状態であった。 ● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力（ブレーキ）の相反する作用によ 	

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>り、走行車輪と電動機をつなぐユニバーサルジョイントに過大なトルクが発生し、破損に至った※。</p> <p>※ 6号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕よりブレーキが効かない状態で、約30cm程度移動したものと推定される。</p> <p>2.2. 女川2号炉への水平展開の必要性について 本事象の再発防止対策については、以下の観点から不要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルジョイントはクレーンの走行機能を担うものであり、当該部品が破損しても、本部品は車輪への回転エネルギーを伝える機能であり、本部品が機能喪失した場合においても、脱線防止ラグが設置されていることから、原子炉建屋クレーンはランウェイ上から落下することはない。 当該部が損傷することで、発生応力が緩和され減速機や電動機等の重要部品の損傷が回避された側面がある。 <p>事象の概要（1）</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側</td> <td>駆動側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>駆動側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動側</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>O: 正常 X: 异常 * 目視点検に加え、浸透探傷検査を行い、指示部様が無いことを確認した</p> <p>事象の概要（1）</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側</td> <td>駆動側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>駆動側</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動側</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>O: 正常 X: 异常 * 目視点検に加え、浸透探傷検査を行い、指示部様が無いことを確認した</p>	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動側	×		電動側	○*	南側	駆動側	×		電動側	×	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動側	×		電動側	○*	南側	駆動側	×		電動側	×
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																												
北側	駆動側	×																												
	電動側	○*																												
南側	駆動側	×																												
	電動側	×																												
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																												
北側	駆動側	×																												
	電動側	○*																												
南側	駆動側	×																												
	電動側	×																												

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>事象の概要（2）</p>  <p>図4 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーンの 損傷状況について (平成20年9月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>3. その他不具合事象に対する対応状況について</p> <p>原子炉建屋クレーンに限らず、社外で発生した不具合事象については、海外情報を含め、WANO、原子力安全推進委員会、BWR事業者協議会等を通じて情報を収集している。</p> <p>入手した情報については、社内要領に従い、社内検討会にてスクリーニングを行い、対応が必要と判断された案件については、当社における現状調査や予防処置の検討を実施することとしている。海外の不具合情報の処理フローについて図5に示す。</p> <p>処理方法の詳細については以下のとおり。（下記番号とフロー図内の番号が対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外情報については、BWR事業者協議会や原子力安全推進協会から得ており、入手した情報は、本店の原子力部情報検討会にてスクリーニングを行い、予防処置が必要と判断した情報については発電所に送付している。 ② 発電所では本店から送付された情報を原子力発電所情報検討会が受付し、各グループに検討を指示する。 ③ 各グループで検討した予防処置案は、原子力発電所情報検討会にて審議され、妥当と判断された後、各グループにて予防処置を実施する。 	<p>事象の概要（2）</p>  <p>図4 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーンの 損傷状況について (平成20年9月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>3. その他運転経験情報に対する対応状況について</p> <p>国内外の運転経験情報については、WANO、INPO、IAEA、原子力安全推進協会、PWR事業者連絡会等を通じて情報を収集している。</p> <p>入手した運転経験情報については、社内規程に従いスクリーニングを行い、対応が必要と判断された案件については、当社における現状調査や未然防止処置の検討を実施することとしている。運転経験情報の処理フローについて図5に示す。</p> <p>処理方法の詳細については以下のとおり。（下記番号とフロー図内の番号が対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転経験情報については、本店および発電所が、それぞれ分担して入手しており、本店で入手した情報は、スクリーニングの上、泊発電所保全計画課長への送付または業務所掌のグループリーダーへの連絡を行っている。 ② 泊発電所では、ニューシアに登録されたトラブル情報等および本店から保全計画課長へ送付された情報について、スクリーニングし、未然防止処置検討が必要と判断した情報について各課（室・センター）に検討を依頼する。 ③ 泊発電所の各課（室・センター）長は、未然防止処置の要否を検討し、CAQに該当する情報についてはトラブル情報検討会にて確認を得た後、社内規程に従い必要に応じて泊発電所安全運営委員会にて審議する。 泊発電所の各課（室・センター）長は、検討結果に基づき、必要な未然防止処置を実施する。 	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載内容の相違 【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

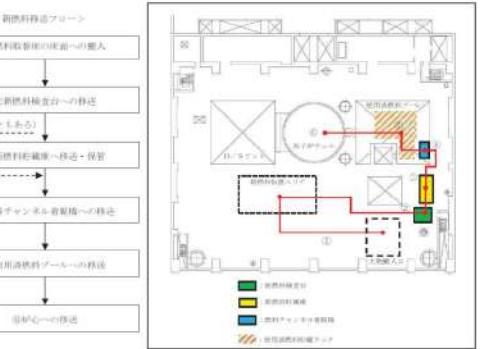
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 予防処置の実施結果については、原子力発電所情報検討会に報告される。また、その予防処置結果は、原子力発電所情報検討会より、発電所品質保証会議並びに本店の原子力保安情報検討会に報告される。</p> <p>⑤ 発電所品質保証会議並びに本店の原子力保安情報検討会に報告された予防処置結果は、妥当性の確認が行われ、必要に応じて再検討の指示がなされる。</p> <p>なお、本店で入手した海外情報については、台帳管理を行い、さらに予防処置が必要となった情報については、システムにより一元的に管理している。</p> <p>一般的な海外情報の処理概要</p> <p>※1 原子力保安情報検討会 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置「要否」の検討、確認 予防措置「要」の情報送付</p> <p>① 予防措置「要」 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置「要否」の検討、確認 予防措置「要」の情報送付</p> <p>② 原子力発電所情報検討会 主査：品質保証室長 予防措置「要」の情報受け 各グループに予防処置実施を指示 予防措置案の審議 予防処置結果の確認 原子力保安情報検討会に予防処置実施結果を報告 品質保証会議に予防処置進捗状況を報告</p> <p>③ 品質保証会議 主査：所長 予防処置進捗状況の確認 必要に応じて再検討の指示</p> <p>④ 各グループ 予防措置案の検討 予防措置決定・実施</p> <p>⑤ 原子力安全監査委員会 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置の妥当性を確認 必要に応じて再検討を指示</p> <p>⑥ 原子力品質保証委員会 主査：原子力品質保証室長 予防措置の妥当性を確認 必要に応じて再検討を指示</p> <p>⑦ 原子力保安情報検討会 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置「要」の検討 各グループに予防処置実施を指示 予防措置案の審議 予防処置結果の確認 原子力保安情報検討会に予防処置実施結果を報告 品質保証会議に予防処置進捗状況を報告</p> <p>⑧ 品質保証会議 主査：所長 予防処置進捗状況の確認 必要に応じて再検討の指示</p> <p>⑨ 各グループ 予防措置案の検討 予防措置決定・実施</p> <p>⑩ 原子力安全監査委員会 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置の妥当性を確認 必要に応じて再検討を指示</p> <p>⑪ 原子力品質保証委員会 主査：原子力品質保証室長 予防措置の妥当性を確認 必要に応じて再検討を指示</p> <p>⑫ 原子力保安情報椝討会 主査：原子力部課長（品質保証） 予防措置「要」の検討 各グループに予防処置実施を指示 予防措置案の審議 予防処置結果の確認 原子力保安情報椝討会に予防処置実施結果を報告 品質保証会議に予防処置進捗状況を報告</p> <p>⑬ 品質保証会議 主査：所長 予防処置進捗状況の確認 必要に応じて再検討の指示</p> <p>⑭ 各グループ 予防措置案の検討 予防措置決定・実施</p> <p>※2 1回／2ヶ月 電力会社、プラントメーカー、JANSI 他が参加</p>	<p>④ 未然防止処置の実施結果については、必要に応じて泊発電所安全運営委員会に報告する。</p> <p>⑤ 本店が主体となって未然防止処置を検討すべき情報は、業務所掌グループリーダーが未然防止処置の要否の検討を行い、部長およびグループリーダーの確認を得る。 業務所掌グループリーダーが行った未然防止処置の実施結果について、部長およびグループリーダーの確認を得る。</p> <p>⑥ 本店および泊発電所は、未然防止処置の実施確認後、有効性のレビューを行う。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p>	

図5 不具合情報の処理フロー

図5 不具合情報の処理フロー

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料5</p> <p>新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、原子炉建屋クレーン及び燃料交換機にて取り扱い、原子炉建屋原子炉棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p>図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>図1に示すとおり、新燃料の取扱いに係る移送時においては、可能な限り使用済燃料プール上を移送しない運用にて新燃料の使用済燃料プールへの落下を防止する設計としている。なお、燃料チャンネル着脱機[※]に装荷する際には使用済燃料プール上を移送することとなる。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、燃料交換機による新燃料移送作業を行うこととなるが、燃料交換機についても、駆動源喪失時等における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p> <p>※燃料チャンネル着脱機は、新燃料を原子炉建屋クレーンから燃料交換機へ受け渡す中継作業時に使用。</p>	<p>補足説明資料4</p> <p>新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟クレーン及び使用済燃料ピットクレーンにて取り扱い、燃料取扱棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p>図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、使用済燃料ピットクレーンによる新燃料移送作業を行うこととなるが、使用済燃料ピットクレーンについても、駆動源喪失時等における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

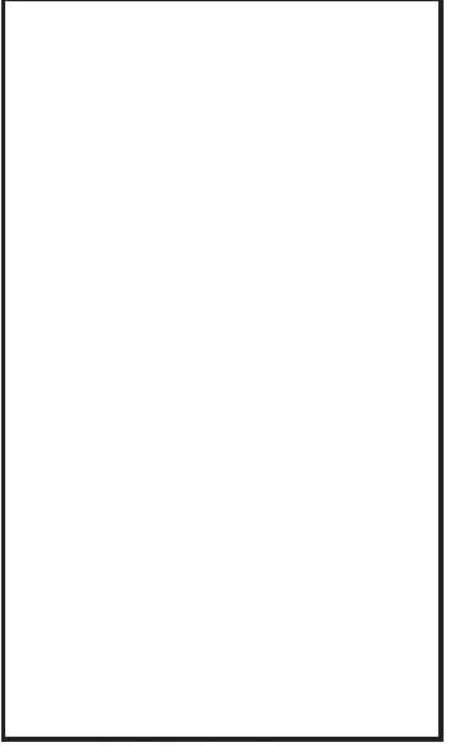
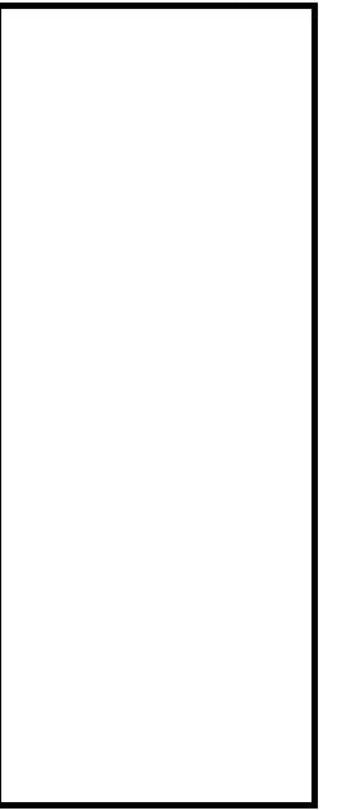
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	補足説明資料6 <p>使用済燃料輸送容器取扱作業における 使用済燃料プールへの影響</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、原子炉建屋クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取替床の床面へ使用済燃料輸送容器の移送を行い、キャスク洗浄ピット及びキャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>本作業時における原子炉建屋クレーンの運転は、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過することが無いよう、インターロック（キャスク移送モード）運転を行うことで、使用済燃料プールへの使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでの使用済燃料輸送容器取扱時に、仮に地震等にて原子炉建屋クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、使用済燃料輸送容器は横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、使用済燃料輸送容器をキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料プールと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、使用済燃料輸送容器が横行、走行方向及び鉛直方向に滑った※1としても使用済燃料輸送容器は使用済燃料プールと隔離されていることから、使用済燃料プール水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：過去事例において、東北地方太平洋沖地震時、2号炉の原子炉建屋クレーンは摆動痕から約36cm移動したものと推定され、インターロック（キャスク移送モード）運転による可動範囲から、使用済燃料輸送容器取扱時に使用済燃料輸送容器がキャスクピット外の使用済燃料プールに落下することはない（図2参照）。なお、鉛直方向については現状評価において、ブレーキによる制動力を上回る負荷トルクは発生しないことを確認している。</p>	補足説明資料5 <p>使用済燃料輸送容器取扱作業における 使用済燃料ピットへの影響</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、燃料取扱棟クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取扱棟の床面へ使用済燃料輸送容器の移送を行い、キャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでの使用済燃料輸送容器取扱時に、仮に地震等にて燃料取扱棟クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、使用済燃料輸送容器は横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、使用済燃料輸送容器をキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料ピットと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、使用済燃料輸送容器が横行、走行方向及び鉛直方向に滑った※1としても使用済燃料輸送容器は使用済燃料ピットと隔離されていることから、使用済燃料ピット水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：過去事例において、東北地方太平洋沖地震時、2号炉の原子炉建屋クレーンは摆動痕から約36cm移動したものと推定され、インターロック（キャスク移送モード）運転による可動範囲から、使用済燃料輸送容器取扱時に使用済燃料輸送容器がキャスクピット外の使用済燃料ピットに落下することはない（図2参照）。</p>	【女川】記載内容の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。 【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できないため、評価不要。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">※図中の内容は商業機密の観点から公開できません</p>  <p style="text-align: center;">図1 使用済燃料輸送容器取扱作業フロー</p>	<p style="text-align: center;">※図中の内容は商業機密の観点から公開できません</p>  <p style="text-align: center;">図1 使用済燃料輸送容器取扱作業フロー</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

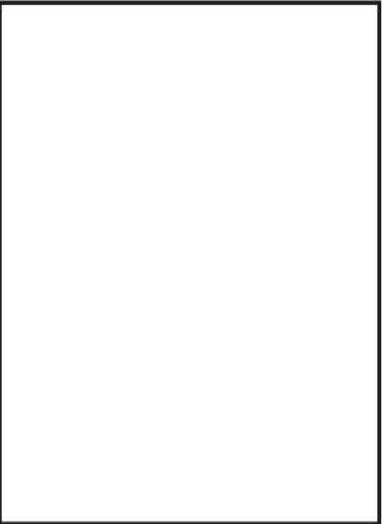
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
			

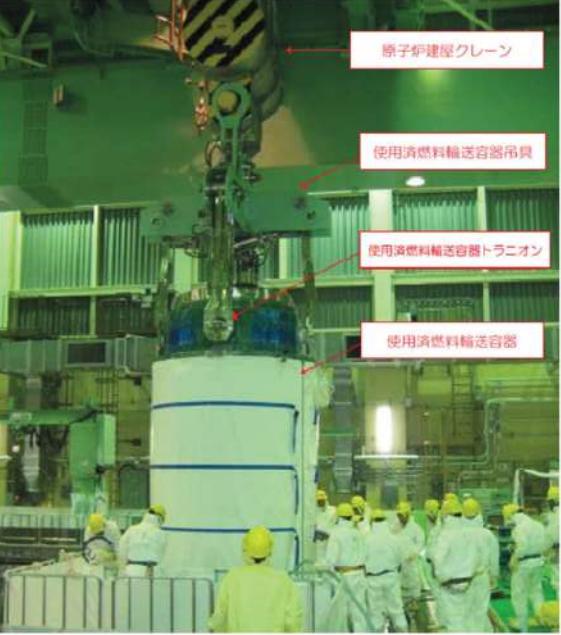
図2 キャスクとキャスクピットゲートの距離関係

◆機密の内容は商業機密の観点から公開できません。

図2 キャスクとキャスクピットゲートの距離関係

◆機密の内容は商業機密の観点から公開できません。

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料 7</p> <p>使用済燃料輸送容器吊具による 使用済燃料輸送容器の吊り方について</p> <p>使用済燃料輸送容器は、原子炉建屋クレーンに使用済燃料輸送容器吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器を移送する場合、図2に示すように使用済燃料輸送容器とキャスク吊具は4か所の使用済燃料輸送容器トラニオンで支持することとする。また、使用済燃料輸送容器吊具と原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器吊具のクレーンフック取合ピンとクレーンフックで固定することに加えて、使用済燃料輸送容器吊具の安全板と原子炉建屋クレーンにおいても補助的に固定することにより、使用済燃料輸送容器吊具とクレーンフックの固定を二重化する。</p>  <p>図1 使用済燃料輸送容器吊具の現場での使用状況</p>	<p>補足説明資料 6</p> <p>使用済燃料輸送容器吊具による 使用済燃料輸送容器の吊り方について</p> <p>使用済燃料輸送容器は、燃料取扱棟クレーンに使用済燃料輸送容器吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器を移送する場合、図2に示すように使用済燃料輸送容器とキャスク吊具は2か所の使用済燃料輸送容器トラニオンで支持することとする。また、使用済燃料輸送容器吊具と燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料輸送容器吊具のクレーンフック取合ピンとクレーンフックで接続する。</p>  <p>図1 使用済燃料輸送容器吊具の現場での使用状況</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・PWRとBWRの違い</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・PWRとBWRの違い</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 図2 使用済燃料輸送容器吊具の構造図 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	 図2 使用済燃料輸送容器吊具の構造図 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別添2</p> <p>大飯発電所3号及び4号炉 使用済燃料ピット監視設備について 目次</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙）各計測装置の記録及び保存について</p> <p style="text-align: right;">（別紙1）各計測装置の記録及び保存について （別紙2）使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）について</p> <p>（別紙3）警報設定値について （別紙4）使用済燃料プール監視設備（設計基準対象設備）の電源容量について</p> <p>2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備） 1. 概要 2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について</p>	<p style="text-align: center;">別添資料2</p> <p>女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プール監視設備について 目次</p> <p>1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙1）各計測装置の記録及び保存について</p> <p>（別紙2）警報設定値について （別紙3）使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源容量について</p> <p>2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故対処設備） 1. 概要 2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について</p>	<p style="text-align: center;">別添資料2</p> <p>泊発電所3号炉 使用済燃料ピット監視設備について 目次</p> <p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について</p> <p>（別紙1）各計測装置の記録及び保存について</p> <p style="text-align: right;">追而 （別紙2, 3については女川と同様の資料を新規作成中）</p> <p>（別紙2）警報設定値について （別紙3）使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源容量について</p> <p>2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故対処設備） 1. 概要 2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違 ・泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映 ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載の充実 ・（大飯参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について</p> <p>（補足資料）</p> <p>1. 想定する事故等について</p> <p>2. 想定事故1、2における使用済燃料ピットの水位及び線量率について</p> <p>3. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>4. 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性について</p> <p>7. 重大事故等時における使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</p> <p>5. 使用済燃料ピット監視設備（S A）の全体概略</p> <p>6. 使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について</p>		<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について</p> <p>（補足資料）</p> <p>1. 想定する事故等について</p> <p>2. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について</p> <p>3. 蒸気雰囲気下での使用済燃料ピット監視カメラによる監視性確認について</p> <p>4. 使用済燃料ピット水位（可搬型）の成立性について</p> <p>5. 使用済燃料ピット監視計器機能維持対策（蒸気雰囲気下）</p> <p>6. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の全体概要</p> <p>7. 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる監視について</p> <p>8. S F P監視設備の線量評価手法等について</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違 ・泊は「1.想定する事故等について」の中で、当該補足資料の内容を網羅している。</p> <p>■【大飯】資料構成の相違</p> <p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】資料構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位、温度及び線量率を計測する、設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1 参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料ピットの水位、温度並びに線量率を測定する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタについて、非常用所内電源からの電源供給により監視継続が可能であるとともに、測定結果について表示、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料プール監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタを設置している。また、使用済燃料プールの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1 参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタについて、非常用所内電源からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリニアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1 参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリニアモニタについて、非常用所内電源からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違 ・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリニアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違</p>

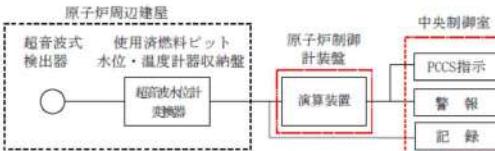
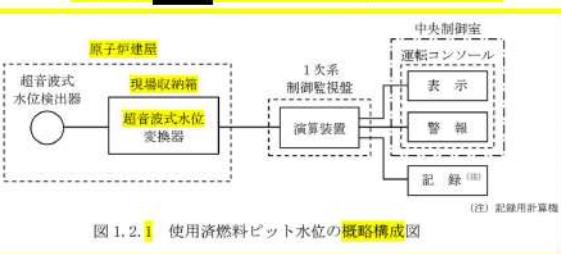
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																	
表1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>機能</th><th>測定範囲(考え方)</th><th>計測範囲</th><th>警報設定値</th><th>動作要因</th><th>動作回数</th><th>相違表現</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット水位監視装置</td><td>水位計</td><td>±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL</td><td>±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL</td><td>±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL</td><td>±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL</td><td>1回/1 4回/1</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット表面温度監視装置</td><td>表面温度</td><td>0~100°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)</td><td>3回/1 5回/1 3回/1</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット表面温度監視装置</td><td>表面温度</td><td>1~10°C 10~30°C</td><td>表面温度</td><td>■</td><td>使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)</td><td>4回/1 1回/1</td><td></td></tr> </tbody> </table>								名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現	使用済燃料ピット水位監視装置	水位計	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	1回/1 4回/1		使用済燃料ピット表面温度監視装置	表面温度	0~100°C	温度点	■	使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)	3回/1 5回/1 3回/1		使用済燃料ピット表面温度監視装置	表面温度	1~10°C 10~30°C	表面温度	■	使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)	4回/1 1回/1																																	
名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現																																																																
使用済燃料ピット水位監視装置	水位計	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	±0.2mWL ±1.31mWL ±3.43mWL	1回/1 4回/1																																																																	
使用済燃料ピット表面温度監視装置	表面温度	0~100°C	温度点	■	使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)	3回/1 5回/1 3回/1																																																																	
使用済燃料ピット表面温度監視装置	表面温度	1~10°C 10~30°C	表面温度	■	使用済燃料ピット (A-E)、 使用済燃料ピット (B-E)、 使用済燃料ピット (C-E)	4回/1 1回/1																																																																	
表1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧(2/2)																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>機能</th><th>測定範囲(考え方)</th><th>計測範囲</th><th>警報設定値</th><th>動作要因</th><th>動作回数</th><th>相違表現</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ピット水位監視装置</td><td>水位計</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料ピット水位監視装置</td><td>水位計</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料ピット水温監視装置</td><td>熱電対</td><td>燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。</td><td>0~100°C</td><td>温度点</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料ピット水温監視装置</td><td>熱電対</td><td>燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。</td><td>0~100°C</td><td>温度点</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1回/24h 1回/24h</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1回/24h 1回/24h</td><td></td></tr> <tr> <td>表面温度監視装置</td><td>表面温度</td><td>0~120°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> </tbody> </table>								名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現	燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		燃料ピット水温監視装置	熱電対	燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。	0~100°C	温度点	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		燃料ピット水温監視装置	熱電対	燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。	0~100°C	温度点	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h		使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h		表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C	
名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現																																																																
燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
燃料ピット水温監視装置	熱電対	燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。	0~100°C	温度点	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
燃料ピット水温監視装置	熱電対	燃料ピット内燃焼室の底部に上ケーブル 燃焼室上部に下ケーブル 燃料ピット内の本管路より奥になった ことと触知するため、ピット内燃焼室 底部(100°C)に本管路を差し込む。	0~100°C	温度点	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h																																																																	
表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
<p>*1) 原料油燃料の底リム(底リム、±1.31m)とする。 *2) 底リム測定5℃による測定値に付して、標準と測定する値とする。 *3) 燃料ブーム冷却净化系ポンプ運動中の使用済燃料ブームの温度監視として操作する。 *4) 断出点2度</p>																																																																							
<p>■【女川】設備の相違</p>																																																																							
表1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>機種</th><th>測定範囲(考え方)</th><th>計測範囲</th><th>警報設定値</th><th>動作要因</th><th>動作回数</th><th>相違表現</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット水位監視装置</td><td>水位計</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>熱電対</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>熱電対</td><td>0~100°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1回/24h 1回/24h</td><td></td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水温監視装置</td><td>オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m</td><td>±0.7m ±0.7m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1回/24h 1回/24h</td><td></td></tr> <tr> <td>表面温度監視装置</td><td>表面温度</td><td>0~120°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> </tbody> </table>								名称	機種	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現	使用済燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		使用済燃料ピット水温監視装置	熱電対	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		使用済燃料ピット水温監視装置	熱電対	0~100°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h		使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h		表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C									
名称	機種	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現																																																																
使用済燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	熱電対	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	熱電対	0~100°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h																																																																	
使用済燃料ピット水温監視装置	オーバーハーク 水温計、温度センサ ピッカーニ管	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	本管路 清掃水位±0.7m 本管路 清掃水位±0.7m	±0.7m ±0.7m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1回/24h 1回/24h																																																																	
表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
<p>■【女川】設備の相違</p>																																																																							
表1.2.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の一覧(2/2)																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>機能</th><th>測定範囲(考え方)</th><th>計測範囲</th><th>警報設定値</th><th>動作要因</th><th>動作回数</th><th>相違表現</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ピット水位監視装置</td><td>水位計</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>±0.7m TP32.26m~32.76m</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料ピット水温監視装置</td><td>熱電対</td><td>0~100°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> <tr> <td>表面温度監視装置</td><td>表面温度</td><td>0~120°C</td><td>温度点</td><td>■</td><td>原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内</td><td>1 C</td><td></td></tr> </tbody> </table>								名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現	燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		燃料ピット水温監視装置	熱電対	0~100°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C		表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																	
名称	機能	測定範囲(考え方)	計測範囲	警報設定値	動作要因	動作回数	相違表現																																																																
燃料ピット水位監視装置	水位計	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	本管路 清掃水位±0.7m TP32.26m~32.76m	±0.7m TP32.26m~32.76m	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
燃料ピット水温監視装置	熱電対	0~100°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
表面温度監視装置	表面温度	0~120°C	温度点	■	原子炉建屋上部 原子炉建屋子午線内	1 C																																																																	
<p>■【女川】設備の相違</p>																																																																							

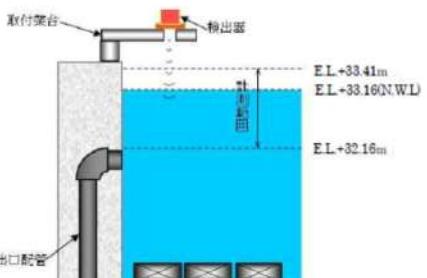
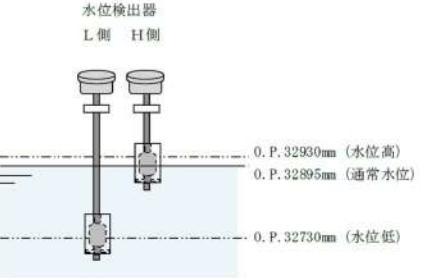
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及びノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇の監視</p> <p>○構成概略：超音波式検出器で計測された使用済燃料ピットの水位は、使用済燃料ピット水位・温度計器収納盤内の超音波水位計変換器にて電流信号に変換され、使用済燃料ピット水位を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、ノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、E.L.+32.16～+33.41mの水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値は、上昇時はE.L. [] m、低下時は使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さ（E.L. [] m）としている。</p>  <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位のシステム構成ブロック図</p>	<p>(1) 燃料貯蔵プール水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（O.P. 32895mm）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：フロート式水位検出器で検出された使用済燃料プールの水位は、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高い検出信号が、中央制御室に発信され、警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。（図1.2.1 参照）</p> <p>○警報設定：</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位高：使用済燃料プール水位の異常な上昇によって燃料取替床の床面へプール水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。 通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)（図1.2.2 参照） 水位低：燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位低下を考慮し、想定していない異常な水位低下を早期に検知するため、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位以下に設定値を設ける。 通常水位 -165mm (O.P. 32730mm)（図1.2.2 参照）  <p>図1.2.1 燃料貯蔵プール水位の概略構成図</p>	<p>(1) 使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（T.P. 32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：超音波式水位検出器で検出された使用済燃料ピットの水位は、超音波式水位変換器にて電流信号に変換され、1次系制御監視盤内の演算装置にて水位信号に変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高い警報を中央制御室に発信する。（図1.2.1 参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、基準水位レベル（T.P. 32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、通常水位-0.4～+0.1m (T.P. 32.26～32.76m) の水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位高：使用済燃料ピット水位の異常な上昇によって原子炉建屋の床面へピット水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。 通常水位 [] (T.P. []) (図1.2.2 参照) 水位低：使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さを確保するために設定値を設けている。 <p>通常水位 [] (T.P. 32.58m)（図1.2.2 参照）</p>  <p>図1.2.1 使用済燃料ピット水位の概略構成図</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・検出方式の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違 ・システム構成の違いによる説明内容の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。 ■【大飯】記載表現の相違 ■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違 ■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

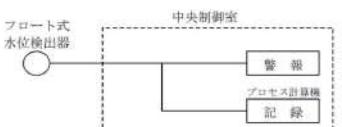
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1.2.3 使用済燃料ピット水位の計測範囲 【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測範囲：E.L. +32.16～+33.41m <p>・個 数：3号炉1個、4号炉1個 ・設置場所：使用済燃料ピット（Aエリア）</p> <p>・警報設定：水位高警報設定値 E.L. ■m 水位低警報設定値 E.L. ■m</p> <p>※代表警報：「使用済燃料ピット水位注意」</p>	 <p>図1.2.2 燃料貯蔵プール水位の警報設定値</p> <p>(設備仕様)</p> <p>個 数：1個 設置場所：原子炉建屋 3階（原子炉建屋原子炉棟内） 警報設定値：水位高：通常水位 + 35mm (0.P. 32930mm) 水位低：通常水位 -165mm (0.P. 32730mm) 一括警報：「FPC・FPMUW制御盤異常」 個別警報：「燃料プール水位高／低」</p>	■m (水位高)', 'T.P. 32.66m (通常水位)', 'T.P. ■ m (水位低)', and 'T.P. 32.26m (通常水位-0.4m)'." data-bbox="575 100 825 345"/> <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位の計測範囲及び警報設定値</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：通常水位 -0.4～+0.1m (T.P. 32.26～32.76m)</p> <p>個 数：2個 設置場所：原子炉建屋 T.P. 33.1m 使用済燃料ピット A 及び使用済燃料ピット B 警報設定値：水位高：通常水位 ■m (T.P. ■m) 水位低：通常水位 ■m (T.P. ■m) 個別警報：「A-使用済燃料ピット水位高」「A-使用済燃料ピット水位低」「B-使用済燃料ピット水位高」「B-使用済燃料ピット水位低」</p>	<p>■【女川】設備の相違 ・泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。</p> <p>■【女川】設計方針の相違 ■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールライナからの漏えいの早期発見を目的としている。使用済燃料プールライナから漏えいがある場合、漏えいしたプール水は燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまる。このドレン水位を検出することで使用済燃料プールライナからの漏えいを監視する。</p> <p>○構成概略：燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまつた漏えい水をフロート式水位検出器で検出し、使用済燃料プールライナからの漏えい量が、所定の警報設定値に達した場合、漏えい水検出信号を発し、中央制御室に警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。（図1.2.3 参照）</p> <p>○警報設定：燃料プールライナドレン漏えいは、漏えい検出器の下流側に設けたドレン止め弁からの水位により、早期に漏えいを検出する。 警報設定値は、ドレン止め弁（O.P. 15550mm）から+528mm の位置（O.P. 16078mm）とする。 (図1.2.4 参照)</p>  <p>図1.2.3 燃料プールライナドレン漏えいの概略構成図</p> <p>図1.2.4 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

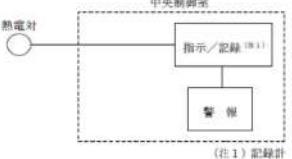
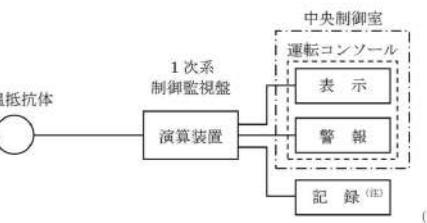
第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添資料 2）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>（設備仕様）</p> <p>個 数 : 1 個</p> <p>設置場所 : 原子炉建屋 1 階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値 : ドレン止め弁(O.P. 15550mm) より +528mm (O.P. 16078mm)</p> <p>一括警報 : 「F P C・F PMUW制御盤異常」</p> <p>個別警報 : 「燃料プールライナドレン漏えい大」</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。(図1.2.5参照)</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設定値は、燃料プール冷却浄化系の系統によりプール温度は52°C以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、プール水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度(57°C)とする。(図1.2.6参照)</p> <p>(注1) 記録計</p> <p>図1.2.5 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の概略構成図</p> <p>図1.2.6 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設置図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100°C 個数：1個 設置場所：原子炉建屋 中2階（原子炉建屋原子炉棟内） 警報設定値：温度高 57°C 一括警報：「FPC・FP MUW制御盤異常」 個別警報：「FPCポンプ入口温度高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 使用済燃料ピット温度 ○計測目的：使用済燃料ピットの温度の把握と冷却水の冷却状態の監視</p> <p>○構成概略：測温抵抗体で計測された使用済燃料ピットの水温は、演算装置にて処理され、使用済燃料ピット温度を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット温度の計測範囲は、冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100 °Cの温度計測が可能としている。 また、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値（□ °C）は、使用済燃料ピットの熱負荷が使用済燃料ピット冷却器における除熱量を上回ることが考えられる水温□ °Cを超えない値として設定している。</p>  <p>図1.2.4 使用済燃料ピット温度のシステム構成ブロック図</p> <p>枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(4) 燃料貯蔵プール水温度 ○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：燃料貯蔵プール水温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.7参照）</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系により、通常52°C以下で維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、プール水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度(57°C)とする。（図1.2.8参照）</p>  <p>図1.2.7 燃料貯蔵プール水温度の概略構成図 (注1) 記録計</p>	<p>(2) 使用済燃料ピット温度 ○計測目的：使用済燃料ピット温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット温度は、測温抵抗体が温度に応じた抵抗値に変化し、その抵抗値を1次系制御監視盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.3参照）</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水净化冷却系により、通常52°C以下で維持されており、使用済燃料ピットの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、ピット水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度□ °Cとする。（図1.2.4参照）</p>  <p>図1.2.3 使用済燃料ピット温度の概略構成図 (注2) 記録用計算機</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違 ・熱電対／測温抵抗体 ・システム構成の違いによる説明内容の相違 ■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設計方針の相違</p>

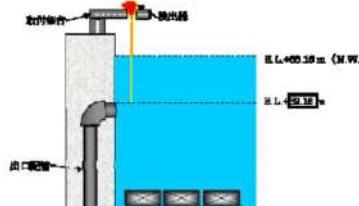


図1.2.5 使用済燃料ピット温度の計測範囲

【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑

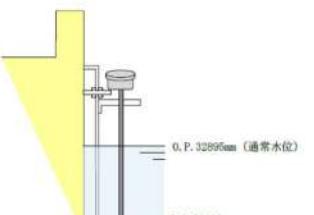


図1.2.6 燃料貯蔵プール水温度の設置図

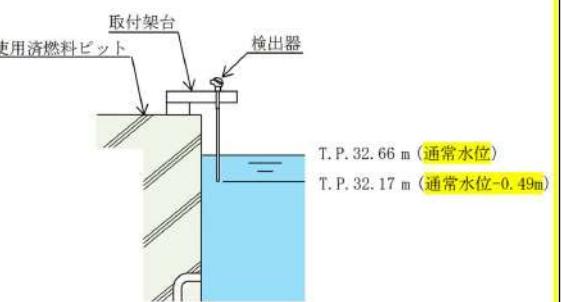


図1.2.7 使用済燃料ピット温度の設置図

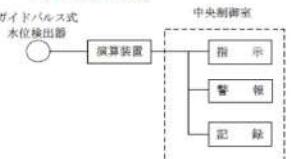
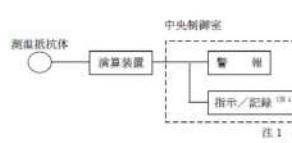
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲 : 0～100°C ・個 数 : 3号炉 3個、4号炉 3個 ・取付箇所 : 使用済燃料ピット (A, Bエリア) <p>・警報設定 : 温度高警報設定値 □C ※代表警報 : 「使用済燃料ピット温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲 : 0～100°C 個 数 : 1 個 設置場所 : 原子炉建屋 3 階 (原子炉建屋原子炉棟内)</p> <p>警報設定値 : 温度高 57°C 個別警報 : 「燃料プール水温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>測定範囲 : 0～100°C 個 数 : 2 個 設置場所 : 原子炉建屋 T.P. 33.1m 使用済燃料ピット A 及び使用済燃料ピット B 警報設定値 : 温度高 □C 個別警報 : 「A-使用済燃料ピット温度高」 「B-使用済燃料ピット温度高」</p>	<p>■【女川/大飯】設計方針の相違 ■【女川/大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違 ■【女川】設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</p> <p>○計測目的（水位）：使用済燃料プール水位の異常な低下の監視を目的とし新たに設置する。</p> <p>○計測目的（温度）：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的とし新たに設置する。</p> <p>○構成概略（水位）：パルス信号を発信し、プール水面から反射したパルス信号を検出するまでの時間を演算装置にて測定し、水位信号に変換する処理を行った後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。（図1.2.9 参照）</p> <p>○構成概略（温度）：測温抵抗体により検出された温度は、演算装置において温度信号に変換され、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。（図1.2.10 参照）</p>  <p>図1.2.9 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）（水位計測）の概略構成図</p>  <p>図1.2.10 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）（温度計測）の概略構成図</p> <p>○計測範囲（水位）：使用済燃料プール上端近傍からプール下端近傍まで計測を可能とする。 なお、基準地震動 Ss によるスロッシングを考慮した溢水時（通常水位から 270mm 低下）においても水位計測を可能とする。</p> <p>○計測範囲（温度）：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～120°Cの温度を計測可能とする。</p>		<p>■【女川】設計方針の相違 ・泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○警報設定（水位）： 水位低：使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）のうち、水位計測の設定値は、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止後、更に異常な水位低下が発生した場合に、これを早期に検知するため燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位より下に設定値を設ける。 通常水位 -165mm (O.P.32730mm) (図1.2.11 参照)</p> <p>○警報設定（温度）： 使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系によりプール温度は52°C以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、設定値はプール水の最高許容温度（65°C）に余裕を見た温度（57°C）とする。（図1.2.11 参照）</p> <p>図1.2.11 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）の計測範囲</p> <p>（設備仕様）</p> <p>計測範囲：【水位】 -4300mm～7300mm*1 (O.P. 21620mm～33220mm) *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (O.P. 25920mm)</p> <p>【温度】 0～120°C</p> <p>個数：【水位】 1個 【温度】 1個（検出点2箇所）</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：水位低： 通常水位 -165mm (O.P.32730mm)</p> <p>温度高： 57°C</p> <p>一括警報：「SFP監視盤異常」</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	個別警報：「燃料プール水位低」 「燃料プール温度高」		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料2)

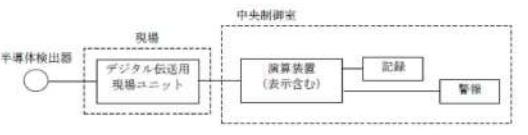
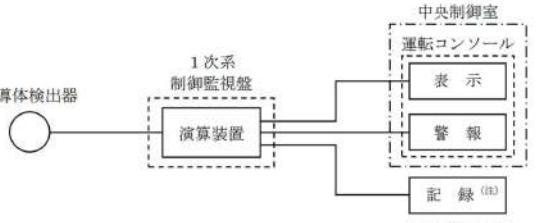
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 使用済燃料ピット区域モニタ ○計測目的：作業従事者への放射線防護の観点による、使用済燃料ピット区域における線量当量率の監視</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット区域の線量当量率を半導体式検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を放射線監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示、記録及び保存する。また、信号処理回路にて警報設定値との比較を行い、線量当量率が警報設定値に達した場合には、中央制御室内に音とともに個別表示および一括警報表示を行う。</p> <p>○計測範囲：</p> <p>エリアモニタの計測範囲の計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点から管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率）から計測できるように設定する。（当該エリアモニタ設置区域は遮蔽設計区分Ⅲ） 計測上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包絡するよう設定する。以上により、当該エリアモニタの計測範囲は、$1 \sim 10 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の線量率が計測可能とする。 なお、当該モニタは、線量率の上昇を検知し警報を発信する機能を有しており、設定値は遮蔽設計区分に基づき $\square \mu\text{Sv}/\text{h}$ としている。</p> <p>・遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率：$\leq 6.25 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ・遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率：$\leq 20 \mu\text{Sv}/\text{h}$</p> <p>○警報設定：通常時の誤動作防止の観点からバックグラウンドの3倍の値を設定値とする。</p>	<p>(6) 燃料交換フロア放射線モニタ ○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料プールエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料交換フロア放射線モニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射線レベル高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.12参照）</p> <p>○計測範囲：燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の遮へい設計区分Cの上限値（$0.05\text{mSv}/\text{h}$）を包含して計測できる範囲とし、$10^{-4} \sim 1\text{mSv}/\text{h}$ の線量当量率を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：通常時の誤動作防止の観点からバックグラウンドの3倍の値を設定値とする。</p>	<p>(3) 使用済燃料ピットエリアモニタ ○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料ピットエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピットエリアモニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を1次系制御監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、線量当量率高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.5参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピットエリアモニタは、燃料取扱場所の遮蔽設計区分Ⅲの上限線量当量率（$20 \mu\text{Sv}/\text{h}$）を包含して測定できる範囲とし、$1 \sim 10^6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の線量当量率を計測可能としている。計測範囲の下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Ⅰの上限線量当量率）から計測可能なように設定し、計測範囲の上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包含して計測可能なように設定している。</p> <p>・遮蔽設計区分Ⅰの線量当量率：$\leq 2.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ・遮蔽設計区分Ⅲの線量当量率：$\leq 20 \mu\text{Sv}/\text{h}$</p> <p>○警報設定：作業従事者に対する放射線防護の観点から、燃料取扱場所の $\square \mu\text{Sv}/\text{h}$ を設定値とする。</p>	<p>■【女川/大飯】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】設備の相違 ・システム構成の違いによる説明内容の相違</p> <p>■【女川/大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】記載内容の充実 ・大飯の内容を適正化して記載</p> <p>■【女川】記載の充実 (大飯参照)</p> <p>■【女川】設計方針の相違 ■【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

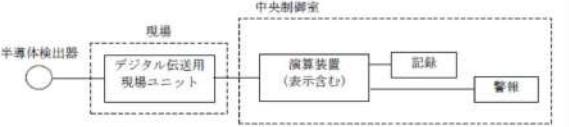
泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添資料 2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>図 1.2.6 使用済燃料ピット区域エリアモニタのシステム構成ブロック図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定範囲：$0 \sim 10^5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ・個 数：3号炉 1 個、4号炉 1 個 ・取付箇所：使用済燃料ピット区域 ・警報設定：$\square \mu\text{Sv}/\text{h}$ <p>※代表警報：「エリアモニタ線量等量率高」</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図 1.2.12 燃料交換フロア放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測範囲：$10^{-4} \sim 1\text{mSv}/\text{h}$ ・個 数：1 個 ・設置場所：原子炉建屋 3 階（原子炉建屋原子炉棟内） ・警報設定：バックグラウンドの 3 倍 <p>個別警報：「燃料交換エリア放射能高」</p>	 <p>図 1.2.5 使用済燃料ピットエリアモニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測範囲：$1 \sim 10^5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ・個 数：1 個 ・設置場所：原子炉建屋 T, P, 33, 1m ・警報設定値：$\square \mu\text{Sv}/\text{h}$ <p>個別警報：「使用済燃料ピットエリアモニタ (R-5) 線量当量率高」</p> <p>(注) 記録用計算機</p>	<p>■【女川/大飯】設計方針の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川/大飯】記載表現の相違 ■【女川】記載の適正化 ■【女川/大飯】設計方針の相違 ■【女川】設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(7) 燃料取替エリア放射線モニタ</p> <p>○計測目的：燃料取替エリアでの燃料取扱事故を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、燃料取替エリアの放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料取替エリアの線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。（図 1.2.13 参照）</p> <p>○計測範囲：燃料取替エリアの放射線レベルを連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能としている。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの 5 倍及び 10 倍としている。</p>  <p>図 1.2.13 燃料取替エリア放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲 : $10^{-3} \sim 10 \text{ mSv/h}$ 個 数 : 4 個 設置場所 : 原子炉建屋 3 階（原子炉建屋原子炉棟内） 警報設定値 : 高高 バックグラウンドの 10 倍 高 バックグラウンドの 5 倍 個別警報 : 高高 「燃料取替エリア放射能高高」 高 「燃料取替エリア放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に 2 種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）では DB16 条第 3 項の要求への対応として使用済ビットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ</p> <p>○計測目的：原子炉建屋原子炉棟内の異常な放射線上昇を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気の放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：原子炉建屋原子炉棟換気空調系の線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。(図1.2.14 参照)</p> <p>○計測範囲：原子炉建屋原子炉棟内から放出される換気空調系排気を連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能とする。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの5倍及び10倍とする。</p> <p>図1.2.14 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲 : $10^{-4} \sim 1\text{mSv/h}$</p> <p>個数 : 4個</p> <p>設置場所 : 原子炉建屋 中3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</p> <p>警報設定値: 高高 バックグラウンドの10倍 高 バックグラウンドの5倍</p> <p>個別警報 : 高高 「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高高」 高 「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）に対応している。

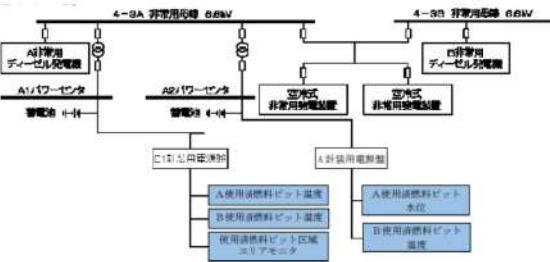
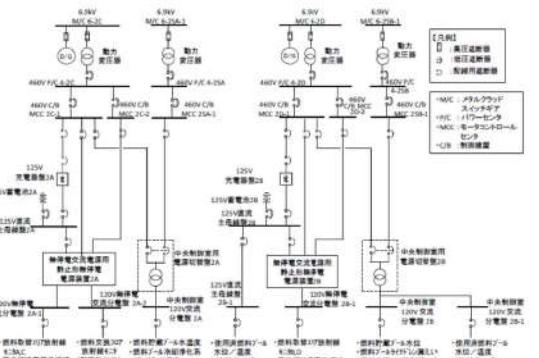
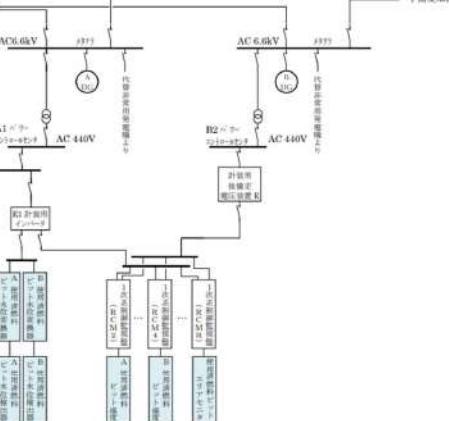
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において追加要求されている使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット区域エリアモニタの「表示・記録・保存」については、大飯発電所原子炉施設保安規定 第11章記録及び報告に定める保安に関する記録とは別に、社内標準に基づき運転記録として保存期間等を定めて保管している。</p> <p>表 1.3.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録と保存</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>使用済燃料ピット水位</td><td>記録紙</td><td>5年</td></tr> <tr> <td></td><td>使用済燃料ピット温度</td><td>記録紙</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位	記録紙	5年		使用済燃料ピット温度	記録紙	5年	<p>1.3 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料プールの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定（規程）第11章 記録および報告 第121条」に定める保安に関する記録及び社内規程に基づき保存期間等を定めて保管することとしている。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1.1 使用済燃料プール監視設備の記録と保存</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>燃料交換フロア放射線モニタ</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>燃料貯蔵プール水温</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td></td><td>燃料貯蔵プール水位</td><td>アラームプリンタ</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換フロア放射線モニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温	記録紙	10年		燃料貯蔵プール水位	アラームプリンタ	5年	<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料ピット温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示・記録・保存」が追加要求されており、「泊発電所原子炉施設保安規定 第11章 記録および報告」に定める保安に関する記録とは別に、社内マニュアルに基づき保存期間等を定めて保管する。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録保管期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>使用済燃料ピットエリアモニタ</td><td>記録用計算機（電磁的記録）</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>使用済燃料ピット温度</td><td>記録用計算機（電磁的記録）</td><td>5年</td></tr> <tr> <td></td><td>使用済燃料ピット水位</td><td>記録用計算機（電磁的記録）</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度	記録用計算機（電磁的記録）	5年		使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録）	5年	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】記載表現の相違</p>
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年																																																
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位	記録紙	5年																																																
	使用済燃料ピット温度	記録紙	5年																																																
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換フロア放射線モニタ	記録紙	10年																																																
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温	記録紙	10年																																																
	燃料貯蔵プール水位	アラームプリンタ	5年																																																
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																																
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																
	使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																																

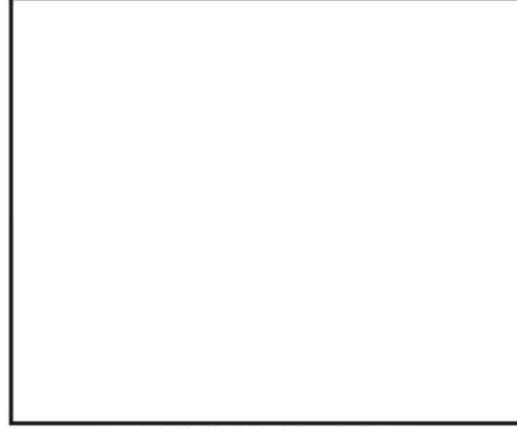
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>設置許可基準第十六条第3項において、外部電源喪失時においても使用済燃料ピットの状態監視が要求されていることから、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測できる設計としている。</p>  <p>図1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（DB）の電源構成</p>	<p>1.4 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料プールの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図1.4.1参照）</p>  <p>図1.4.1 計測装置の電源構成概略図</p>	<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料ピットの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図1.4.1参照）</p>  <p>図1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について (1) 3号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 3号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所</p> <p><small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small></p>	<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について 使用済燃料ピット監視設備の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 使用済燃料ピット監視設備の設置場所(1/4)</p>	<p>1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。</p>  <p>図1.5.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所</p> <p><small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small></p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】記載表現の相違</p>
<p>(2) 4号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.2に示す。</p>  <p>図1.5.2 4号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所</p>	 <p>図1.5.1 使用済燃料ピット監視設備の設置場所(2/4)</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(3/4)		
	 図 1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(4/4)		<small>幹固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</small>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
別添3 大飯発電所 3号炉及び 4号炉 技術的能力説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	別添資料3 女川原子力発電所 2号炉 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	別添資料3 泊発電所 3号炉 運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	別添資料3 【大飯】記載表現の相違 ■女川実績の反映

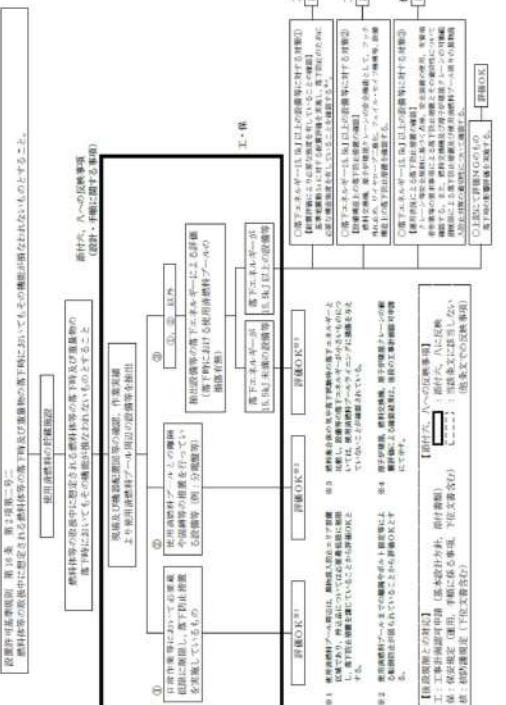
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料3, 4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料体等の取扱施設よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ① SPP燃料があり、また、各設に付いてはボルト固定により、燃料体等が想定されないものとすること。 ② SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ③ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ④ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。</p>	<p>泊発電所3号炉の取扱施設及び貯蔵施設 ① SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ② SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ③ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ④ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。</p>	<p>泊発電所3号炉の取扱施設及び貯蔵施設 ① SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ② SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ③ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。 ④ SPP燃料の保管庫よりSPP燃料の保管庫を始點とする重複物當下において、その機能が想定されないものとすること。</p>	<p>■女川実績の反映 【大飯】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違</p>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯】記載表現の相違

【女川】設備名称の相違

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第16条 SFP燃料物落下	クレーンにおける対策	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピットの健全性を維持するため、吊荷に対するワイヤ2重化や可動範囲制限などの落下防止対策について、下げる手順等を整備し、的確に実施する。 使用燃料ピット周辺に設置する設備等により吊り下げる設備等による影響が発生した場合は落防止装置を実施する。 クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前検査を実施するとともに、クレーンの運転、点検者は資格者が実施する。
	体制		
	保守管理		<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピットの健全性を維持するため、重義務下に係る設備等については、保守・計画に基づき定期的に点検を実施するとともに必要に応じて訓練を行う。
	教育・訓練		<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピットへの重義務下防止措置及び当該設備の保守点検に関する教育を適切に実施する。

表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	燃料交換機における対策	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピット周辺に設置する設備、取り扱う荷物等については、あらかじめ定めた評価プロトコルに従い、使用燃料ピット周辺に影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落防止措置を実施する。
	体制		<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限にて定期的に評価する。
	保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピット周辺に設置する設備、取り扱う荷物等については、あらかじめ定めた評価プロトコルに従い、使用燃料ピット周辺に影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落防止措置を実施する。
	教育・訓練		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	体制		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピットの健全性を確認するため、保育計画に基づき定期的に点検を行なう。
	教育・訓練		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	原子炉建屋クレーンにおける対策	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	体制		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	教育・訓練		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。

技術的能力に係る運用対策等（設計基準）

【11.6 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設】

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	クレーンにおける対策	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 使用燃料ピット周辺に設置する設備や取り扱う荷物等については、あらかじめ定めた評価プロトコルに基づき評価を行い、使用燃料ピット周辺に影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落防止措置を実施する。
	体制		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。
	教育・訓練		<ul style="list-style-type: none"> 日常業務等において使用燃料ピット周辺にて定期的に評価する。

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設備許可基準 第3項第一号 使用済燃料の水位及び水温並びに燃料供給所の燃耗率の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、また異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制し、新たに燃耗率を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>設備許可基準 第3項第二号 外部電源が利用できない場合においても通常、水位その他の発電用機器や施設の状態を監視することができるものとすること。</p> <pre> graph TD FE[Fuel element types] --> WLT[Water level and temperature monitoring] WLT --> CCR[Central control room] WLT --> EPPS[External power source] CCR --> FETM1[Fuel element type monitoring] CCR --> FETMV1[Fuel element type monitoring and visualization] EPPS --> FETM2[Fuel element type monitoring] EPPS --> FETMV2[Fuel element type monitoring and visualization] </pre>	<p>設備許可基準 第16条、第3項第一号 使用済燃料の水位及び水温並びに燃料供給所の燃耗率の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制することができるるものとする。</p> <p>設備許可基準 第16条、第3項第二号 外部電源が利用できない場合においても通常、水位その他の発電用機器や施設の状態を監視することができるものとすること。</p> <p>使用済燃料の計測装置 （燃料供給ブーム水位、燃料ブームライナ水位、燃料ブーム温度、燃料交換プロセス機器モニタ、原子炉地盤原子炉構造物燃耗率モニタ、燃料供給エリニア燃耗率モニタ）</p> <pre> graph TD ME[Measurement equipment] --> CCR[Central control room] ME --> EPPS[External power source] CCR --> FETM3[Fuel element type monitoring] EPPS --> FETM3 </pre>	<p>設備許可基準 第16条、第3項第一号 使用済燃料の水位及び水温並びに燃料供給所の燃耗率の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に抑制することができるものとする。</p> <p>設備許可基準 第16条、第3項第二号 外部電源が利用できない場合においても通常、水位その他の発電用機器や施設の状態を監視することができるものとすること。</p> <p>使用済燃料の計測装置 （燃料供給ブーム水位、燃料ブームライナ水位、燃料ブーム温度、燃料交換プロセス機器モニタ、燃料供給エリニア燃耗率モニタ、内電源からの給油、燃料供給エリニア燃耗率モニタの設置）</p> <pre> graph TD ME[Measurement equipment] --> CCR[Central control room] ME --> EPPS[External power source] CCR --> FETM4[Fuel element type monitoring] EPPS --> FETM4 </pre>	<p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設(別添資料3, 4)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
技術的能力に係る運用対策等(設計基準)	設備計画基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等		
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	・使用燃料ビット水位計 ・地盤燃料ビット温度計	運用・手順	運用・手順	運用対策等		
	・使用燃料ビットエリモニタ	保守管理	使用燃料ビットの水位計、水温計及びエリモニタに要求される機能を維持するため、保守管理に基づき適切に保守管理を実施することもに、必要に応じて補修を行う。			
		教育・訓練	操縦に関する教育を行う。			
	使用燃料ビット水位計、温度計、 エリモニタの常用所内燃機からの給電	運用・手順	使用燃料ビットの水位計、水温計及びエリモニタに要求される機能を維持するため、保守管理に基づき適切に保守管理を実施することもに、必要に応じて補修を行う。	運用対策等		
		教育・訓練	操縦に関する教育を行う。			
表2 運用、手順に係る対策等(設計基準)						
設備計画基準規則	対象条文	対象項目	区分	運用対策等		
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	・燃料計器・燃料ポンプ ・燃料ブールドレンケル ・燃料計器・燃料ポンプ ・燃料ブールドレンケル入口温度 ・燃料ポンプ・燃料モニタ ・燃料ポンプ・燃料モニタ ・原水冷却塔原子炉冷却水放熱モニタ 中央制御室の警報装置回路 上記の計器(中央制御室の警報装置回路)への接続所内燃機からの給電 記録及び保存	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 教育・訓練 運用・手順 体制 教育・訓練 運用・手順 体制 教育・訓練	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 教育・訓練 運用・手順 体制 教育・訓練	運用対策等	
16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設						
設備計画基準規則	対象条文	対象項目	区分	運用対策等		
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	使用燃料ビット水位 使用燃料ビット温度 使用燃料ビットエリモニタ	運用・手順 保守・点検 教育・訓練	(保修職員による使用燃料ビット開通確認装置の保守・点検) ・設備の日常点検、定期点検及び故障時の補修 ・補修に際する教育・訓練		
		使用燃料ビット水位、 温度、エリモニタの非 常用所内燃機からの給電	運用・手順 保守・点検 教育・訓練	(保修職員による非常用所内燃機及び使用燃料ビット開通確認装置の保守・点検) ・設備の日常点検、定期点検及び故障時の補修 ・補修に際する教育・訓練		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添4</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>別添資料4</p> <p>女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プールへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>別添資料4</p> <p>泊発電所3号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>【大飯】名称の相違 【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料3, 4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基準要求</p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該技術基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、クレーンはワイヤ2重化等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから使用済燃料ピット周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p>2. 現場確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料ピット周囲（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等が地震時に使用済燃料ピットへの重量物とならないか調査する必要があり、現場及び図面による確認、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。</p> <p>抽出された設備等を添付資料1に示す。</p> <p>(1) 現場確認による抽出</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の周辺設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料貯蔵施設に落下するおそれがあるもの」について網羅的に抽出した。</p> <p>具体的には、使用済燃料貯蔵施設周辺（E.L.+33.6m）において、原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）、クレーン、電源盤類、フェンス類、装置類、作業機材類、測定機器類、検査装置類と貯蔵施設の位置関係から、地震等により使用済燃料ピット内に落下するおそれがあるものを抽出した。</p>	<p>1. 基準要求</p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、燃料交換機及びクレーンはワイヤロープ二重化等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから、使用済燃料プール周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p>2. 確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料プール周辺の設備等が地震時に使用済燃料プールへの重量物とならないか調査する必要があり、現場確認及び機器配置図等を用いた机上検討、また、使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機、原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出を行った。</p> <p>抽出された設備等を添付資料1に示す。</p> <p>(1) 現場確認による抽出</p> <p>使用済燃料プール周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料プールに落下するおそれがあるもの」について抽出した。</p> <p>具体的には、使用済燃料プール周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、重量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p>	<p>1. 基準要求</p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、クレーンはワイヤ2重化等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから使用済燃料ピット周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p>2. 確認項目及び内容</p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料ピット周囲（T.P. 33.1m）及び上部に設置されている設備や機器等が地震時に使用済燃料ピットへの重量物とならないか調査する必要があり、現場確認及び機器配置図等を用いた机上検討、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。</p> <p>抽出された設備等を添付資料1に示す。</p> <p>(1) 現場確認による抽出</p> <p>使用済燃料ピット周辺の設備等（使用済燃料ピットクレーンが移動する使用済燃料ピット周辺に配置されるもの）に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について網羅的に抽出した。^{※1}</p> <p>具体的には、使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m フロア面）について、設置位置（高さ）、物量、重量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>※1 燃料取扱棟内の設備等を網羅的に抽出し、その上で、使用済燃料ピットに重量物の落下のおそれがあるエリアとして、使用済燃料ピットクレーンの走行範囲を「使用済燃料ピット周辺」と定め、当該エリアに配置されている設備等全てを抽出対象とした。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【大飯】【女川】詳細な設備説明 ■女川実績の反映</p> <p>【大飯】【女川】設備名称の相違 【泊】記載の充実 ■女川実績の反映</p> <p>【泊】記載内容の相違 ・泊は網羅的に抽出するエリアを明確に記載。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 機器配置図等による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、機器配置図等にて抽出した。</p> <p>※ 建屋機器配置図 機器設計仕様書（燃料取扱設備、燃料交換機等） 系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱及びプール一般設備等） 設置変更許可申請書 具体的には、内挿物等現場で確認出来ない重量物について、機器配置図等にて物量、重量、設置状況等確認し、使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>(2) 作業実績による抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物について、作業フロー（作業実績）に基づき抽出した。</p> <p>なお、補助建屋クレーンは可動範囲の関係から使用済燃料ピット上を走行することはないが、同クレーンにより取り扱う使用済燃料輸送容器（キャスク）についても前広に抽出し確認した。 具体的には、使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）の作業において、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物および補助建屋クレーンを使用して取り扱うキャスク等重量物を抽出した。</p> <p>(3) 検討不要設備について 電源盤類、フェンス類、装置類、作業機材類、測定機器類及び検査装置類は、使用済燃料ピット（Sクラス設備）の安全機能を損なうことがないよう、ピットとの離隔をとり配置（フェンスや手摺りの外側に配置）されている。また、電源盤類や装置類などは、床面にボルトで固定されているため転倒することなく、仮に、地震等により損壊・転倒したとしてもフェンスや手摺りによってピットへの落下は防止される。作業機器類、測定機器類、検査装置類には可動式のものもあるが、燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、検討は不要とした。</p> <p>【比較のため記載順の入れ替え】</p>	<p>(2) 機器配置図等による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図等にて抽出した。</p> <p>※ 建屋機器配置図 仕様書（燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取扱及びピット一般設備等） 設置変更許可申請書 具体的には、内挿物等現場で確認出来ない重量物について、機器配置図等にて物量、重量、設置状況等確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>(3) 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出した。 なお、仮設機材類の持込品については、使用済燃料プールが、立入りと持込品を制限している区域内にあること及び、その落下エネルギーについては、燃料集合体の落下エネルギーと比べると十分小さいため、抽出の対象外とした。 なお、燃料取扱棟クレーンは可動範囲の関係から使用済燃料ピット上を走行することはないが、同クレーンにより取り扱う使用済燃料輸送容器（キャスク）についても前広に抽出し確認した。 具体的には、使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m フロア）の作業において、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物および燃料取扱棟クレーンを使用して取扱うキャスク等重量物を抽出した。</p>	<p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】書類の名称の相違</p> <p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では仮設機材類の持込品については抽出対象外と記載。 <p>【大飯】泊では、女川での原子炉建屋クレーンに当たる燃料取扱棟クレーンについては使用済燃料ピットまで走行しないが、前広にキャスクも抽出する旨を記載。大飯も同様。</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではピットとの離隔は取っているが、フェンスの内側に電源盤類の一部がある。ただし、床面及び壁面にボルトで固定しており、ピットへ落下することは無い。 <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、落下物の検討不要設備について記載。泊ではすべての設備を検討しているため検討不要とはしない。落下エネルギーの説明部は比較のため記載順を入れ替えている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料3, 4)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認及び作業実績により抽出された設備については、いずれも重量（落下エネルギー）による評価や落下防止対策の状況により燃料取扱施設及び燃料貯蔵施設への影響評価を実施する。</p> <p>【比較のため記載順の入れ替え】 ※ 燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのラインングの健全性は確保される（添付資料2参照） ことが確認されていることから、燃料集合体の落下エネルギー（約39.3kJ）以上の落下エネルギーであることを選定の目安とする。</p> <p>4. 今後の対応 今後、使用済燃料ピット周辺に設置する、又は取扱う設備等については、「添付資料3 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が発生した場合は、落下防止措置を実施する。</p>	<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認、機器配置図等の確認及び作業実績により抽出された設備については、設置状況や落下エネルギーによる評価及び落下防止対策の状況により使用済燃料プールへの影響評価を実施した。</p> <p>4. 今後の対応 今回抽出した設備等以外の設備等で、今後、使用済燃料プール周辺に設置する、または取り扱う設備等については、添付資料2「使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、使用済燃料プールへの落下時影響評価の要否判定を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p>	<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認、機器配置図等の確認及び作業実績により抽出された設備については、設置状況や落下エネルギーによる評価及び落下防止対策の状況により使用済燃料ピットへの影響評価を実施した。</p> <p>a. 固定状況、距離・位置関係による抽出（評価①） 燃料取扱棟に固定された盤類等、設備のボルト等による固定状態や使用済燃料ピットとの離隔距離等により抽出した。 b. 落下エネルギーによる抽出（評価②） 評価①で抽出された設備等のうち、抽出した設備等の落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー²を比較し、燃料集合体重量の落下エネルギー以上のものを抽出した。</p> <p>※2 燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットの内張りの健全性は確保される（添付資料3 参照）ことが確認されていることから、燃料集合体の落下エネルギー（約39.3kJ）以上の落下エネルギーであることを抽出の目安とする。</p> <p>4. 今後の対応 今回抽出した設備等以外の設備等で、今後、使用済燃料ピット周辺に設置する、または取り扱う設備等については、添付資料2「使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否判定を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p>	<p>■女川実績の反映 【大飯】記載方針の相違 【大飯】【女川】設備名称の相違</p> <p>【泊】記載方針の相違 ・泊では、落下物の評価条件について詳細に記載。</p> <p>【女川】記載名称の相違</p> <p>■女川実績の反映 【大飯】記載表現の相違 ・実質的な相違なし 【女川】施設名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
添付資料1		添付資料1	添付資料1	■女川実績の反映																																																													
現場確認等による抽出物の詳細		現場確認等における抽出物の詳細		【女川】設備名称の相違																																																													
使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場及び図面による確認、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。詳細を以下の表に整理する。		使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場及び機器配置図等による確認を行うとともに、使用済燃料ピット周辺の作業で燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。 詳細について、表1に整理する。		【大飯】記載表現の相違																																																													
表1 現場確認等における抽出物の詳細（その1）		表1 現場確認等における抽出物の詳細（その1）		【大飯】【女川】設備の相違による表の相違																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出物</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用済燃料ピットクレーン本体</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>移送中の内桶等取扱工具</td> <td>燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>移送中の内桶等</td> <td>制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>移送中の燃料ピットゲート</td> <td>燃料ピットゲート</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>搬出建屋クレーン本体</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>移送中のキャスター類具（キャスターを含む）</td> <td>キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>移送中のキャスター</td> <td>キャスク、照射後試験片輸送容器</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電源盤類</td> <td>水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>フェンス類</td> <td>フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>製氷盤</td> <td>燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>作業機材類</td> <td>使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>測定機器類</td> <td>水中照明、水位計、水温計</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>検査装置類</td> <td>内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器</td> </tr> </tbody> </table>		番号	抽出物	詳細	1	原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）	同 左	2	使用済燃料ピットクレーン本体	同 左	3	移送中の内桶等取扱工具	燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具	4	移送中の内桶等	制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む	5	移送中の燃料ピットゲート	燃料ピットゲート	6	搬出建屋クレーン本体	同 左	7	移送中のキャスター類具（キャスターを含む）	キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具	8	移送中のキャスター	キャスク、照射後試験片輸送容器	9	電源盤類	水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤	10	フェンス類	フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード	11	製氷盤	燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機	12	作業機材類	使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット	13	測定機器類	水中照明、水位計、水温計	14	検査装置類	内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器																			
番号	抽出物	詳細																																																															
1	原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）	同 左																																																															
2	使用済燃料ピットクレーン本体	同 左																																																															
3	移送中の内桶等取扱工具	燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具																																																															
4	移送中の内桶等	制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む																																																															
5	移送中の燃料ピットゲート	燃料ピットゲート																																																															
6	搬出建屋クレーン本体	同 左																																																															
7	移送中のキャスター類具（キャスターを含む）	キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具																																																															
8	移送中のキャスター	キャスク、照射後試験片輸送容器																																																															
9	電源盤類	水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤																																																															
10	フェンス類	フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード																																																															
11	製氷盤	燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機																																																															
12	作業機材類	使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット																																																															
13	測定機器類	水中照明、水位計、水温計																																																															
14	検査装置類	内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価コード</th> <th>評価コード</th> <th>評価コード</th> <th>評価コード</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>抽出物</th> <th>詳細</th> <th>評価コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</td> <td>同 左</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用済燃料ピットクレーン本体</td> <td>同 左</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>移送中の内桶等取扱工具</td> <td>燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>移送中の内桶等</td> <td>制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>移送中の燃料ピットゲート</td> <td>燃料ピットゲート</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>搬出建屋クレーン本体</td> <td>同 左</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>移送中のキャスター類具（キャスターを含む）</td> <td>キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>移送中のキャスター</td> <td>キャスク、照射後試験片輸送容器</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>電源盤類</td> <td>水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>フェンス類</td> <td>フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>製氷盤</td> <td>燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>作業機材類</td> <td>使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>測定機器類</td> <td>水中照明、水位計、水温計</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>検査装置類</td> <td>内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器</td> <td>○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要</td> </tr> </tbody> </table>		評価コード	評価コード	評価コード	評価コード	番号	抽出物	詳細	評価コード	1	原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	2	使用済燃料ピットクレーン本体	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	3	移送中の内桶等取扱工具	燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	4	移送中の内桶等	制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	5	移送中の燃料ピットゲート	燃料ピットゲート	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	6	搬出建屋クレーン本体	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	7	移送中のキャスター類具（キャスターを含む）	キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	8	移送中のキャスター	キャスク、照射後試験片輸送容器	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	9	電源盤類	水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	10	フェンス類	フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	11	製氷盤	燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	12	作業機材類	使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	13	測定機器類	水中照明、水位計、水温計	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要	14	検査装置類	内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要
評価コード	評価コード	評価コード	評価コード																																																														
番号	抽出物	詳細	評価コード																																																														
1	原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
2	使用済燃料ピットクレーン本体	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
3	移送中の内桶等取扱工具	燃料集合体取扱工具、制御棒グラスター取扱工具、バーナブルボイズン取扱工具、シンブルフライアーセンブリ取扱工具	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
4	移送中の内桶等	制御棒グラスター、バーナブルボイズン、シンブルフライアーセンブリ、一次中性子源、二次中性子源、模擬燃焼集合体、模擬制御棒グラスター、バーナブルボイズンインサート、ガイドアセンブリ等を含む	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
5	移送中の燃料ピットゲート	燃料ピットゲート	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
6	搬出建屋クレーン本体	同 左	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
7	移送中のキャスター類具（キャスターを含む）	キャスク吊具、照射後試験片輸送容器吊具	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
8	移送中のキャスター	キャスク、照射後試験片輸送容器	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
9	電源盤類	水中照明分電盤、使用済燃料ピットクレーン電源盤、ケーブルクラシック台制御盤、キャスク吊具現場操作盤、ケーブル配管、ケーブルトレイ、水中照明分電盤、原明分電盤、管路区分明表示装置、作業用分電箱、エリア照明、燃料移送装置ピット側制御盤、シャッタリング検査装置中繼箱、シッピング検査装置用吸納盤、シッピング検査装置ガスサンプリ、新燃料エレベータ制御盤、電源盤	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
10	フェンス類	フェンス、手摺り、キャスクピットチェックカーブレード	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
11	製氷盤	燃料検査装置、エリアモニタ、計測調整融給供給装置、新燃料エレベータ昇降機	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
12	作業機材類	使用済燃料ピット掲示板、ホースΦ150×2本、使用済燃料ピット専用桶箱水配管接続ホース収納箱、工事機材（甲管）、ダストサンプロラ、消防器、脚立、キャビネット、スポットクーラー、ダクト、検査室窓、燃料移送装置水汎ユニット	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
13	測定機器類	水中照明、水位計、水温計	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
14	検査装置類	内部検査架台、制御棒挿出測定装置、漏洩燃料検査装置（PITS、UT）、破損燃料容器	○：是正必要 △：是正困難 ×：是正不要																																																														
<small>※1 使用済燃料ピットとの離隔距離に離れた又は燃料取扱室の裏面、建屋壁面への伝送装置等に該当する場合は○、該当しない場合は×）</small>		<small>※2 評価コードⅡにおける評価結果で×となった設備等のうち、評価Ⅰでエラーレートが最大となるものを代表箇所として選定</small>																																																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
表1 現場確認等における抽出物の詳細（その4）													
評価フロー1													
番号	抽出物	評価	評価	評価	評価	評価	評価						
		評価①	評価②	評価③	評価④	評価⑤	評価⑥						
		未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要	未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要	未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要	未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要	未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要	未了・スル→○ ○:未了・上元葉 ×:未了・JQ以上 —:評価不要						
16	試験・検査用機材類	評価ノリゲン・シマバ・タップ テスラコ・エイド ケーブル・リード・ジョン・別出・ターミナル	×	×	×	×	○ (約1h, 約200)						
17	リモート・リモート・リモート・リモート・リモート	動燃用炉管取付部 D/Sビット取付ロッドトワザ (A) D/Sビット取付ロッドトワザ (B) D/Sビット取付ロッドトワザ (C) 原子炉冷却水ルート (Aタイプ) 原子炉冷却水ルート (Bタイプ) 原子炉冷却水ルート (Cタイプ) 原子炉冷却水ルート (Dタイプ) 原子炉冷却水ルート (Eタイプ) メカニカル・クランプ (A) メカニカル・クランプ (B) 使用燃焼炉管ヘリコイル (A) 使用燃焼炉管ヘリコイル (B) 使用燃焼炉管ヘリコイル (C) 使用燃焼炉管ヘリコイル (D) D/Sビットオーバー (N,a,1) D/Sビットオーバー (N,a,2) D/Sビットオーバー (N,a,3) D/Sビットオーバー (N,a,4) D/Sビットオーバー (N,a,5) D/Sビットオーバー (N,a,6) D/Sビットオーバー (N,a,7) カニカル・ヘリコイル 大飯搬入ロッドカバー 電動・コット装置	○	—	○	○	○ (約1h, 約200)						
18	その他	取付部 ランナ 安全地帯 屋内消火栓 屋外消火栓 給水栓 壁マスク 空調グリット 原子炉建屋・ポンチ装置 サージプロテクター・避雷ボックス 汎用消火栓 原子炉建屋を含む機器用配管初動 ケーブル 吸油材料 空調装置用配管 スプレーノズル	×	○	○	○	○ (約100kg, 約125)						

※1) 采用溶断特ブルとリ離隔距離の離隔又は設計料理体の距離、構造壁面への相互距離に該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」。
 ※2) 評価フロー1における評価⑤で「×」となった評価のうち、評価で最大エネルギーが最大となるものを代表変数として選ぶ。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設 (別添資料3, 4)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉 添付資料3	女川原子力発電所2号炉 添付資料2	泊発電所3号炉 添付資料2	相違理由
使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出する。 II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等の離隔距離や設置状況および落下エネルギーを踏まえて、使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物を抽出する。 III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下の検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用状況について適切性を評価する。 IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。 V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー I. 使用済燃料プール周辺の設備の抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。 II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー※を比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。 ※燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料プールライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について（添付資料3）参照。	使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー I. 使用済燃料ピット周辺の設備の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。 II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー※を比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。 ※燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピット内張りの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料ピット内張りの健全性について（添付資料3）参照。	【大飯】記載表現の相違 泊は資料の順を女川の論旨通りに入れ替えた 【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・全体的に文面が異なるが、フローIVとVの順番以外内容に実質的な差異はない。 ■女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・泊では機器設計仕様書と系統設計仕様書をまとめて仕様書と呼んでいる。 ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違 【女川】設備名称の相違 ・内張り＝ライニング ■女川実績の反映 ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違 【大飯】フローIVとVが逆 ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<pre> graph TD A[1. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止の対応状況評価} D -- 適切 --> E[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] D -- 不十分 --> F{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出} F -- 検討不要 --> G[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] F -- 検討要 --> H{III. 落下防止対策の要否判断} H -- 対策不要 --> I[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] H -- 対策要 --> J[IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの] </pre>	<pre> graph TD A[1. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止対策の要否判断} D -- 対策不要 --> E[V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの] D -- 対策要 --> F{III. 落下防止対策の要否判断} F -- 対策要 --> G[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] F -- 対策不要 --> H[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの] </pre>	<pre> graph TD A[1. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --> B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出} B -- 検討不要 --> C[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] B -- 検討要 --> D{III. 落下防止対策の要否判断} D -- 対策不要 --> E[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物] D -- 対策要 --> F{IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの} F --> G[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの] </pre>	<p>【大飯】記載内容の相違 ・フローIVとVが逆だが、実質上の差異は無い</p> <p>■泊は女川実績の反映のためフロー順を入れ替えたが、実質的に差異はない</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

図1 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー

図1 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー

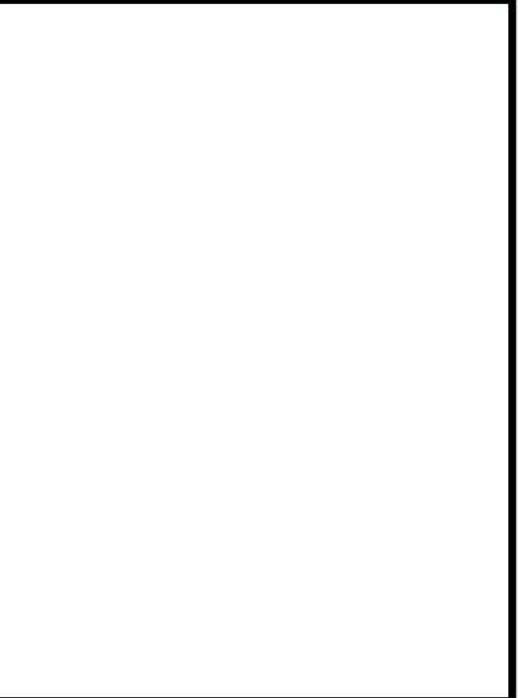
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料2	添付資料3	添付資料3	■資料番号の変更 ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違
<p>大飯発電所安全審査資料11(補) 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について(補足説明資料) 【平成15年9月より抜粋】</p> <p>8. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を留意する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ピットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた空中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。^{※1}</p> <p>落 下 試 験 (図 8-1 参照) における模擬燃料集合体質量は、55,000MWt/h 燃料集合体の水中での浮力を考慮した相当質量と同等であり、燃料落下方高さは約 6m と安全側であることから、ライニングの健全性は確保されたものと判断される。</p> <p>また、ライニング表面のコンクリートの支持がないものとして BRL 式(Ballistic Research Laboratories Formula)による評価を行った場合でも、ライニングを貫通しない限界厚さはライニング板厚より小さく、強度は確保されたものと判断される。</p> <p>*1: 「燃料取扱事故時の燃料棒破損本数評価」(MAPI-1080 改 4) Appendix I</p> <p><補足説明></p> <p>本図は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体重量(内挿物を含む)は、本試験で使用した模擬燃料集合体の重量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっており、さらに斜め状態での落下も模擬している。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p>	<p>燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料プールへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた空中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、内張りが健全性を確保することを確認している。^{※1}</p> <p>試験結果としては、内張りの最大減肉量は初期値 3.85mm に対して 0.7mm であった。また、落下試験後のライニング表面の浸透探傷試験の結果は、割れ等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。</p> <p>※ 1: 「沸騰水型原子力発電所 燃料集合体落下時の燃料プールライニングの健全性について」(HLR-050)</p> <p>図 1 は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体重量(内挿物を含む)は、本試験で使用した模擬燃料集合体の重量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっている。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p>	<p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
<p>図6-1 燃料集合体落下試験方法</p> <p><補足説明> 模擬燃料集合体の落下エネルギー = 39.3kJ (質量: 668kg × 高さ: 6m × 重力加速度: 9.80665m/s²)</p> <p>図1に示す落下試験における模擬燃料集合体質量は、燃料チャネルボックスを含めた状態で 310kg と保守的^{※2}であり、燃料落下高さは燃料交換機による燃料移送高さを考慮し、5.1m と安全側である。</p> <p>※2: 女川2号炉にて取り扱っている燃料集合体重量(チャネルボックス含む)は、表1に示すとおりであり 310kg 未満であることを確認している。</p> <p>表1 燃料集合体重量(チャネルボックス含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実機</th> <th colspan="2">燃料集合体重量(kg)</th> </tr> <tr> <th>気中</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9×9燃料(A型)</td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムライナ燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td>310</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実機	燃料集合体重量(kg)		気中	水	9×9燃料(A型)	310		9×9燃料(B型)			新型8×8ジルコニウムライナ燃料			高燃焼度8×8燃料			模擬燃料集合体	310		<p>図1 模擬燃料集合体落下試験方法</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 ■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	
実機		燃料集合体重量(kg)																				
	気中	水																				
9×9燃料(A型)	310																					
9×9燃料(B型)																						
新型8×8ジルコニウムライナ燃料																						
高燃焼度8×8燃料																						
模擬燃料集合体	310																					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

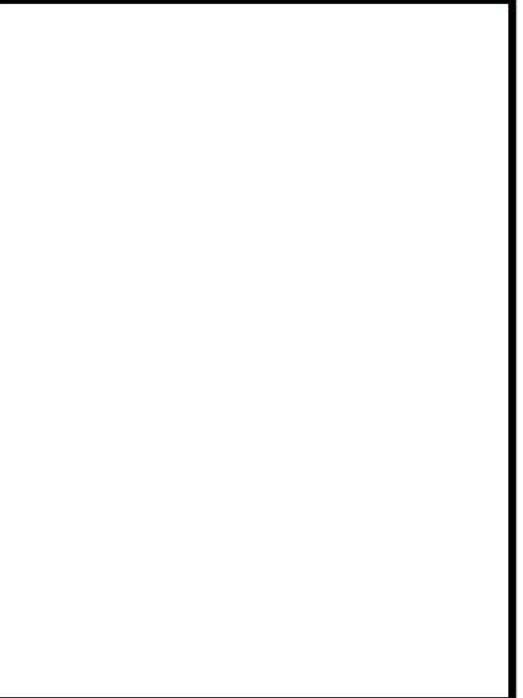
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">■ 押囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添資料3、4）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">泊発電所 3 号発電設備の第 1 回工事計画認可申請書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;">■ 押囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r.4.0

第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第 23 条 計測制御系統施設（別添資料 5）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>別添 5</p> <p>大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉 技術的能力説明資料 使用済燃料ピットへの落下物による 使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について</p>		<p>別添資料 5</p> <p>泊発電所 3 号炉 技術的能力説明資料 使用済燃料ピットへの落下物による 使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設（別添資料5）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>1. 目的 使用済燃料ピット内への落下物によって使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。</p> <p>2. 影響評価の基本的な考え方 別添1において、気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより大きい設備については適切な落下防止対策を実施することから、落下試験の衝突エネルギーを適用しても、保管中の使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。 評価については、燃料被覆管が放射性物質の閉じ込め機能を保持するよう、破断に至るような変形に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>3. 落下物の選定 別添1「6. 重量物の評価結果」において、落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼさない重量物による落下エネルギーを包含できる落下物として、模擬燃料集合体を選定する。 なお、落下高さは落下試験と同じく6mとする。燃料集合体上部は使用済燃料ピットライニングより約4.3m高い位置に配置されるため、保守的な評価条件となっている。</p> <p>4. 落下物による燃料集合体への影響評価 模擬燃料集合体の落下エネルギーは39.3kJであり、燃料被覆管に生じるひずみを算出した結果、下表のとおり燃料被覆管に発生するひずみは、許容ひずみ（塑性ひずみ1%）に対して余裕が十分大きく、燃料集合体の落下を想定しても、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認した。 なお、燃料集合体の強度評価の方法は、別途評価している竜巻事象（使用済燃料ピットに保管中の燃料集合体に飛来物が衝突）における燃料集合体の強度評価方法（第六条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））を用いた。</p> <table border="1"> <tr> <td>塑性ひずみ ϵ_p(%)</td> <td>許容ひずみ(%)</td> <td>裕度</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>1</td> <td>3.3</td> </tr> </table> <p>5. まとめ 気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより小さい設備等については、その設備等の落下による燃料集合体への影響が落下試験の衝突エネルギーによる評価結果に包絡されるため、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷するおそれはない。</p>	塑性ひずみ ϵ_p (%)	許容ひずみ(%)	裕度	0.3	1	3.3	<p>1. 目的 使用済燃料ピット内への落下物によって使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。</p> <p>2. 影響評価の基本的な考え方 別添資料1において、気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより大きい設備については適切な落下防止対策を実施することから、落下試験の衝突エネルギーを適用しても、保管中の使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。 評価については、燃料被覆管が放射性物質の閉じ込め機能を保持するよう、破断に至るような変形に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>3. 落下物の選定 別添資料1「6. 重量物の評価結果」において、落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼさない重量物による落下エネルギーを包含できる落下物として、模擬燃料集合体を選定する。 なお、落下高さは落下試験と同じく6mとする。燃料集合体上部は使用済燃料ピットライニングより約4.3m高い位置に配置されるため、保守的な評価条件となっている。</p> <p>4. 落下物による燃料集合体への影響評価 模擬燃料集合体の落下エネルギーは39.3kJであり、燃料被覆管に生じるひずみを算出した結果、下表のとおり燃料被覆管に発生するひずみは、許容ひずみ（塑性ひずみ1%）に対して余裕が十分大きく、燃料集合体の落下を想定しても、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認した。 なお、燃料集合体の強度評価の方法は、別途評価している竜巻事象（使用済燃料ピットに保管中の燃料集合体に飛来物が衝突）における燃料集合体の強度評価方法（第六条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））を用いた。</p> <table border="1"> <tr> <td>塑性ひずみ ϵ_p(%)</td> <td>許容ひずみ(%)</td> <td>裕度</td> </tr> <tr> <td>0.4</td> <td>1</td> <td>2.5</td> </tr> </table> <p>5. まとめ 気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより小さい設備等については、その設備等の落下による燃料集合体への影響が落下試験の衝突エネルギーによる評価結果に包絡されるため、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷するおそれはない。</p>	塑性ひずみ ϵ_p (%)	許容ひずみ(%)	裕度	0.4	1	2.5	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・燃料集合体による違い (大飯：17型、泊：17/14型を貯蔵。 14型は集合体断面積が小さいため変形しやすい)。</p>
塑性ひずみ ϵ_p (%)	許容ひずみ(%)	裕度												
0.3	1	3.3												
塑性ひずみ ϵ_p (%)	許容ひずみ(%)	裕度												
0.4	1	2.5												